

NO.3-1

景観・空地調査報告書

—新しい町並みの兆しを発見する—

1999年

震災復興・実態調査ネットワーク

はじめに

—景観からみる再建市街地の再生—

震災復興・実態調査ネットワーク

震災後、4年目にはいると、住宅再建の動きは鈍くなった。再建できるところはすでに再建され、再建できない、あるいは使い方の決まらない敷地が、更地のまま地域に残ることになる。そして、新たに建てられた住宅は、塗装パネルに覆われた箱形のプレファブ型住宅が多く、これまでとは異なる風景が現れてきた。阪神間でも長田でも同じような町並みとなってきたことが、気になり始める。

再建市街地の現状を見ると、「どこでも同じ風景になってきている」といわれるが、ほんとうにそうなのだろうか。密集市街地では、再建によって住宅性能は向上しているが、基本的な街区構造や敷地の密集性は変わらない。狭い敷地に、プレファブ風の木造3階建て住宅が並ぶ。比較的敷地規模の大きい神戸市東部や阪神間では、同じようなプレファブ型住宅が建てられているが、敷地にゆとりがある。しかし敷き際に駐車スペースがとられ、庭の取り方や垣や柵のつくり方がこれまでとは違う。生け垣や垣越しに見える庭木の緑に代わり、敷き際がオープンな通りの風景が現れてきている。

確かに住宅そのものは、現在の住宅生産システムを反映し、地域性がなくなってきたているが、それでも、それぞれの場所に蓄積されてきた暮らしの地域性が、現在の景観にも現れてきているのではないだろうか。

被災地において、住宅再建からまちづくりへと復興プロセスが移行していくにあたって、次のまちづくりを、今ある風景から探ってみよう。個々の住宅のデザイン、家並みをつないでいく外構や敷き際の作り方、道との関係、空地の使い方などによる景観形成のなかに、次のまちづくりの手がかりが見いだせるのではないかという問題意識から、震災復興・実態調査ネットワークが主体となって「景観・空地調査チーム」をつくり、空地活用や景観形成の提案につながる調査と検討を始めることとした。HAR基金からの助成を得、メンバーがこれまで調査やまちづくりを通して関わってきた地域を中心に、実際のまちの状況を読み解くことをめざした。

被災地は、市街地更新が短時間に急激に進んだところである。そこには、現在の住宅や市街地特性、ライフスタイルとそれを支える住宅供給システムを反映されている。このような再建市街地の中には、これから全国で進むはずの市街地更新で現れてくる町並みにつながる特徴や景観形成の課題が、見いだせるのではないだろうか。

1999年12月

震災復興・実態調査ネットワーク

景観・空地調査チーム

リーダー：堀井ヨウコ・マサヒロ

幹事会員：堀井ヨウコ・西川義一郎

調査担当者：五原木誠

調査担当者：高橋義之・高橋義之

調査担当者：堀井ヨウコ

調査担当者：堀井ヨウコ

目 次

1. 調査の背景と目的	1
2. 調査の概要	2
3. 町並みの均質化	3
4. 新しい生活景観	9
5. 地区別景観	17
1) 西宮市森具地区	17
2) 芦屋市	23
3) 神戸市深江地区	29
4) 神戸市灘東部地区	35
5) 神戸市灘中央地区	41
6) 神戸市味泥地区	47
7) 神戸市兵庫区	53
8) 神戸市野田北部地区	59
9) 神戸市長田区・須磨区	65
6. 再建市街地の景観形成とまちづくり支援制度	73
1) 景観からのまちづくり	74
①まちづくり協定	
・深江地区－庶民的で住み良い街づくりを目指して	
・新在家南地区－地域・住民が中心となった、新在家らしい「街なみデザイン」づくり	
②景観形成市民協定	
・栄町通地区－クラシカルモダンなシンボルロードづくり	
・新長田駅北地区－新長田駅北地区東部景観形成市民協定「いえなみ基準」	
・魚崎郷地区－景観形成市民協定によるまちなみの復興	
・トアロード地区－魅力的な商業空間づくり	
③地区計画	
・旧居留地地区－企業市民によるまちなみ・まちづくり	
・野田北部地区－街並み誘導型地区計画、街なみ環境整備事業によるまちづくり	
・鷹取東第一地区－区画整理事業によるまちづくり（野田北部隣接）	
・六甲道駅西地区－区画整理事業によるまちづくり	
④街なみ環境整備事業	
⑤緑化促進のための助成制度・取り組み	
2) 空地からのまちづくり	106
①まちづくりスポット創生事業	
・灘中央地区：なかよしランド	
・トアロード地区：トアガーデン	
・吾妻地区：西国街道あづまちかどひろば	
・岡本地区：岡本駅前花苑	
・新在家南地区：新在家南町3丁目街かど広場	
・新開地地区：ええとこ広場	
・野田北部地区：きんぼうじゅ広場	
7. まとめ	115

1. 調査の背景と目的

1) 調査の背景

被災市街地の9割の市街地の再建は、個々の敷地における自力再建が基本である。震災後3年が経過し、更地化した要再建宅地の約6～7割程度までは再建が進んできた。

こうした市街地の再建では、街区構造や宅地割などの基本的な空間構造はそのままであるが、そこに建てられる住宅や宅地の使い方が変化してきている。また、再建過程では、土地利用の変化も見られる。土地の分割・併合、特に被災市街地東部では、大規模敷地でのミニ開発やマンションの建設や住戸の再建とあわせたアパート経営等も見られる。

これまで、再建敷地数が復興の指標となっていたが、それだけでは、こうした土地利用の変化や町並みの変化はどうえきれない。

震災前の風景を喪失したなかでは、新たに住宅を建てるにも、頼るべき町並みはない。経済的事情、生産システムや安全に関する情報などの社会的条件、生活スタイルの変化により、新たな住宅様式が選択されることになる。その結果が、現在の町並みである。

また、必ずしも被災した人が戻ってくるわけではなく、人口の入れ替わりや新しい住民の流入が認められる。地域の暮らし方が再生されるわけではない。

このような状況をふまえ、生活の場が確保されることが再建の第一歩とすると、これから新たな地域の生活風景を創出していくまちづくりへと復興プロセスが移行していくことになる。それは、震災前の町並みに戻すことではない。

これからの町並み形成を考えていくためには、形成してきた町並みの実態を確認し、それを読み解く作業が必要である。地域での生活の表現となっている新しい町並み景観のなかに、これらの景観形成につながる芽をみつけていくことが、個々の住宅をつけないでいくことにつながる。

新たな景観形成は、地域の生活や地域活動と関わっており、必ずしもデザインや作り方を提示することが景観形成に直結するのではないことから、この調査では、実態を読み解くことに重点をおく。

2) 調査の目的

景観の実態を読み解くという観点から、

①どこでも同じような町並みができるといわれる再建市街地の実態を確認する、

②そのような再建市街地のなかで、新しい町並みの兆しを示す景観要素やこれからの町並み形成につながる事例を発見する

という2点を目的に、景観の実態調査を行うものである。

被災地の大部分の市街地再建は、ひとつひとつの敷地単位での住宅再建の積み重ねである。確かに短期間に大量の住宅需要が発生したため、それに対応できたプレファブ住宅が増えた。しかしそれも含めて、住宅のつくり手の生活ニーズや近所との関わり方、住宅へのこだわりが並んでいるのが、現在の町並みである。

通常の景観調査は、なぜそのような町並みができるのか、どのような景観が美しいのか、望ましいのかを、客観的物理的指標で実証的に説明しようとする。しかしこからは、現在の再建市街地で見られるような、時間の経過とともに増えてきた植木鉢や、生活の場として使われている家の前の道、庭先の空間のつくられ方や使い方の変化などは、ぬけおちていく。

今回の調査の目的は、地域性がなくなっていくことを確認することと、新しい町並みの兆しを発見することである。被災地の景観の全体像を説明するのではなく、再建されてきた住宅地を歩いて、実感にもとづいて考えることにした。

特に新しい町並みの兆しについては、目に見える現象の中から、生活環境をつくっている新たな町並み要素を、実際の生活の場に発見していくことを目的としている。

2. 調査の概要

1) 調査対象地域

調査対象は、これまで実態調査や復興まちづくり支援を行ってきた住宅系市街地とし、①長田(齋木)、②野田北部、③味泥(三輪・末包)、④兵庫(吉川)、⑤灘中央(上山・天川)、⑥灘東部(浜田)、⑦深江(辻)、⑧芦屋(小浦)、⑨西宮(伊勢)の9地区において調査を行った(図1)。

2) 調査項目

調査項目は以下の3点である。

① 地域性の喪失の確認

どこでも同じ風景となっている要因として、

- * 塗装パネルに覆われた箱形住宅、
- * リブ型ブロック塀と黒い柵、
- * 囲いのない敷き際に建つ玄関ポール、
- * 敷き際のコンクリート敷きの駐車スペース、
- * 木質に代わってできてきたプレファブ・アパート、
- * ゴールドクロスやレッドロビンといった緑化材料

の6つの要素に注目し、それぞれの地域で、この共通要素のある典型的な町並みを確認する。

② 新しい景観につながる要素を探る

調査対象地区のフィールド調査によって、新しい景観の芽を探す発見型の調査とした。

建築様式、敷き際、塀や柵など敷地境界の作り方、隣地との関係など、空間構成に関わる要素、植木鉢の演出や道の使い方など、空間の使い方からでてくる要素など、が考えられるが、事前に視点を特定

せず、発見した景観について、それをどのようにとらえるか、その視点を重視する。

③ 町並みづくりに関わる制度と事例

各市で行われている町並み緑化や町並み整備を支援する制度と事例を収集してまとめる。

生垣助成の拡充、戸建て住宅の緑化の工夫のためのパンフレット、復興基金を利用した街並み緑化の助成制度、神戸市の従来からのまちづくり協定、景観形成市民協定や地区計画スポット創生事業の新設がある。また街並み環境整備事業を適用し、地区計画地区等において街並み整備を支援している。

3) 調査の方法

調査項目①については、調査項目で示した6要素が現れている地区景観を収集する。収集した事例を比較し、地域性の喪失の実態を検討した。

調査項目②については、フィールド調査により発見した景観について、

- * まちなみの視点、注目する景観要素写真撮影
- * 撮影位置の図示
- * その町並みについてのコメント作成

により、地区ごとに事例シートを作成する。

その後、この町並み事例シートを整理する。このとき、写真のフィジカルな特性だけでなく、なぜこの景観に注目したのか、何を発見したのか、についてフレーディスカッションと現地調査を重ねることにより、新しい景観の類型化を試みた。

調査項目③については、制度概要と適用事例を収集して資料としてまとめる。

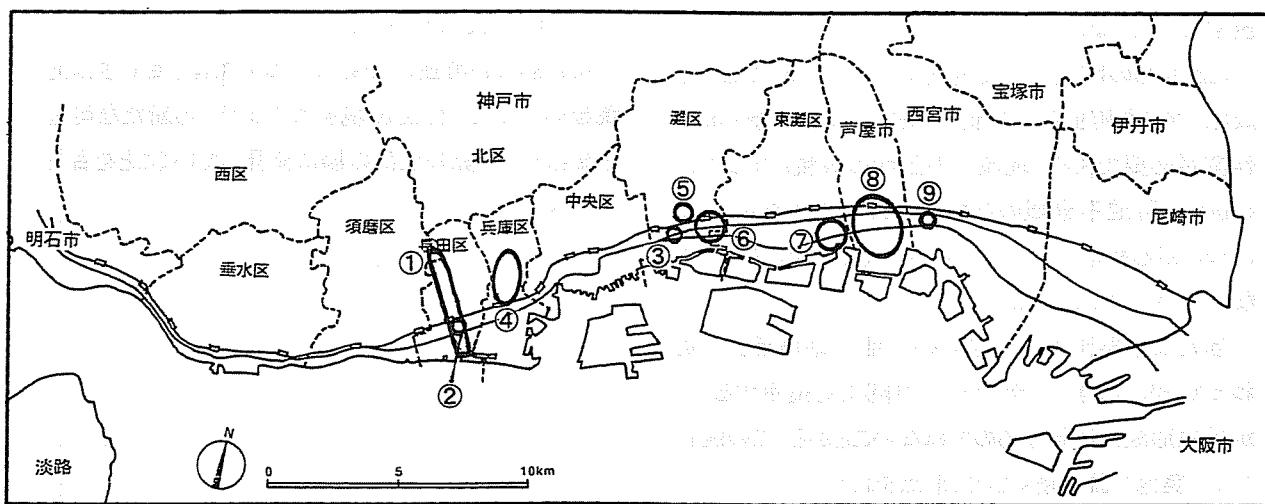


図1. 調査対象地区

3. 町並みの均質化

(1) 均質化要素

再建市街地では、「どこも同じような町並みになっている」と言われているが、実際はどうであろうか。どこでも同じ風景となっている要因として、以下の6つの要素に注目することとした。

①塗装パネルに覆われた箱形住宅

構造(木造、軽量鉄骨)や工法(プレファブ、2×4、在来工法等)に関わらず、外壁の仕上げに乾いた質感の塗装パネル(サイディングボード)を用いている住宅が多くなっている。また、多くの場合、総2階、総3階建てとなり、軒が浅く陰影の少ない、箱形の形態が見られる。

目視観察からは、構造・工法の区別はつきにくいが、普通の生活者の目からみると、どれもいわゆるプレファブ風の住宅に見える。敷地いっぱいに建てられており、通りからは、北入りの場合は壁面が、南入りの場合はベランダの出が意識される。

②リブ型ブロック塀と黒い柵

震災後の塀の素材として、リブ型ブロックと黒い柵の組み合わせが典型的である。震災バージョンと呼べるほど、被災地に多い。ほとんど空地のないような場合でも、境界に現れる。

これまでより塀の高さは、少し低めになっているが、どこでも同じような塀が現れている。これまでに見らなかつた組み合わせである。

③囲いのない敷き際に建つ玄関ポール、

比較的狭小な宅地では、敷き際に塀や柵がなく、直接玄関が道路に面して住宅が建てられている。このような建て方がされている場合、インターフォン、郵便受け、表札などがセットされた、玄関ポールが敷き際にでてくる。

駐車スペースがある場合とない場合があるが、いずれも黒系のポールが玄関脇にたてられている。

④敷き際のコンクリート敷きの駐車スペース

敷き際がオープンになり、建物の前面、または一部建物内に食い込むように駐車スペースがとられる建て方が多く見られる。当初は、コンクリートで仕上げられ、真夏の日差しの中で、白くまぶしい風景

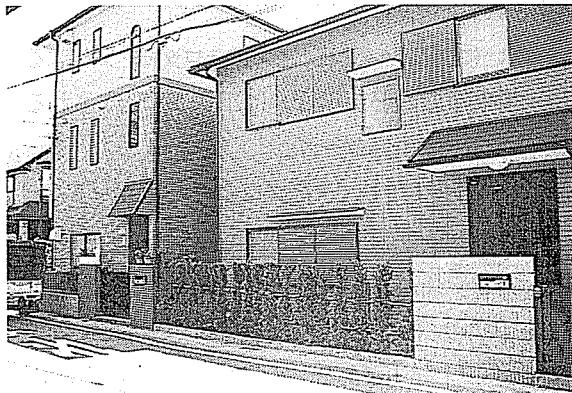


写真1. 典型的な箱形プレファブ住宅



写真2. リブ型ブロック塀と黒い柵が続く

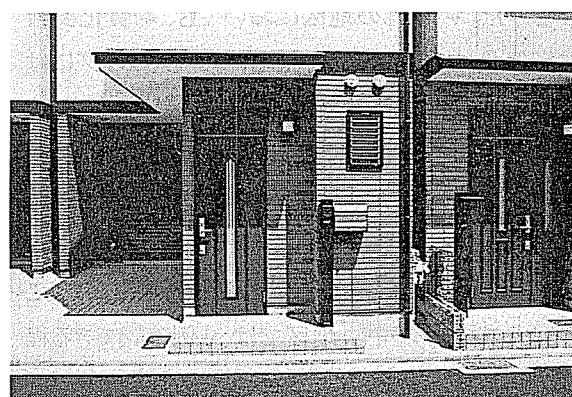


写真3. 囲いのない敷き際に建つ玄関ポール

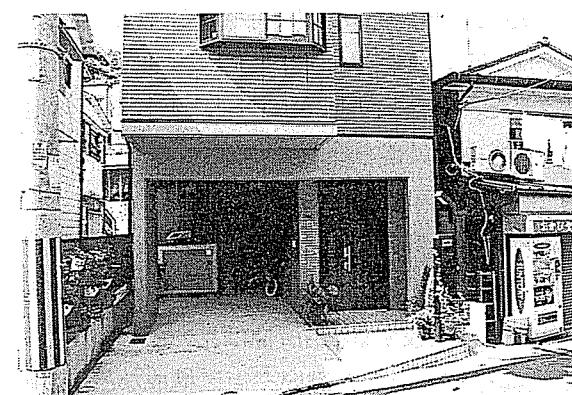


写真4. 敷き際のオープンな駐車スペース

が生まれていた。

しだいに、タイルや石、インターロッキングによる仕上げや植栽などデザインに工夫がほどこされるものがみられるようになった。

⑤木賃に代わってできてきたプレファブ・アパート

都市部の集合住宅の典型でもあった、木造民間賃貸住宅や長屋は、震災で壊滅的被害をうけた。これに代わり、再建されてきたものに、2階建てのプレファブ・アパートがある。多くの場合、建物周囲に駐車スペースがとられている。

⑥ゴールドクレストやレッドロビンといった緑化材料

震災後、再建された住宅の生け垣に成長が比較的早いレッドロビンがよく使われている。春から初夏にかけて、多くの生け垣が赤く色づく。

また、これまでほとんどみられなかつた緑化材料で、震災後多く見られるようになった樹種に、ゴールドクレストがある。

(2)均質化要素の地域性

景観の均質化要素に注目して、調査対象地域を歩いてみた。いずれの地区においても、均質化要素の典型風景は見いだせたが、その頻度やタイプには地域性があるようであった。

例えば、灘中央地区では、玄関ポールはほとんどみられなかつたが、深江や芦屋地区ではオープンな敷際がつくられているケースに多く見られた。

レッドロビンの生け垣の出現頻度も地域によってことなるようである。灘中央地区では、1例確認できる程度であった。

長田地区では、地域の景観要素の特徴として、隣棟間に通り抜けできるような隙間がつくられていたり、地蔵祠が新しい住宅のなかに再建されている様子が報告された。地蔵祠は、被災地東部の深江や森具地区など、歴史的集落を継承しているところでは、いろいろなかたちで再建されているのが確認できる。

また、プレファブ風住宅やリブ型ブロックと黒い柵を合わせた塀など、工業化製品の組み合わせによる要素は、個別に比較すると場所性は見いだせないが、敷地規模や敷地形状の違いや街区構成など、市街地条件によって、空間性や現れ方に違いがでてくるのではないだろうか。

写真5. 木賃に代わるプレファブ・アパート



写真5. 木賃に代わるプレファブ・アパート



写真6. レッドロビンの生け垣

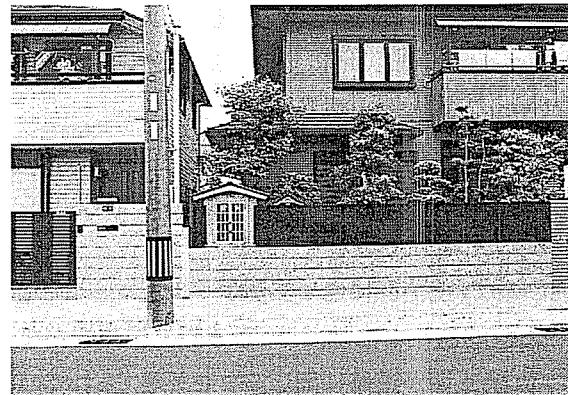


写真7. プレファブ住宅のなかの地蔵祠

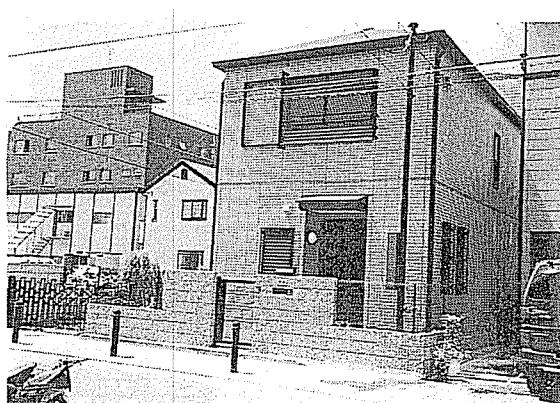
調査対象地域を、狭小宅地が多くインナーシティ地区で密集市街地問題をかかえる神戸市西部市街、神戸東部のなかで、比較的密集性を残す住宅市街地である神戸市東部市街地、これら2地域と比較すると密集性が低く、サラリーマンの住宅地である阪神間市街地に、3分類して並べてみる。

①神戸市西部市街地：長田、野田北部、兵庫

②神戸市東部市街地：味泥、灘中央、灘東部

③阪神間市街地：深江、芦屋、西宮

①塗装パネルに覆われた箱形住宅

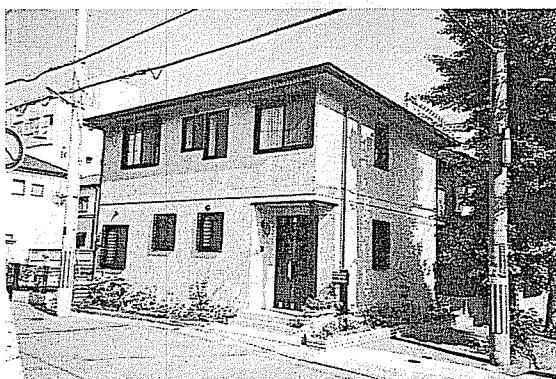


神戸市西部市街地（野田北部地区）

②リブ型ブロック塀と黒い柵



神戸市西部市街地（長田地区）



神戸市東部市街地（味泥地区）



神戸市東部市街地（灘中央地区）



阪神間市街地（芦屋地区）



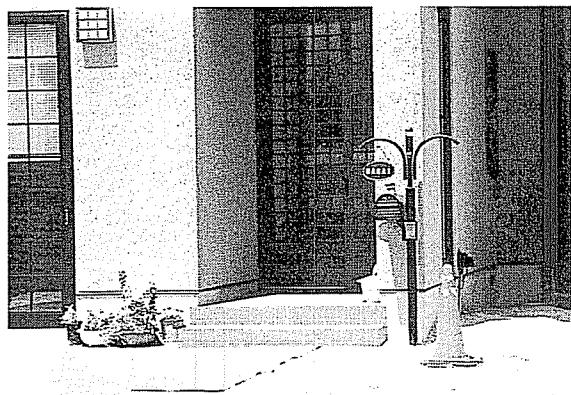
阪神間市街地（森具地区）

ほとんど地域性が見いだせない。グレー系、ベージュ系のつるつとした塗装パネルに覆われた総2階の箱形の住宅。黒い窓サッシュが壁にはりつけられてように取り付けられ、軒の浅い、低い寄せ棟屋根が構成要素の典型である。

震災後、被災地で建てられている代表的な戸建て住宅タイプである。個別に見ると、どこでも同じである。

森具地区の写真が典型。阪神間市街地では多くみられる。インナーシティ地区では、同じようなリブ型ブロックと黒色の柵で塀が作られていても、その前に植木鉢が並び色彩が豊かになっている。路地に並べられていた植木鉢と同じ感覚。時間の経過とともに、柵に植木鉢がかけられたり、表情がでてくることが期待できる。

③囲いのない敷き際に建つ玄関ポール



神戸市西部市街地（兵庫地区）

④敷き際のコンクリート敷きの駐車スペース



神戸市西部市街地（野田北部地区）



神戸市東部市街地（灘東部地区）



神戸市東部市街地（灘東部地区）



阪神間市街地（深江地区）



阪神間市街地（芦屋地区）

オープンな敷き際に、郵便受け、インターホン、表札などがセットされた玄関ポールが独立して建つ。玄関に近い位置に建てられているケースが多いが、深江地区のように道路際に並ぶものも見られる。

ポール周りに植木鉢が置かれているものも多い。阪神間市街地では、ガーデニングと一緒にデザインされているものもある。花の置き方に地域性がある。

敷き際が明るくなるのは、敷き際がオープンであるだけでなく、そこがコンクリート張りの駐車スペースになっていることも大きい。住宅の建て方はいろいろであり、場所ごとに家並みは違っても、住宅も敷き際も無機質で乾いた質感になっていることが、どこでも同じ風景が現れてきていると感じる要因ではないか。敷き際がオープンになるため、道が広がったように感じるところもある。

⑤木賃に代わってできてきたプレファブ・アパート



神戸市西部市街地（兵庫地区）



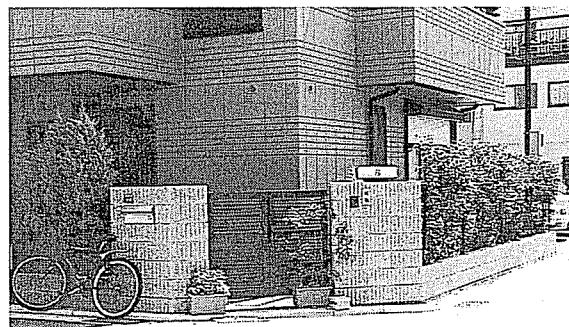
神戸市東部市街地（灘中央地区）



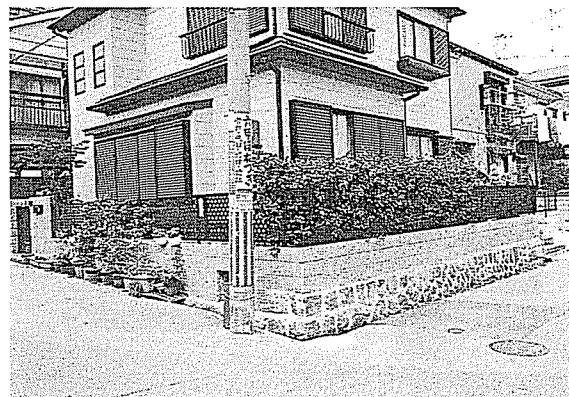
阪神間市街地（芦屋地区）

これらのプレファブアパートは地域を問わず、木賃に代わって再建されている。4戸程度の小規模なもので、1階と2階の間にボーダーがはいる2色使いのものが多い。地域性はほとんどない。灘中央のは文化住宅タイプなのだろうか。再建により、人口の入れ替わりが促進されている。

⑥ゴールドクレストやレッドロビンといった緑化材料



神戸市西部市街地（兵庫地区）



神戸市東部市街地（灘中央地区）



阪神間市街地（深江地区）

阪神間に多い。これまでの生け垣に代わる風景である。震災前に生け垣が少なかったためか、インナーシティ地域では、このタイプの敷き際はあまりみられない。灘中央地区はかつての石積みの上に黒い柵の塀と一緒にレッドロビンが植えられている。深江はゴールドクレストと一緒に植えられている。これらは生け垣の素材の変化とみることができ、従前の敷地規模や市街地環境が反映される要素である。

⑦ 3階建て住宅とオープンな駐車場



神戸市西部市街地（兵庫地区）



神戸市東部市街地（灘中央地区）



阪神間市街地（深江地区）

震災後3階建て住宅が急増した。建築基準法を守り、中心線後退して、被災前の住宅規模を確保しようとすると、狭小宅地では3階建てとなる。間口が狭いと、1階はほとんど車と玄関だけの空間になる。家並みというより、車並みになってしまいそうである。これは阪神間では比較的少ない。敷地規模や道路幅員など市街地特性の違いが影響する現象である。

(3) 町並みの均質化と地域性にかかる要素

震災後の住宅再建で、まず求められたことは、安く、工期の短い、安全で快適な住宅であった。これに応えることができたのが、まず住宅メーカーであった。住宅展示場にあるようなタイプばかりではなく、狭小宅地用の被災地バージョンのパンフレットを持ってまわったと言われる。商品であるかぎり、個々の「住宅」は地域性を持つものではない。実際に建っている住宅は、必ずしもプレファブ・メーカー住宅ばかりではないが、在来工法によるものであっても、ここ20年の外壁材の変化により、見た目はどれも同じように見える。

当初想定した6つの均質化要素のうち、塗装パネル（サイディングボード）に覆われた箱型住宅とプレファブアパートに地域性がないのは、いずれも個々の商品としてみることができるからである。

ふつうのまちの多くは、こうした住宅が立ち並ぶことになった。狭小宅地が多い密集市街地では、3階建て住宅が多く、D/Hの関係が変わり、通りの空間構成が大きく変化しつつある。比較的敷地規模があつても、より大きな住宅を求めて、敷地いっぱいに建てられると、単調な壁面が通りにせまってくる。南北背割り街区の場合は、道をはさんで南側敷地の単調な壁面と北側敷地のベランダが向き合う。このように同じ箱型住宅が並んでも、地域や市街地構造によって、通りの構成は違ってくる。

一方、外構要素については、まだまだ手をかけていく余地があり、そこには地域性がでてくるのではないだろうか。典型的な塀のつくりでも、塀の外側に好きな植木鉢が並ぶところと、玄関周りや柵にガーデニングされた鉢が飾られるところ、生け垣の樹種の選び方など、地域によって植木鉢の置き方などの傾向に違いが見られる。

確かに、住宅の外装、形、塀や柵の材料、玄関ポール、駐車スペースのコンクリートの仕上げ等、工業製品がつくる要素には、地域性はない。ただ、そこをどのように使うかは、暮らし方による。今は生活様式も、隣地との関係、近所とのつきあい方もいろいろであり、地域性が消えつつある。それが、構成要素は均質でながら、雑然とした風景につながっているのかもしれないが、洗濯物や花や緑、車の使い方などの暮らし方が、地域性の現れにもなっている。

4. 新しい景観の類型

ここでは、今回の調査で、各地区において集められた新しいまちなみの兆しを示す景観要素やこれらの景観形成につながる事例をタイプ別に類型化し整理した。

■空間構成の類型化

まず類型化にあたって、着目する空間を街角、敷際、建築、道、空地の5つに分類し、それぞれについて景観形成の視点から点（ポイント）、線（連続性）、空間（広がり）の3つに整理した（表1）。

点というのは、シンボルツリーのようにまちなみにおいてアクセントとなっている事例や、現在はポイントとしての取り組みが、将来的にはお隣の家や通りを挟んだ向かいの家へ、線的にあるいは空間的につながる可能性のあるものである。

線というのは、通りとして生垣が続いたり、花を飾ったり、二項道路の拡幅部を緑化した事例やプレハブ住宅や建て売り住宅が建ち並ぶといった、まちなみの連続性に着目して整理している。

空間というのは、まちなみの広がりという視点から、例えば、ルールをつくって地区として取り組んでいる事例やミニ開発、あるいは通りを挟んで向かい合う家がまちなみ形成に寄与している事例を取り上げている。

表1

	点(ポイント)	線(連続性)	空間(広がり)
街角	樹木(シンボルツリー)	—	せせらぎ(水)
店			
地蔵			
敷際	プラン、セットバック緑化	塀・フェンスフェンス	緑化の協調
フェンス		(デザイン・高さ協調)	セットバック緑化
不整形敷地の隙間	プラン・生垣連続		
建築	デザインされた家	協調化住宅	素材・デザインの協調
	デザインされた車庫	3階建て売り住宅	ミニ開発
		プレハブ住宅	地域のデザイン(ルール)
道	アプローチ部分	二項道路拡幅部分	同色のファニチャー
	二項道路拡幅部分 (緑・花・その他)		通り抜け路地・通路
	(緑・花・その他)	路地・通路	
空地	駐車スペースの修景	駐車スペースの屋根	敷地間の共有化
	空地緑化	のデザイン	まちづくりスポット
	提供公園	駐車スペースの共有	

■営みの特性からの類型化

3章で街並みの均質化について述べたが、これらの生活環境をどのように形成し育んでいくのかを景観から考えていくという立場に立ち、次のような景観に見える環境形成の視点を持つことにした。

□どのように時間を蓄積させていくか

震災後、プレハブ系の住宅に建て替わったところと被災しなかったところで時間の蓄積をどのようにしていくのかということで、素材にあらわれる時間と手を加えることによる時間の蓄積に着目する。

□どのように敷地と通り・まちとの関係をつくっていくか

素材感や形態の均質化や揃っていても無機質な景観が見られるなかで、一番身近な環境形成として、となりどうしの関係や道との関係に着目する。

□どのように地域性をつないでいくか、風景のまとまり

地域に固有の手がかりや新しい地域性づくりの芽を発見し、また、みち空間（つなぐ空間）や空地が果たしている役割を把握し、そして、まちづくりのルールやまちづくり協議会など地元組織の活動による取り組みを取り上げ、風景のまとまりや地域性をつないでいく手がかりを発見する。

□新しい住宅スタイルの特徴から、どのような家並みが生まれてくるか

各地域でプレハブ系住宅に建て替わっていくなかで、どのような家並みが生まれてきているか、また、住宅デザインからの新たな試みや新しいデザイン要素がないか探る。

こうした視点で各地域で集められた「再建されたまちに見られる環境形成の芽」を「景観とは生活の営みが空間にすり込まれた結果の姿である」という仮説を立て、まず空間のタイプに分類し、さらに、景観を見る視点として①配置・空間の関係性、②生活表現、③修景手法の3つの営みの特性から分類した。（表2）

①配置・空間の関係性

まず、配置や空間の関係性に着目し、敷地と敷地との関係性、敷地と道路との関係性（敷際がオープンかどうかなど）、建物と建物の関係性、空間としてのまとまりの4つの視点から景観を見ている。

②生活表現

次に、そこに住む人の生活の中での使い方、例えば共有しているとか、コミュニティの場といった生活の営みがあらわれた景観や住み手の外へ見せるという意識のあらわれのような生活表現に着目している。

③修景手法

そして、素材やデザインや色、緑化という具体的な修景手法にも着目した。

表2 事例の類型化

■具体的な事例の紹介

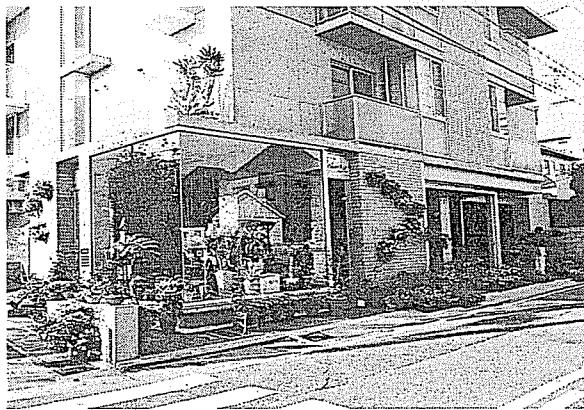
口点・街角

①シンボルツリーとして玄関を演出する
コーナーに玄関をもってき、植栽をすることにより、街角を演出している。交差点がひとつの場所のまとまりになっている。



②店

角地の賃貸マンションで、1階に花屋が入居し、街角に潤いのある雰囲気を提供している。



③地蔵

2軒の敷地境界部分を共有する形で地蔵が設置されている。



よくトキテおしゃべり

口点・敷際

①プランター
敷際がオープンな建て売り住宅。玄関ポールまわりに置かれた花がアクセントになっている。



②フェンス・堀 (プランター)

通りに対して、門やフェンスにハンギングポットを飾り、通りを行く人の目を楽しませている。



③オープン緑化

堀をつくらず、植栽空間としている。将来はもっと緑が育つ。→時間とともに育っていく景観



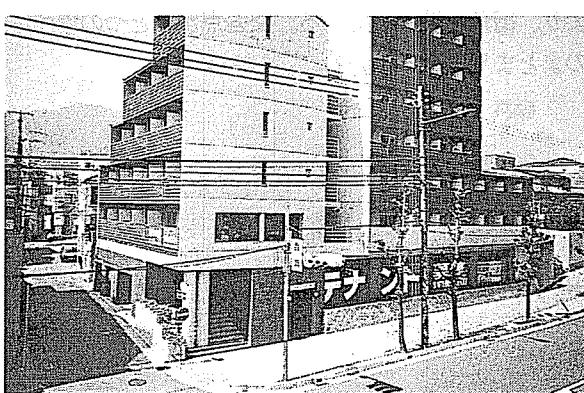
④セットバック緑化

塀をセットバックして、塀の前に植栽スペースを生み出している。また、塀の一部を格子としていることで、庭の緑を見せている。



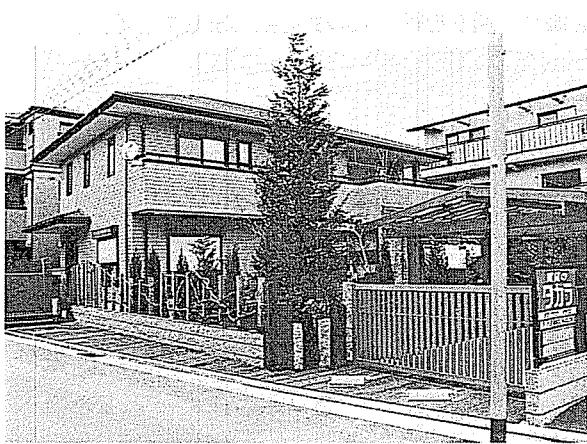
②建築デザイン2

バルコニーの手すりが木になっており、低層部のレンガタイルとともにアクセントとして効いている。



⑤不整形敷地の隙間

不整形敷地において、建物のレイアウトによって隙間ができる。この隙間空間を床面に木を敷き詰め、木を植えることにより修景を施している。



③建築デザイン3

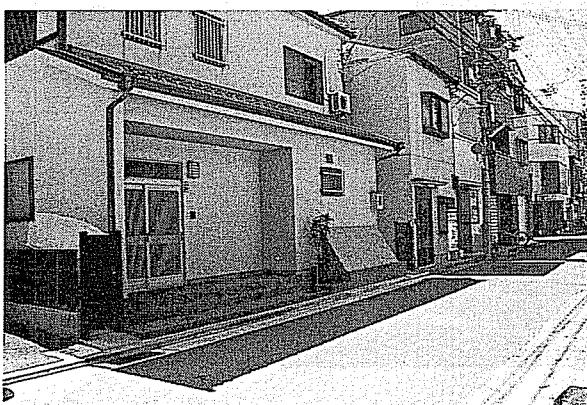
敷際がオープンで建物が敷際をつくるタイプの通り景観に対する建物デザインの役割をもっと考える必要がある。



口点・建築

①建築デザイン1

和風のしつらえで、開口部に木を用いている。
1階の室外機を竹で隠している。



口点・道

①二項道路

二項道路の後退部分を花壇にしたり、鉢を置いて飾っている。向かい側はアスファルトにしてしまっている。



②旗竿敷地のアプローチ

旗竿敷地のアプローチを駐車スペースとして利用するとともに、床面に木を敷き詰めてデザインしたり、ポストの支柱や柵を木で手づくりしている。



③提供公園

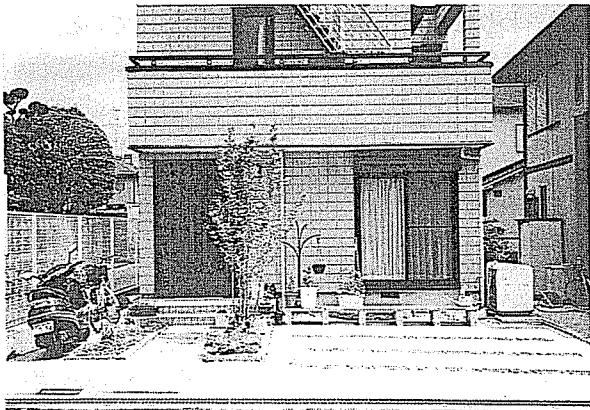
震災後にできたマンション。ベンチを置いたり、植栽スペースを設けた公園として、街角の渦いの空間となっている。



口点・空地

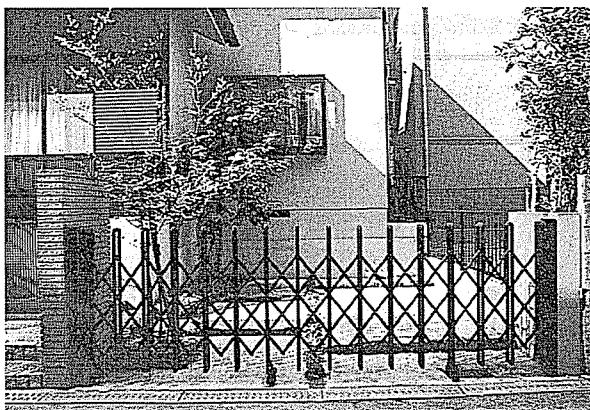
①駐車スペース（デザイン）

床面に石を敷いてデザインしている。ベンチを置いたり、木を植えて通りとの関係を和らげている。



②駐車スペース（緑化）

コンクリートの床面にリュウノヒゲを植栽しデザインしたり、木を植えることにより、通りに対してやわらかな表情を出している。



④空地緑化

空地全体を畠として利用している。

地域のコミュニティの場所にもなっている。



口線・敷際

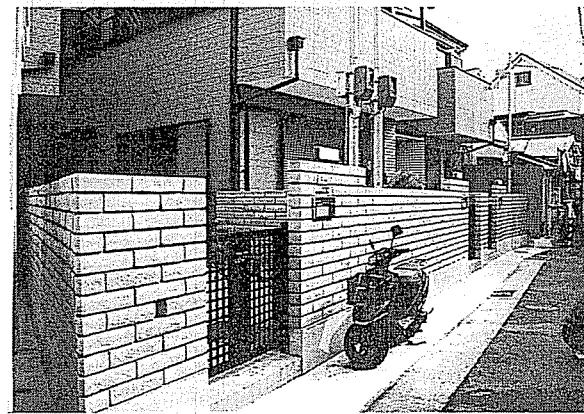
①プランター

隣り合った2軒が駐車スペースの柵にハンギングポットを飾ることにより連続感が生まれている。



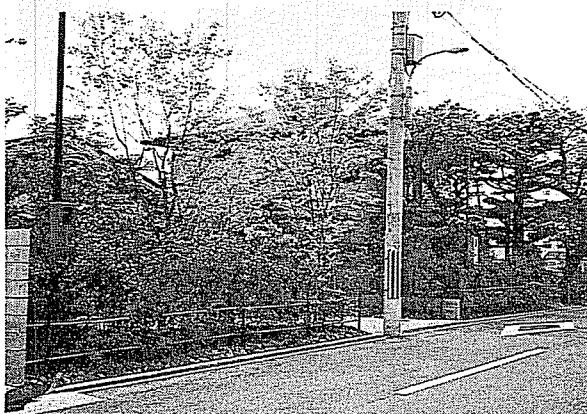
②デザイン協調

隣り合う3軒が塀を共同化することにより、塀の高さやデザイン、素材が統一されて、まとまりが創出されている。



③生垣連続

レッドドロビンとユキヤナギを混ぜて植えている生垣が2軒並んでいる。地区幹線道路沿いだが、オープンで柔らかい表情になっている。



④セットバック部分共有

4棟の建て売り住宅。敷地境界に何も置かず、セットバック部分の広がりがまちなみによどりをつくっている。



口線・建築

①協調住宅

協調建替により、外装材やペイプメント、デザインがそろえられ、異なった平面計画でも統一された景観を創り出している



口線・道

①二項道路

2軒が再建でセットバックして、連続するように玄関まわりに自然石を使った花壇をつくっている。



②路地・通路

舗装せず、敷地ごとに少しづつ違うが、踏み石が連続することでつながる路地。

庭木や敷際の緑が景観をつくっている。



□線・空地

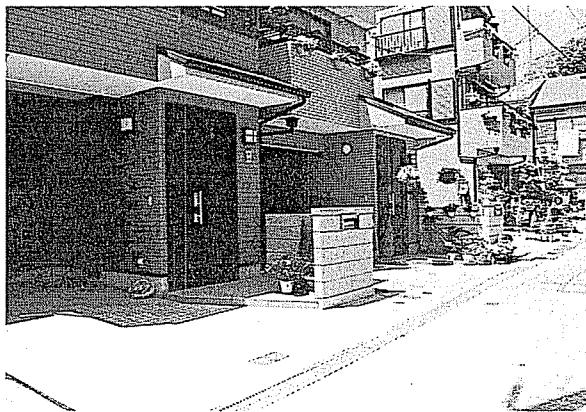
①駐車スペースの屋根

塀や柵の高さがほぼ同じで、駐車スペースの屋根が、高さ、形、素材感が揃うと、リズムのあるまちなみになる。



②駐車スペースのデザイン

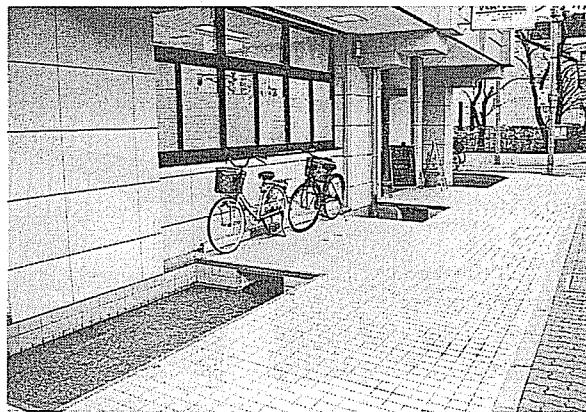
隣り合った2軒が駐車スペースを道路と同じ色調でデザインしていることによりまとまりが生まれている。



□空間・街角

①せせらぎ

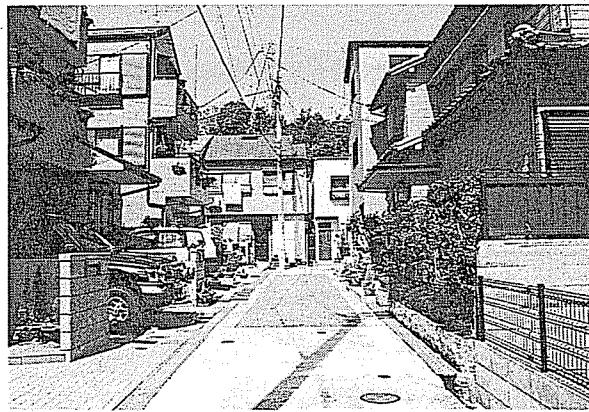
マンション1階部分のせせらぎ。店舗、せせらぎのデザインは今一歩だが、水の導入は評価できる。



□空間・敷際

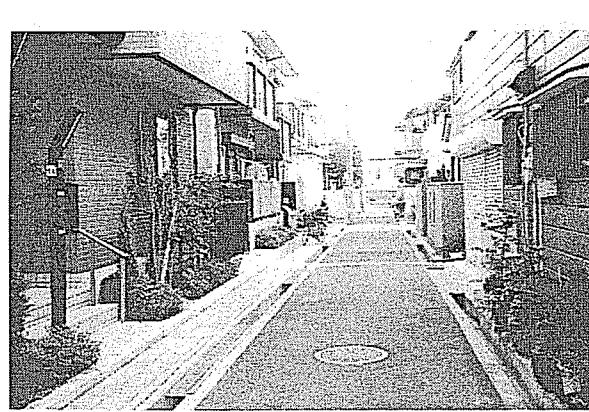
①緑花の協調

通りを挟んで両側の家々が、生垣にしたり、鉢やプランターを置くことにより、通り全体が緑豊かな空間となっている。



②セットバック緑化

街並み誘導型地区計画により、道路中心線から2m後退し、さらに壁面位置を 50cm セットバックさせ、そこに植栽をし、豊かな路地空間になっている。



□空間・建築

①素材の統一

プレハブ、S造、RC造の向かい合う住宅群で、開口部、手すり、外構に木を使っている。



②地域のデザイン（ルール）

まちづくり協定とまちなみ環境整備事業により、酒蔵のまちのイメージにあつたデザインとしている。外構部分には景観形成のための補助金がでている。



□空間・道

①同色のファニチャー

水色で統一されたベンチ・花台・広報板などが家先に並べられた生活道路である。屋外階段や速攻のふたまでが同じ色で塗られているところもある。



②緑と花の市民協定による飾花

まちづくり協議会主導のまちづくり活動の一環として、一定区間に同一の花鉢が並び、まちなみ潤いとリズムを与えていている。



③通り抜け路地・通路

道路側は修景空間とし、入口は建物の間の路地空間に配置している。路地空間に木を植えたり、ベンチを置いて、コミュニティの場にもなっている。



④二項道路

組合施行の区画整理区域内で、通りを挟んだ両側の家々がセットバックした部分に植木鉢やプランターを置くことにより、通りに潤いを与えてている。



□空間・空地

①駐車スペースの配置

緑もなく、無表情な壁面や舗装床面。その中で、隙間から見える公園の緑がまちなみをつくっている。



5. 地区別景観特性

1) 西宮市森具地区

一小さなことから積み上げるまちの景観

(1) 西宮市森具地区の概要

西宮市の森具地区は、阪神電鉄香櫛園駅の北西にあり、北は国道2号、南は概ね阪神電鉄本線、東は夙川、西は芦屋市との市境界に囲まれる概ね25haの区域である。

森具地区は、古くからの西宮の市街地とは夙川を挟んだ位置にあり、西宮と神戸方面を結ぶ旧西国街道沿いに発展した農村集落であった。

この地区では中央部分に集落があり、地区の西側で耕地整理が実施されたために大きな街区構成の中に市街地が形成され、地区の東側は震災復興土地区画整理事業が実施されたなかに市街地の形成が進んだ。しかし、中央の集落部分では道路幅員が狭く、また建築物の更新が進まないまま集落が残っていた。

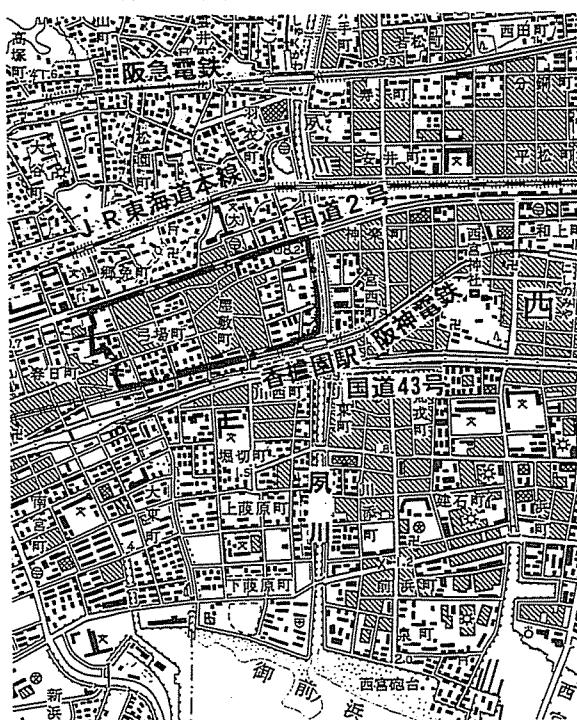


図-1 森具地区の位置

（出所）西宮市「西宮市景観計画」

この地区では、震災により老朽化した木造住宅や市場など大部分の建物が倒壊し、細街路が遮断されるなどの大きな被害があった。そこで、震災を契機に地区の中央部で面積約10.5haの森具震災復興土地区画整理事業を実施し、高齢者や小規模宅地対策として共同化住宅が建築された。また、全域に森具地区地区計画を指定されている。

1) 森具震災復興土地区画整理事業の概要

この地区では、震災当初の土地区画整理事業の計画発表を契機に香櫛園森具地区まちづくり協議会が結成された。その後まちづくり協議会の勉強会等の状況を勘案しながら西宮市で地区画整理事業が進められた。

地区画整理事業では、集落のあった地区中央部に公園を配置とともに、共同化住宅用地を国道2号沿道に配置したことや、小規模宅地を集約するなど、比較的同じ規模の宅地の集まる街区が形成されている。

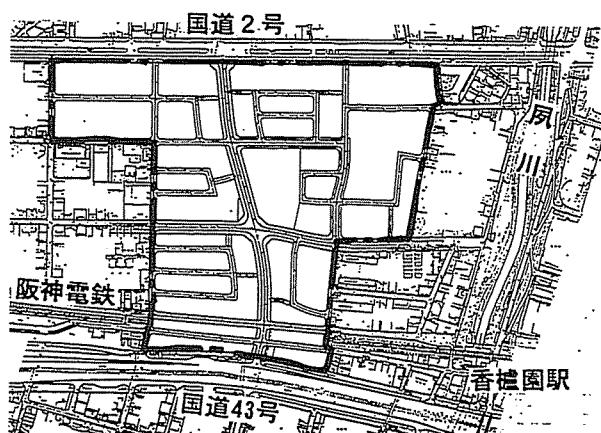


図-2 森具震災復興土地区画整理事業

（出所）西宮市「西宮市景観計画」

また、本地区では地域の骨格を形作る2本の都市計画道路（幅員15m）が地区内で曲線を描いて計画されていたことから、土地区画整理事業ではあるが街区の形状が長方形でない部分が作られ、やや変形の敷地が発生している。

また、土地区画整理事業の実施によって、地区外周部を除いて、震災発生時に残っていた建物も移転を行うことになり、まち中でほぼ全面的に新たに建築が行われるということが発生している。

2) 森具地区地区計画の概要

森具地区地区計画では、まちづくり協議会と自治会が中心となって、これまであったような戸建住宅地としての住環境を守っていこうという主旨から、建築物の用途制限と高さ制限を行う地区計画を策定している。地区内では規制緩和に反対する声が多く、規制を強化していく地区計画案を求める意見が多かった。

用途は、近隣商業地域に指定された国道2号沿道を除いて、第一種中高層住居専用地域並みの用途制限を行っている。

また、最高高さは、国道2号沿道では30m、地区内の幹線道路沿道では18m、幹線道路の後背の部分では15mに制限している。

外壁後退や生垣の制限は、賛否両論があり実施されていない。

(3) 復興景観

地区中央の区域では土地区画整理事業の実施により住宅の再建は少し遅れたものの、仮換地指定も実施され住宅の再建は比較的早く進んでいる。

再建住宅

再建住宅には戸建住宅が圧倒的に多く、従来の瓦屋根の建物にかわって、プレハブ住宅などの工業化住宅が多く建っている。また、サイデ

ィングボードによって外壁を作った建物も多く見られる。また、小規模宅地が並ぶ部分では、ばらばらのデザインで高密度に建築物の連続する街区が発生している。

まち全体が震災前とは大きく変わったイメージになってきている。



写真①：プレハブ住宅の並ぶまち
敷際

まちを歩くとこの地区でも他地区でも見られるような、リブ付きブロック塀と黒いフェンスが至る所で見られる。

特に、道路の南側では建物が道路境界に近寄ってくることで圧迫感のある閉鎖的な塀の作りになっている。また、通過交通のない道路沿道では比較的開放的であるが通過交通のある道路沿道では比較的閉鎖的な塀になっている。



写真②：リブブロックの塀、黒いフェンス

また、道路に面して駐車場が設けられ、ポリカーボネードの屋根とコンクリート打放しの冷たく堅いイメージを与える道路際のつくりが多く見られる。

このように、昔ながらの集落景観が震災により解体し、更に土地区画整理事業の実施によりオリジナルな景観が消滅した森具地区であるが、個々の市民の住宅再建の中で作られつつある「心なごむ住環境」としての新しい街並みの兆し」の具体例として①建物の演出、②敷き際の修景、③駐車場床面の修景、④歴史の保全の4つのテーマについて以下に紹介する。

■具体例①【建物の演出】

■外壁のデザインの協調

住宅の再建時に、隣の建物とタイルをあわせる（色調、大きさ）などの周りとの調和に努力している例である。まちなみがバラバラにならず、少し統一のとれた雰囲気になっている。



写真③：外壁のデザインを協調した住宅群

■ツイン住宅

震災後建築されたマンションであるが、2人の権利者が二つの敷地を別々に使うのではなく、間に路地空間と玄関を設けマンション住民のコミュニティ育成の場となるような仕掛けを作るとともに、建物のデザインも一つのよう

イメージに作っている。



写真④：建物デザインを協調したツイン住宅

■プレハブアパート、賃貸住宅のデザイン

震災以降に同じような外観のプレハブアパートが多く建築された。しかし、オープンな敷地とし、駐車場に緑を入れることで冷たい他的なイメージが薄れ、街並みの一つになる顔が出来ている。

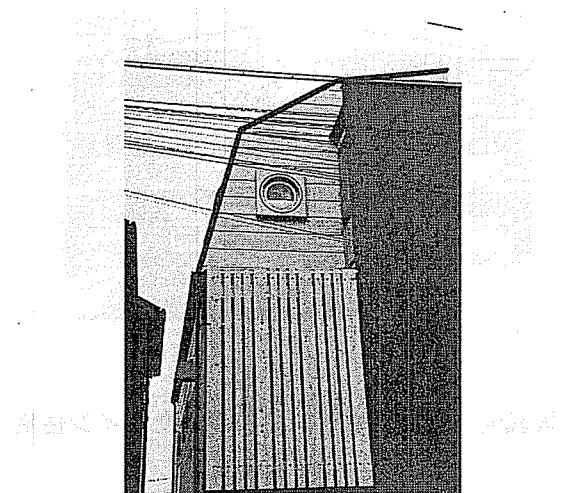


写真⑤：外構にゆとりのあるプレハブアパート

■建築規制の使いこなし

本地区では高度地区の形態規制が厳しく、2階部分から高度地区の制限がはたらいてしまう。これを単純に屋根や外壁部分をへこませるのではなく、建物の中の空間と建物の外の規制とを調和させるようなデザインで対応し、建築規制を使いこなしたユーモラスな形を作っている。

る（写真⑥）。

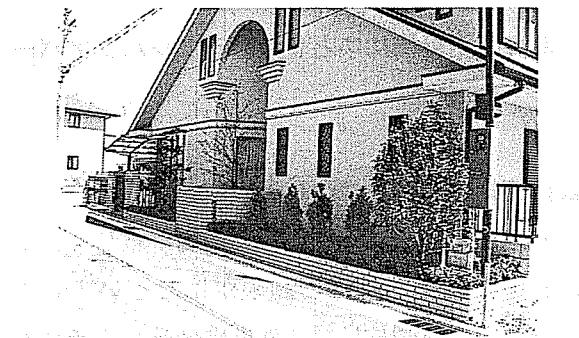


写真⑥：建築の形態規制をデザインする
具体的例②【敷際の修景】

■外壁と一緒にになった敷地の修景

道路側に塀等で囲った庭を確保する余裕がない敷地では、敷地内の植栽を塀・フェンスの中に行うのではなく、塀・フェンスの外に植栽を施す例が多く見られる。

たとえば、塀を作らずに外壁と敷地境界の間（敷き際）を演出している。この例では、緑を活かし、また、住宅をみせる演出となっている。



写真⑦：建物と一緒にになった敷き際の修景

■変形宅地の修景

森具震災復興土地区画整理事業では、長方形でない変形宅地が多く発生している。このため、四角い建物をたてたあとに変形の残地が発生することになり、これが街なかの修景スペースとなっている。



写真⑧：変形宅地の敷際の修景

■塀の前の植栽で敷地を美しく飾る

小さな敷地を活用し、敷地内に作り出した環境要素を塀の中に囲い込むのではなく、街なかに環境要素を開放することで街並みにうるおいを与えていた例として、塀の前に植栽を設けているものがある。このほか小さくても塀の基礎の根入れ部分を活用して植栽に工夫をしているものもある。



写真⑨：塀の前の植栽で敷地を美しく飾る

■塀の高さ

土地区画整理事業が行われると土地の使用許可があれば、ほぼ同時に一定の範囲内で建築物が立ち上がってくる。このとき隣同士の間で、塀の色調を合わせる、塀の高さをそろえるという例が見られる。

タイルの調整、高さの調整が自然発生的に行われているものとあらかじめ隣りどおしの協調で作られているものもみられる。細かくまちの要素が区切られるのではなく、街並みが整えられている印象が生まれている。



写真⑩：高さ、色調がそろうフェンス・塀

■カラフルな庭木

まちでよく見かける光景として、庭木にカラフルな樹木が使われている。ここでは、レッドロビンが生垣に使われ、鮮やかな色をまちに見せている。



写真⑪：レッドロビンの生垣

■曲線の道路に並ぶ生垣

この地区においても他の地区と同様にプレハブ住宅が建ち並び単調な街並みをつくっている部分も多く見られる。しかし、このまちではと思えるのは先ほどの変形宅地の活用である。

道路が曲線を描く部分では、道路に沿って生垣を設け、連続した緑を演出している。

同種類の生垣を連続させることで緑の印象を大きくし、まちを美しく見せている。



写真⑫：道路の曲線と連続した生垣

具体例③【駐車場床面の修景】

■枕木の舗装した庭先駐車場

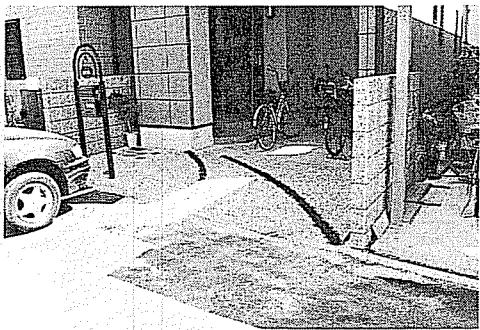
このまちの変形宅地では、塀の外に枕木を並べて舗装をすることで、柔らかい敷際と駐車場スペースを作っている。この例では、「木」で住宅をみせる演出となっている。



写真⑬：床面に枕木を敷いた駐車場

■舗装と緑で工夫した庭先駐車場

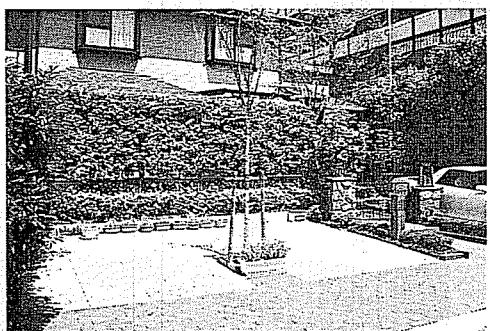
敷地が小さな土地の場合、駐車場が道路に面したものになってしまうが、コンクリートを打放すだけでは、道路のアスファルトに続く無味乾燥な広い面が出来てしまう。このような場合に、コンクリート面を小さく割りながら隙間にリュウノヒゲや花を植え、堅い印象を和らげる工夫をしている例がある。



写真⑭：洗い出し舗装とリュウノヒゲで修景

■緑豊かな庭先駐車場

駐車場を敷地の前面に配置し、舗装と植栽のグレードをあげている。自動車のない時間帯も見せる空間になるよう作られているものもある。普段はブレイロットにでも使えそうな場所になっている。

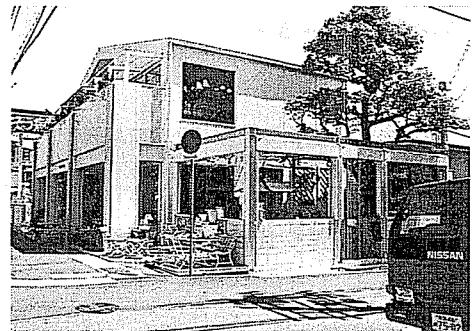


写真⑮：庭先駐車場

具体例④【歴史の保全】

■大木の保全

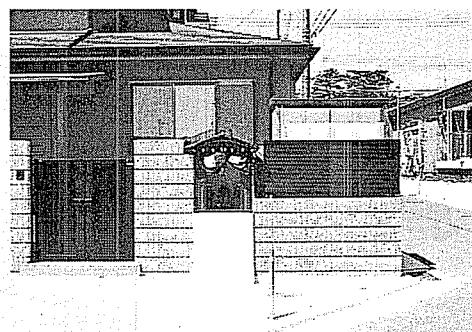
まちなかの大きな樹木は、個人のものであってもそのまちで育った人々のシンボルでもある。ここでは、お屋敷が壊れて新しい建物に建て替わったが、大きな樹木を残して建築されている。



写真⑯：建物デザインの協調

■地蔵さんを堀に埋め込む

このまちは、昔からの集落だったので、地区内には地蔵さんの祠も多くあったようだ。村のお地蔵さんは土地区画整理事業で新しい公園に面した財産区の土地の上に移動したが、個人でこれまでお世話をしていたお地蔵さんも、まちかどに戻ってきてているようだ。



写真⑰：お地蔵さんの復活

2) 芦屋市

—新しい生活風景につながる町並み要素—

1. 芦屋の再建市街地の概況

芦屋は六甲山と海に挟まれ、東西に約2.5kmの住宅都市である。地震による被害は大きく、約5割の住宅が全半壊した。芦屋のイメージを代表する山手の敷地規模の大きい緑豊かな住宅地では、比較的被害が少なかったが、阪急線以南の多様な居住形態が混在する地域の被害は大きかった。

震災後4年を経て、更地化した敷地の約7割まで再建が進んだ。その多くは、個々の敷地における自力再建によるものである。しかしここれまでの街並みが全く消えてしまっているなかでは、依るべき街並みもなく、再建される住宅は、一人一人の住まい像に基づいて個別に建てられることになる。

被害にあった住宅の多くは、木造瓦屋根の住宅であったが、再建された住宅の多くは、プレファブ風の住宅が多くなった。箱形で軒が浅く、陰影がない。

敷き際のつくり方も変わった。自動車の駐車スペースがとられ、緑のための土の部分が減少している。芦屋の既成市街地には、あまり公園がない。緑豊かな景観は、山の緑と敷地内の緑に支えられていたが、その多くを失った。特に敷地規模が小さい場合は、生け垣や庭の樹木が、住宅の解体のために、一緒に除去されてしまった。

また、再建過程では、宅地の細分化や大きな宅地

の造成が見られる。また、既存の木造住宅の残存率は、約5割であるが、その多くは、耐震改修工事によって現れています。しかし、既存の木造住宅の多くは、耐震改修工事によって現れています。

でのマンション建設も見られる。

こうした変化が、再建市街地の新しい風景となつて、現れてきているのである。

2. 住宅再建による景観の特徴

再建が進む被災市街地の景観には、共通する特徴が見られる。塗装パネルに覆われた箱形のプレファブタイプの住宅。敷き際は、リブブロック塀に囲まれるか、オープンなデザインのものが多い。芦屋も例外ではない(写真1)。これまでほとんど見られなかった3階建て住宅が、震災後、芦屋でも新築戸建て住宅の15%(建築確認申請ベース)を越えている。

復興事業地区以外の一般の市街地では、街区構



写真1. 典型的な復興の街並み

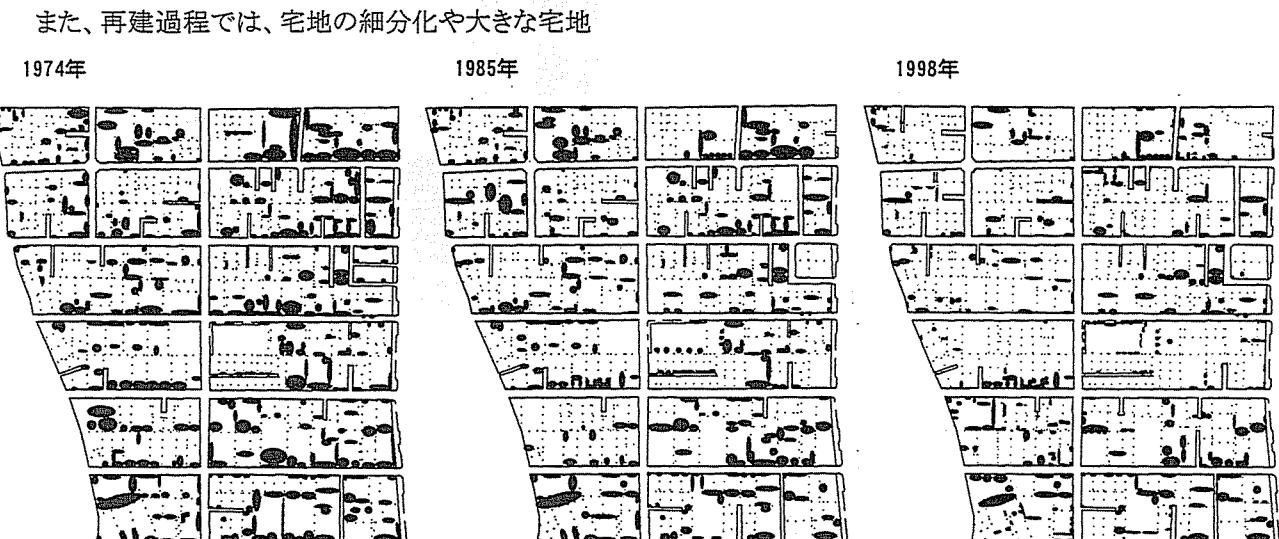


図1. 竹園・伊勢地区の敷地内緑量の変化

造や道路などの基本的な空間構造は変わらないまま、個々の住宅が建て変わることで、風景は大きく変化している。オープンになった敷き際は舗装され、外壁は乾式塗装パネル（サイディングボード）に覆われ、どこか乾いたまちになっている（写真2）。

このような塗装パネルの外装は、メンテナンスフリーといわれているが、それは言い換えれば、木造などとは異なり、素材が時間をもたないことにもなる。また敷地内から土や緑が減っていることは、敷地にも、時間が育てる要素が、減っていることでもある。

住宅地の街並みには、生活が表現されてくるが、はたして、今、現れてきている街並みは、時間のなかでの豊かなエイジングは可能なのであろうか。



写真2. 乾いた風景

3. 新しい景観に見られる街並み形成の手がかり

新しい住宅は、地域性が希薄であり、どこも同じような家が並んでいるように見えるが、接道する道の条件や敷地規模、地域との関わりなどが、それぞれの住まいの表情が見られる。そのなかから、これからの街並み形成につながる手がかりを探してみる。

(1) 生活道路の空間性

◆二項道路拡幅部の植栽(写真3～5)

芦屋のなかでも、JR線以北は大正から昭和初期の耕地整理による街区構成を基本に、住宅地が形成されてきた。街区規模が大きく、街区にいくつかの通り抜け路地がある。このような二項道路に面した敷地でも比較的規模が大きいと、中心線後退によって再建が進む。

再建市街地でも、沿道の全ての敷地が被害を受けている場合は少なく、通りに沿って、部分的に建て替えが発生するため、再建された敷地の前にセットバックした空地が生まれる。本来は道になるべきところであるが、そこに花や低木が植えられたり、植木鉢が置かれる。小さな街区を抜ける道を歩いていると、この緑や花によって、ほっとする空間が生まれている。

このような道は、もともと車が入ってくるような道ではなかった。住宅地での4mの幅員の確保は、交通機能よりも、防災や安全のための空間の確保という意味が大きい。道に花や緑を植えることは、歩道や街路樹と同じように、道空間のデザインのあり方のひとつと考えることができる。道のデザインには、車を入れない

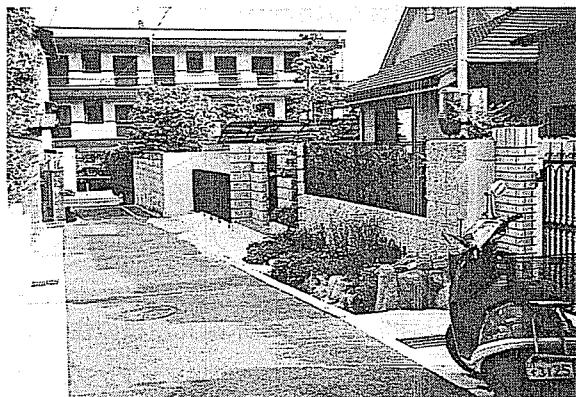


写真3. 後退部の花壇の花が目をひく

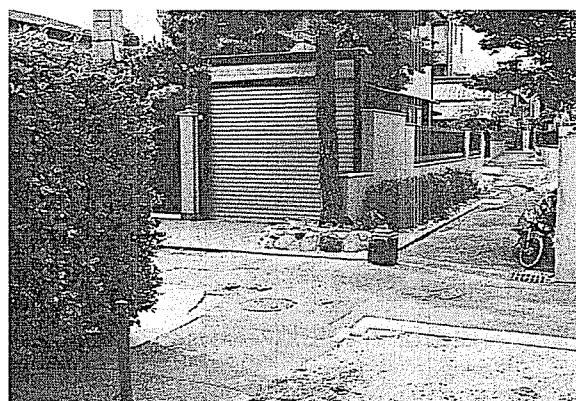


写真4. 車の入る必要のない路地の緑



写真5. 向かいのアスファルトより花壇 のほうが・・・

デザインもある。

緊急時の空間確保ができるならば、敷地のまま、こうした花や緑を植えて、四季おりおりの花が咲くような管理をしてもらうほうが、生活環境としても気持ちが良さうだし、住んでいる人が手入れをすることで、道路管理になる。これは、空間確保を条件にした住宅地内の道の新しいつくり方になるのではないだろうか。

住宅地の市街地更新において、敷地側から働きかける生活道路のつくり方を、それぞれの通りで選んでいくことは、まちづくりにつながりそうである。

◆緑と花がつくるつながり

時間の経過とともに、少しずつ花や緑が増えてきた。敷地内から土が減り、庭の多くが車のスペースになっているが、そこに鉢植えの緑や花がでてきた。

リブ型ブロックと黒い柵の組み合わせによる塀が続く典型的な復興タイプの通りだった。そこに、それぞれの家が、塀や柵に植木鉢をつるしたり、玄関先に花の鉢を置いたりすることで、何となくつながりのある道の風景ができてきている(写真6・7)。

また比較的間口の大きいところでは、同じような形と高さの駐車スペースの屋根が、続くことで敷き際のリズムが生まれ、あわせて敷き際の小さな植栽や柵にかけられた花の植木鉢がなんとなく呼応しあっている。同じような高さと開放性をもつ塀が続くことで、小さくとも緑や花が通りに現れてきて、ひとつひとつは違っても、ゆるやかなつながりができる(写真8)。通りの奥に見える従来型の塀と庭木の緑のまとまりによるつながりとは異なる、新しい緑や花の見え方による街並みができている。

通りの街並みは、同じような色や形、素材が続いても、単調な感じになる(写真1)。1つ1つは違っていても、フレームの色や高さ、緑の見え方などが呼応するとき、変化のあるまとまりが生まれる。

(2)敷き際の開き方・閉じ方

◆駐車スペースのデザイン

再建住宅の特徴のひとつに敷き際のオープンな駐車スペースがある。これには大きく2つのタイプがある。全く敷き際要素がないオープンタイプ、住宅は塀やフェンスに囲まれていて、その外側に駐車スペースがあるタイプ。



写真6. 植木鉢がつながりをつくる

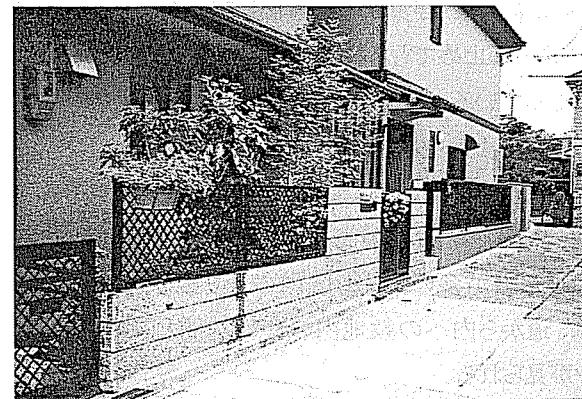


写真7. 奥のフェンスにも花が欲しい

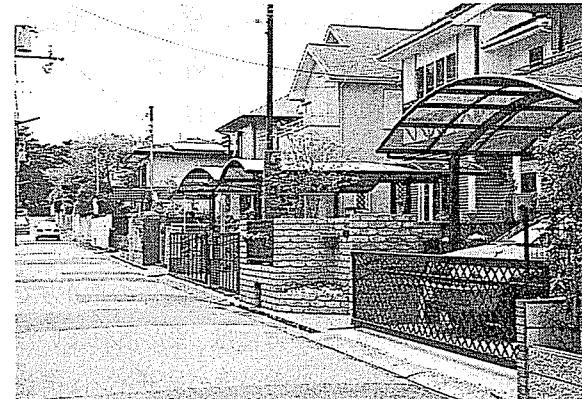


写真8. 奥の塀と庭木がつくる街並みとは違うが、黒のフェンス、塀の外の小さな植栽、低い敷き際から見える緑が、新しいまとまりになっている

オープンタイプでは、住宅の一階部分の閉鎖性が高い(写真2)。駐車スペースが敷地内空間と意識されているようであるが、住宅が閉鎖性が高いため、住宅との関係が希薄であり、また、オープンであっても、道との関係も意識されているものが少ない。

オープンタイプの空間は、扉の向こうにあっては外であり、道からみると内であるという、あいまいな空間性を持っている場所ではないだろうか。

そのなかで、街区内の通りに面して、玄関へのアプローチとあわせて、駐車スペースをデザインしているものがあった(写真9)。吐き出し窓の前に、ベンチでもあり、車止めでもあるような要素が、内を外の区切りになっている。比較的奥行きがあり、駐車スペースが道からの移行空間となっている。

戦後の区画整理による背割り宅地の並ぶ街区では、住宅の閉鎖性が高く、あいまいなオープン空間の敷き際が多いが、街区の通り抜け通路沿道では、道から内への敷地内の移行空間としてのデザインが見られる。

一方、塀や柵の外側のスペースの場合、外向けのデザインが見られ、住宅からは外の空間として意識されているようで、緑の配置などは、通りに向いた見られるデザインとなっている(写真10・11)。

住み手の駐車スペースに対する内・外の意識と、内から外への空間の切り替えのデザインが、それぞれの駐車スペースのデザインに現れてきていているのではないだろうか。それは通りと敷地の関係の取り方である。開放型の敷地の使い方には、まだ慣れていない。そのなかで、いくつかの使い方のデザインに街み要素としての可能性を見ることができる。

オランダの新しい開発住宅地で、オープンタイプの駐車場をもつ住宅が並ぶところで、隣同士で相談して樹種を決め、道路境界際の敷地境界に樹木を植えているところがあった(写真12)。樹木は市から支給されているそうである。この樹木は領域性をつくるとともに、生活道路の街路樹にもなっている。

芦屋では、これまで敷地内の樹木が生活道路の緑環境を作っていたが、震災後はなかなか回復していない。オープンタイプが続くときには、隣同士で一緒に敷き際境界に植える樹木を支給することも考えていいのではないだろうか。



写真9. オープンタイプのデザイン

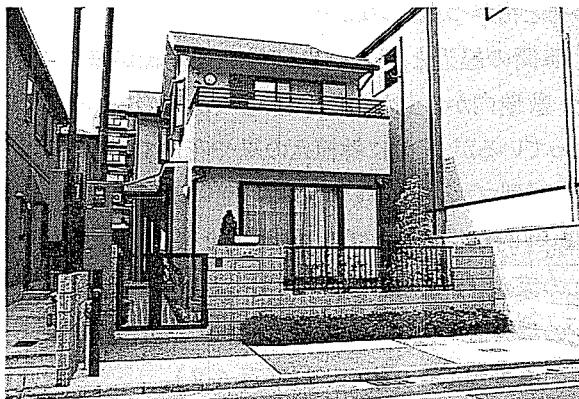


写真10. フェンスの外の駐車スペースの修景

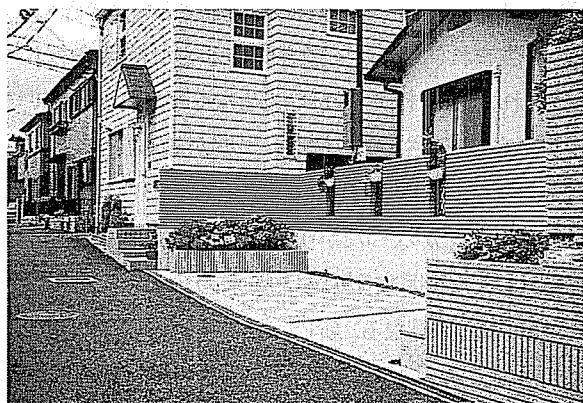


写真11. 完全に外を向いた駐車スペース

◆住宅デザインからの試み

オープンな敷き際は、まちなかでは新しい戸建て住宅タイプである。まだ個別につくられているもので、偶然、連続して現れてきても、そのつながり方やつくり方がわからないというのが実際ではないだろうか。そのなかで、デザイン協調型のオープン敷き際の戸建て分譲と思われる街並みがあった(写真13)。

敷き際は共通したインターロッキング舗装で仕上げられており、戸建てであるが、植栽や玄関アプローチ空間でゆるやかに分離されているだけで、オープンな敷き際は連続している。玄関の位置やアプローチの取り方、敷地境界の作り方など、建築計画の工夫によって、オープンであってもいろいろなスペースの取り方の可能性があることを示している。

オープンな敷き際の街並みは、高密度な市街地が更新していくとき、自動車利用が一般化するなかで増える可能性がある。このような街並みは、外構の協調の仕方や、駐車スペースと玄関周りの空間の関係の作り方だけでなく、玄関の位置や向き、アプローチの取り方など、建築計画として考えていく必要がありそうである。

(3) 街並みのポイント

◆街角の樹木

街並みにおいて、点景の効果がある。住宅地のなかの店や街角の大きな樹木などがある。

同じ南北の通りの連続する2つの四つ角に、コーナーに向いたエントランスまわりの緑が印象的なところがある。1つはモダンなタイプ(写真14)で、震災前からのものである。もう1つは、再建された和風の住宅のエントランスで、四つ角にむいた門とその周りの緑が、街角を印象づけている(写真15)。こうした街角は、場所の目印にもなる。

街角ではないが、1本の樹木でも、通りのポイントになっているところがある。曲がりくねった狭い生活道路沿道の変形宅地で、うまくへた地を使って植えられている1本の樹木が効果的である(写真16)。オープンタイプの駐車スペースでも、この樹木が境界性をつくりだしていると同時に、通りに対して、ポイントとなる緑をつくりだしている。時間とともに大きく育ってくれれば、敷地の緑が、通りの緑になりそうである。



写真13. オープンタイプの協調型の敷き際

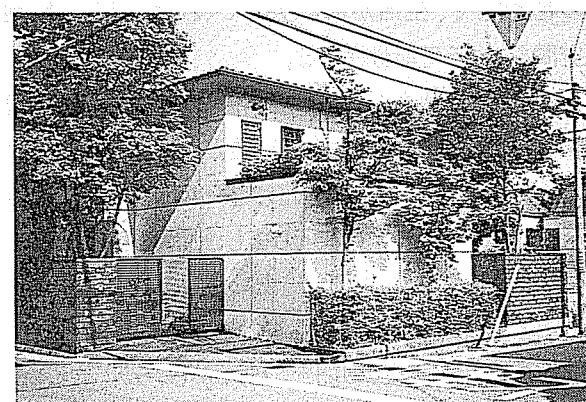


写真14. 街角のポイントとなるエントランス

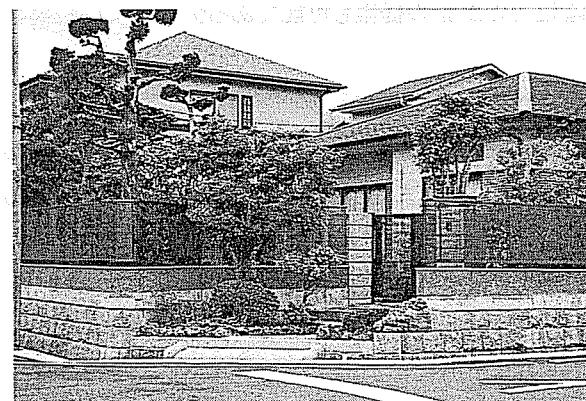


写真15. 和風の門構えが街角をつくる



写真16. 路地の樹木

◆ミニ開発がつくる路地

ミニ開発もプレファブタイプが多くなってきた。3階建ても多く、同じような住宅がかたまりとなって、道を歩いていると、目に入ってくる。

多くはプレファブタイプの住宅が並び乾いた風景になっていることには違いないが、位置指定道路のデザインによっては、新しい路地空間ができるのではないかと期待している(写真17・18)。

通りに面して並ぶ連棟型の3階建て住宅とは異なり、位置指定道路によるミニ開発では、その道空間をうまくデザインし、そこに住まい手によるガーデニングの花や緑や、生活がにじみ出してくれれば、新しい路地空間をつくる可能性がある。

3階建てが密集して建つと、幅員4mの位置指定道路でも2階建てが建っているときと比べて、閉鎖性が高くなり、路地的要素を持ってくるのではないだろうか。たとえ車が入ってくるとしても、通路に面する住宅のものだけであり、近所つきあいが始まれば、子供たちにとっては格好の遊び場となる(写真19)。

また、ひとまとめの開発であるから、デザインに配慮することで、協調型の街並みや新しいプレファブ3階建ての風景の提案も可能であろう。

4. 新しい景観を育てる

再建市街地では、確かに建物のタイプが変化することにより、これまでとは違った風景が現れてきているように見える。しかし、建築形態が単純化している新しい風景のなかに、街並み形成の手がかりを探してみると、やはり緑や花の力が大きいことがわかる。

これまでの芦屋の緑の街並みを作ってきた生け垣や屏からあふれ出る庭木の緑とは異なるデザインではあるが、新しい建物のタイプや敷き際に合う緑や花のデザインを手探りしている状況といえる。建物が変わっても、敷地に余裕がある場合はいいが、そうでない場合は、建物デザインだけでなく、敷き際やオープンな敷地部分の協調的デザインが必要になってくる。

また、二項道路の拡幅部の花壇やミニ開発の位置指定道路の路地空間化は、生活道路の作り方や管理・使い方の可能性を考えさせられる。

住宅地の景観は、生活の風景であり、住まい手が手をかけて育していく要素がある。



写真17. 路地と敷き際の舗装を一体化的にデザインしているが路地に対して敷き際が、閉じていると路地化は難しそうである

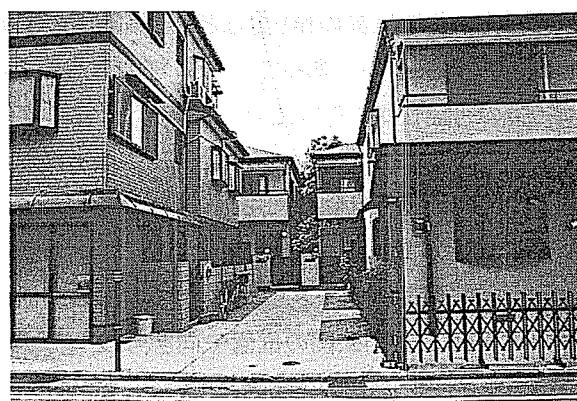


写真18. 少し残った未舗装部分に期待

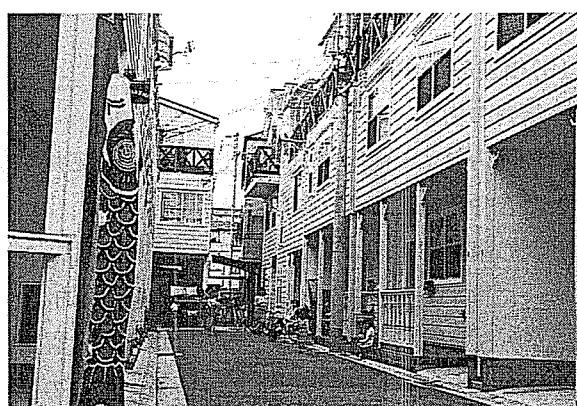


写真19. 子供の遊び場になった道路 (深江地区の例)

3) 神戸市深江地区

「みどり豊かで安全な街をめざして」
（震災復興方針）

1. 地区の概要

(1) 地区の位置

深江地区は、神戸市東灘区の東南部に位置し面積は約170haの地区で、平成2年からまちづくり協議会が活動している地区である。

地区内には、国道2号、国道43号・阪神高速道路3号神戸線、阪神電鉄本線の広域交通施設が東西に走り、阪神電鉄深江駅がある。また、JR甲南山手駅も地区北側に近接しており、交通利便性は高いものがある。

土地利用は、おおむね住宅地で占められており、深江駅周辺には近隣商業施設が立地するほか、一部工業施設も見られる。国道43号以南の芦屋市境付近は風致地区に指定されており、緑豊かな環境と景観の保全が図られている。

(2) 土地利用の現況

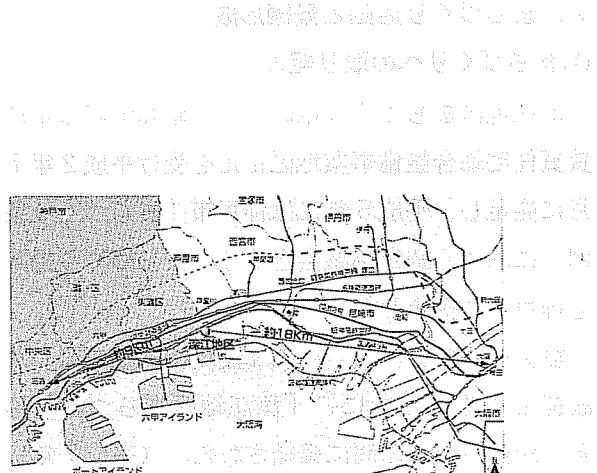
近隣商業地域が阪神深江駅周辺及び国道2号沿道に、準工業地域が臨海部及び埋立地に指定されているほかは住居系の用途地域指定である。

住居系用途地域の分布は、第1種住居地域の指定を基本に第1種中高層住居専用地域が地区中部と南部の芦屋市境付近及び地区西部に、準住居地域が国道43号沿道に指定されている。

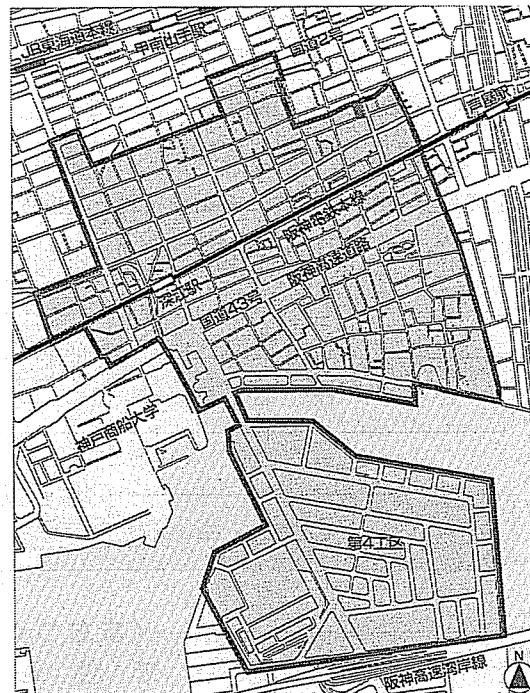
(3) 被災の状況

深江地区では、阪神・淡路大震災により多くの人的・物的被害を受けている。

全住宅2,547棟、10,397戸のうち、4,567棟(48.4%)、3,773戸(36.3%)が倒壊した。また、木造アパート、文化住宅の倒壊が多いという傾向がある。(GU計画研究所調べ)



位置図



区域図

(4) 人口・世帯数による復興状況

震災前の平成2年国勢調査では、約96,000世帯、24,000人であったが、震災後の平成7年国勢調査では、約7,300世帯、18,800人に減少している。その後の平成8年1月の住民基本台帳に基づくと、約8,900世帯、21,000人に回復している。

しかし、回復された人口の内訳は必ずしも従前居住者とはいせず、震災後新たに深江地区に住み始めた世帯が全世帯の20%程度あるという観測もある。(平成9年、まちづくり協議会実施のアンケート回収・回答状況より)

2. まちづくり活動と景観形成

(1) まちづくりへの取り組み

深江地区まちづくり協議会は、昭和60年の木造賃貸住宅総合整備事業地区指定を受け平成2年7月に発足し、平成5年には神戸市「まちづくり条例」に基づく認定協議会となり、まちづくり提案を神戸市に提出した。

震災を経て、協議会内に「震災復興委員会」が設置されるとともに、「深江地区まちづくり協定」が神戸市との間に締結された。（平成7年11月）

このまちづくり協定では、地区全体の土地利用の方針とともに「建築物等の用途」「壁面の位置」「垣、柵等の構造」の制限等を謳っている。これは、一定規模（延床面積500㎡、4階建て等）以上の建築物等の建設にあたっては、建築確認申請に先立って「届出」が必要とされ、設計内

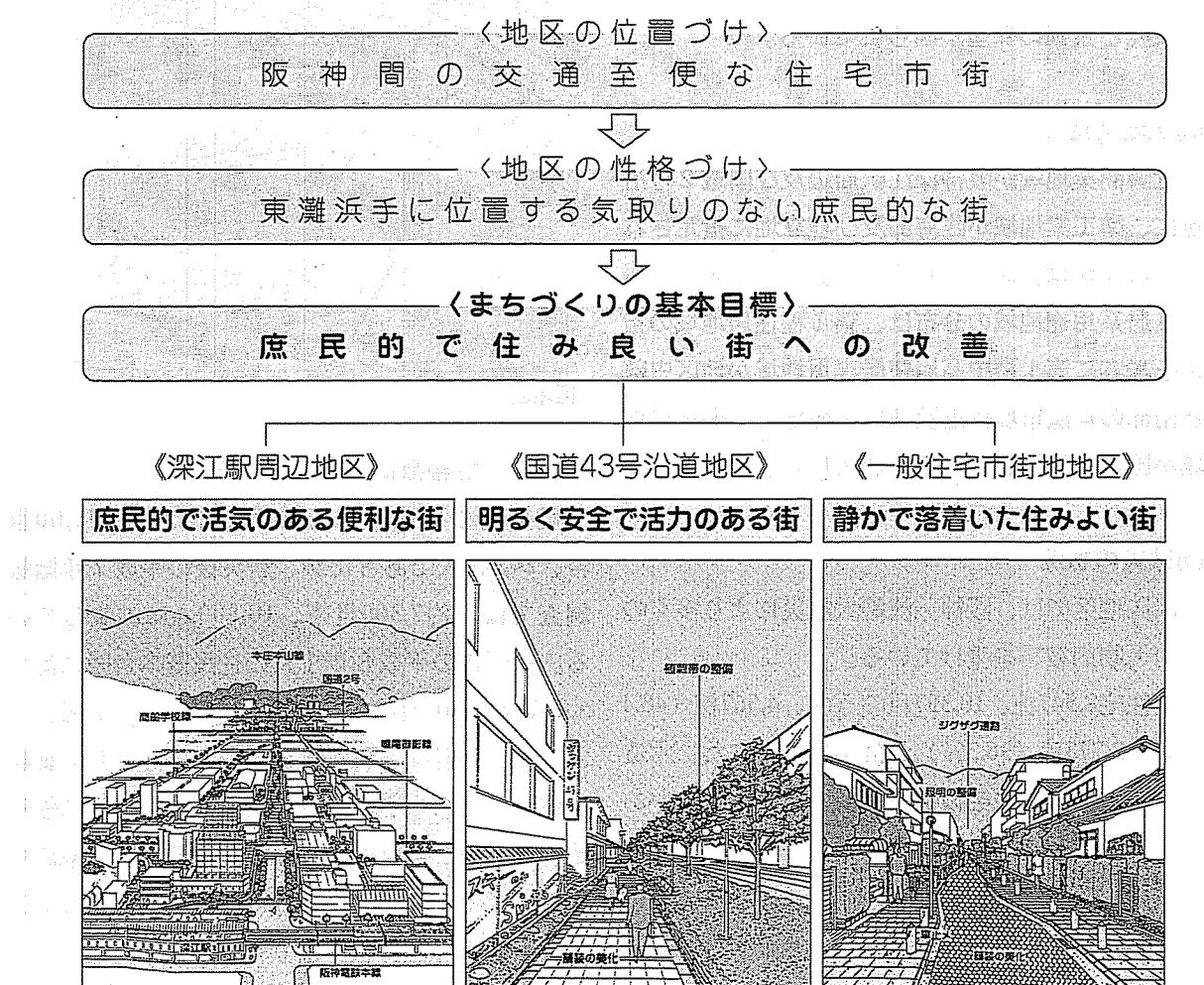
容についての調整を行うといったシステムである。協定の発効後、平成11年8月現在で約100件が審議案件としてまちづくり協議会内の「協定運営委員会」に付議されている。

協定運営委員会では、共同住宅等規模の大きな建築物についての「まちとしての要請」が議論され、建物のセットバックや敷際の緑化等に関して設計変更を要請し、一定の成果を上げている。

(2) まちづくりの目標

平成11年1月に策定された第2期まちづくり提案では、深江地区のまちづくりの基本目標を「みどり豊かで安全な街」とし、次のような3つの基本方針を設定している。

- ①健全な都市構造・住環境の整備
- ②美しい魅力的なまちの形成
- ③豊かなコミュニティの形成



3. 復興景観

深江地区は、かなり甚大な震災被害を受けながらも、区画道路等の都市基盤整備がある程度進んでいるため、いわゆる白地地区となった。このため、公共施設の整備を伴わない復興が進められることになる。神戸市東部という住宅立地としては比較的好条件にある中、一部震災前の建築も含みながら、再建されつつあるまちなみを見ることしたい。

みどりのまちづくり景観

①深江駅前花苑

阪神深江駅前にある空地の美緑花である。被災・解体後、都市計画用地として神戸市が買収していた用地をまちづくり協議会が借り受け、公共バージョンの緑色フェンスからセットバックした高質なフェンスおよび木製ウォールとし、枕木での舗装と花壇や垂直緑化による整備を行った。

深江地区まちづくり協議会に緑化NPO団体である阪神グリーンネットが協力して設計を行い、協議会が工事費を負担している。

管理は、周辺住民の協力を得ながらまちづくり協議会が行っているが、自転車やバイクなどの不法駐輪に悩まされていたが、現在では建設局のフラーほっと事業により、大型プランターで不法駐輪を排除できるようになっている。

②緑と花の市民協定

建設局の「緑と花の市民協定制度」による寄せ植えの鉢によるまちなみ飾花である。参加世帯あたり初年度6千円、2・3年度3千円相当の緑化資材の提供を受けることができる。玄関前など道路沿道に置くように指導するため、一定区間の路側に同様の花鉢が並ぶこととなり、まちなみ潤いとリズムを与えていている。

深江地区まちづくり協議会の主導によるまちづくり活動の一環として実施された。まちづくり協議会内の復興委員会での阪神グリーンネットからの提案や「花と緑のフェア」での花や緑づくりに共感する住民の出会いにより実現されたものである。

現在では、地区内の3路線で実施されている。



深江駅前花苑



深江駅前花苑



路側におかれた寄せ植えの鉢

建て売り住宅の景観

①文化村の建て売り住宅

深江文化村は、大正末から昭和初期に西洋人の住宅地として作られたものであり、阪神間の住宅文化の重要な資産である。経年と震災により、洋風建築の数は少なくなっている。この文化村の一角に、震災後に建てられた連棟建て住宅を見つめた。

震災前は1軒の住宅であったが10戸程度に細分化された建て売り住宅であろう。しかしながら、文化村の伝統と隣接する住宅を意識した建築デザインの主張と意気込みを感じることはできる。

外壁の横貼りの板や1階のテラス・柵など米国風のデザインは、他の建て売り住宅に見られない地域性を前面に打ち出したものである。

②3階建ての建て売り住宅（1）

震災後の建て売り住宅は3階建てが多い。狭小宅地での住空間と駐車場の確保を考えると、どうしても3階建てになってしまうようだ。個別の住宅再建でもそうであるが、宅地の細分化を伴う建て売り住宅ではよけいにこの傾向が強くなる。

この例では、敷地境界に何も置かずにセットバック部分の広がりが、まちなみゆとりを作っている。しかし、1階部分に車庫を設けたことにより、まちなみ人の気配が希薄になっている。また、独立柱式の郵便受けとインターフォンといった材料は典型的なものである。

③3階建ての建て売り住宅（2）

妻入りで勾配屋根を見せることにより、スカイラインにリズムを持たせ、壁面線と色彩を会わせることにより、ある程度の統一感のあるまちなみを作っている。

また、前面駐車場がまとまりのある空間を作ってはいるが、庭木などボリュームのある緑を植えることは困難である。しかし、プランタなどを利用した緑化を行うことができ、住む人の努力次第で潤いを増すことが可能である。



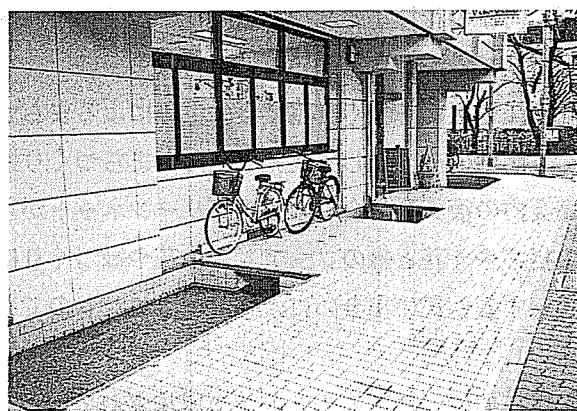
3点セットの住宅



敷地の周囲を生垣で囲う



敷地内の様子

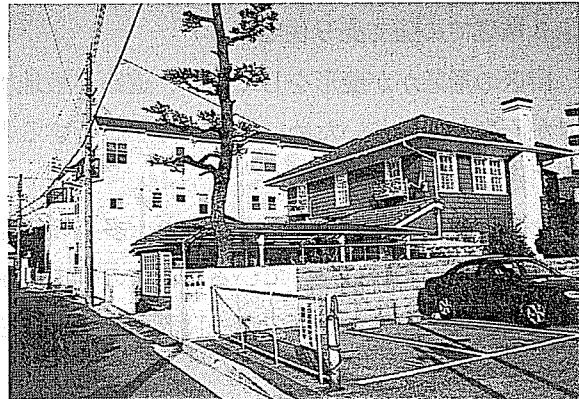


ビルの足とのせせらぎ

典型的素材による景観

震災後再建された住宅によく使用される外構素材がある。それは、リブ付きブロックの塀、レッドロビン（ベニカナメモチ）の生垣、コニファーの庭木である。

この3要素をすべて満足する住宅を深江地区内で発見した。レッドロビンの新芽の赤は鮮やかで美しいものであるが、あまりにも赤い葉がまちまちに蔓延するのも考え方であろう。

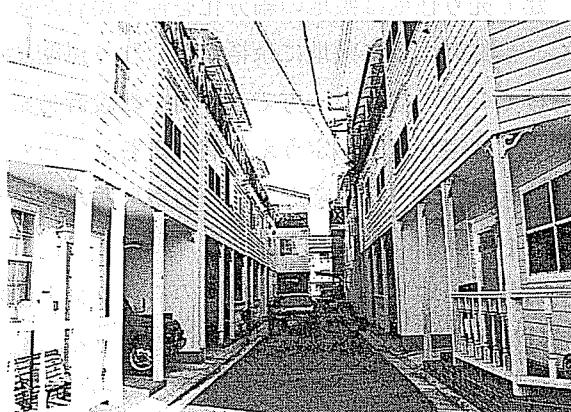


文化村の新しい住宅

景観に配慮した賃貸住宅

深江地区の東部に外周部を緑で囲まれた賃貸住宅を見つけた。「ハートガーデンKOBE」と名づけられている。震災前の住宅地図によれば駐車場となっており、震災後の賃貸住宅経営への土地利用転換である。

敷地内に複数棟を建築しているが、外周の生垣によるまちなみ景観への配慮もさることながら、団地内の共用通路の緑化にも力をそぎ、内部にも緑豊かな落ち着きのある空間を作っている。



「建て売り村」の内部通路



駐車場の連続するまちなみ



ある程度の統一感のある建て売り

④ 3階建ての建て売り住宅（3）

街区の形態が菱形をしており、道路と敷地境界が直交していないため、建物前面が雁行するように建てられている。

セットバック部分を横から見ると、多くの場合は壁面線が一直線になっているが、この例では雁行する建物全面のおかげで、一種変化のあるまちなみができる。

⑤ 3階建ての建て売り住宅（4）

建て売り住宅は敷地の細分化を伴う場合が多く、当然のように敷地に余裕がなくなり過密感を受けることになる。一方では、同一の設計方針に基づく住宅が立ち並ぶうえ、個別のちょっとした工夫も見られ、統一感と個性のある町並みという見方もできる。

密集市街地での協調型建替とのスペック上の差異はほとんど見られないのが現実でもある。

建て売り住宅の即物的評価もさることながら、従前のまちなみや周辺のまちなみとの関係の中で評価していく必要があるのだろう。



雁行する入口



協調との違いは・・・



敷地の広い戸建ての再建によるまちなみ



周辺を配慮したマンション建築

森南地区のまちなみ

① 戸建て住宅

深江地区の北側に接する復興区画整理区域内でのまちなみ。戸建て住宅の全壊・解体後、この並びではほぼ同規模の2階建て戸建て住宅が連続して再建されている。比較的広い南向き敷地で、前面に駐車場と庭を配することができるなど全体的に余裕がある。

よく似た建物配置と外構、ほぼ同時期の建築などの条件により既成市街地でありながらニュータウンのような風景となっている。

② 賃貸マンション

角地に建築された賃貸マンションである。3階建てに高さを押さえ、まちなみや周辺環境への配慮がうかがえる。

1階のテナントとして花屋が入り」、まちかどに品の良いにぎわいと自然な色合いを与えている。

4) 神戸市灘東部地区 -震災復興事業の東の拠点-

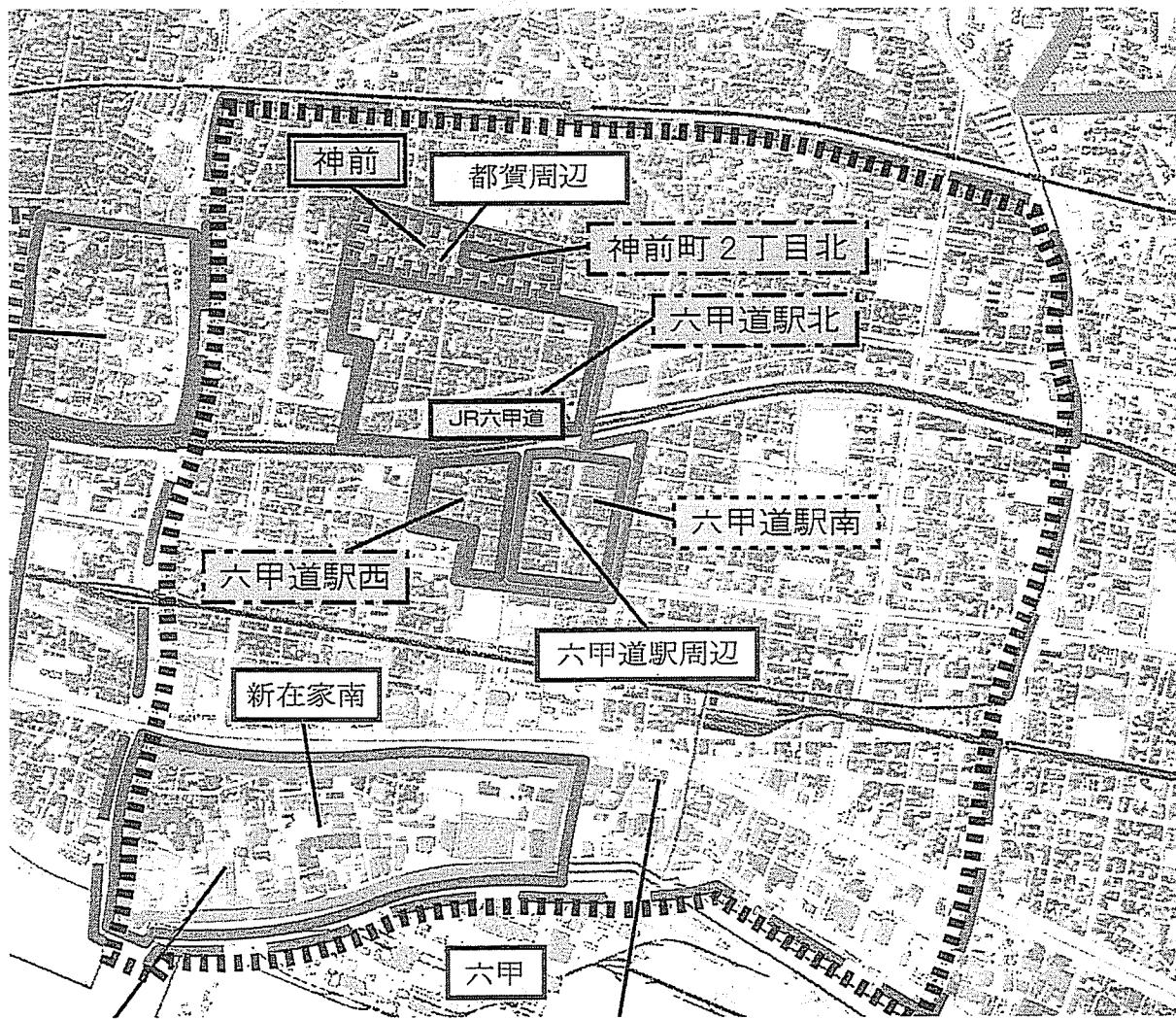
■灘東部地域の概要

灘東部地域は、特定の（例えば、まちづくり協議会の活動範囲のような）区域ではない。今回調査の対象とした、（東）石屋川～（西）都賀川にいたる、阪急電鉄線以南の地域を灘東部地域と総称している。

震災復興にむけた住宅供給のため、地域全体に住宅市街地整備総合支援事業の網がかけられており、地域の中央部、JR六甲道駅周辺では、震災復興都市計画事業である復興土地区画整理事業と復興市街地再開発事業が進められている。また、神前地区では、密集住宅市街地整備促進事業および市街地では大変珍しい組合による土地区画整理事業が行われている。灘五郷のひとつ、西郷と呼ばれる南部の新在家南地区では、

酒造りのまちを活かすため、まちづくり協定を定め、街なみ環境整備事業や都市防災構造化推進事業が行われている。この地域は、いわば、震災復興事業の東の拠点エリアということができる。

事業がかけられている所、かけられてない所、また事業の性格によっても、各地区の姿はずいぶん違つたものになってきているものの、地域全体としてのおおまかな特徴について言えば、JR六甲道駅南北軸周辺は商業地となっており、他の地域はおおむね住宅地である。住宅地のなかでも、山手幹線以北と以南では少し趣が異なり、北は比較的閑静な専用住宅地域、南は商店なども入り交じる混在地域、さらに阪神電鉄線以南では工場なども散在する地域となっている。



■山手幹線以北地域

この地域は、東から楠丘町、高徳町、八幡町、日尾町、神前町、篠原南町、將軍通の7町で構成されている。このうち楠丘町、高徳町、篠原南町、將軍通については、戦災復興区画整理事業が行われたこともある。区画道路等も整っており、比較的整然とした住宅地景観を有している。中央部の八幡町、日尾町、神前町は、六甲八幡神社を中心に比較的早くから集落が形成されていた。また、この辺りは戦災復興区画整理事業が行われなかつたため、古い地割りや細街路がそのまま残されている。

震災の被害についていえば、高徳町、神前町、篠原南町、將軍通の被害は大きかったが、楠丘町、八幡町、日尾町については比較的軽微であった。

■楠丘町、高徳町周辺の景観

楠丘町、高徳町周辺は、幅員6M前後の区画道路が東西南北に走り、敷地規模の比較的大きな住宅が整然と建ち並ぶ閑静な住宅地である。

敷地も広く、2階建の低層住宅主体であるためか、

全体的にゆとりを感じさせる落ち着いた雰囲気をもつていて。地形的には南斜面となっており、山手幹線以南より勾配が急なため、石垣や擁壁が目立つ。八幡線などの主要道路の樹木に加え、宅地内の植栽が豊富なため、地域全体としての緑は多く感じられる。

震災後の建物は住宅がほとんどである。また、2階建てのものが多く、植栽も施されているため、従来からの景観にとけ込んでいる。しかし、大きな屋敷が壊れた跡にできた賃貸住宅や、建て直して3階建になった住宅は、住戸規模が大きいことから、目立つ存在になっている。

■篠原南町、將軍通周辺の景観

篠原南町、將軍通周辺は、幅員6～8Mの広い区画道路が走っているかと思うと、街区には4M未満の未舗装路も残されている。住宅が多いが、水道筋の商店街に近い所では商店も混在している。

道路復員が広いこともある立地しやすいのか、

4～5階建のマンションが多い。

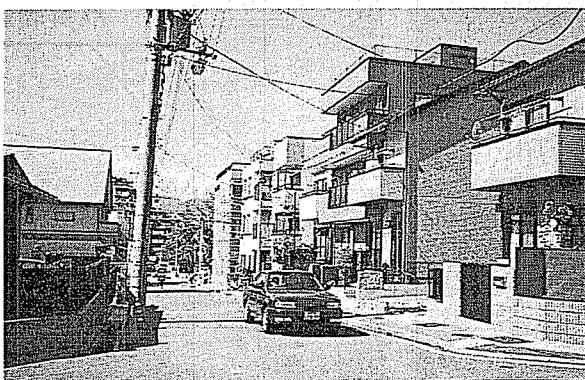
震災後は3階建の住宅がたくさん建ったが、道路幅員が広いため、マンションとともに、景観的にはむしろ道路とマッチした関係になってきている。



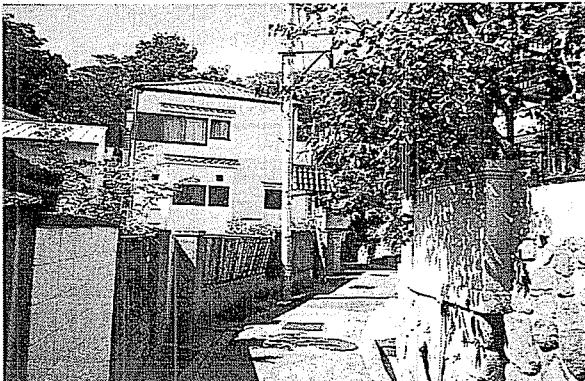
楠丘町の景観



楠丘町の3階建住宅



篠原南町の景観



八幡町の景観

一方、建物規模が大きいため、外構植栽があまり目立たず、街並みとしてはドライな印象を受ける。

■八幡町、日尾町通周辺の景観

八幡町、日尾町周辺は、道路形状、幅員とも旧來のままで、敷地割も旧状をとどめているため、家並みとしてはさまざまな方向を向いている。

4M前後の狭い道路が多いため、2階建までの低層住宅が多く、曲がりくねった道路も多いことから、景観的には変化に富んだものとなっている。また、そこかしこに、昔ながらの御影石の石垣や玉石積の塀などが残っており、八幡神社周辺に古くから開けていた集落であったことがうかがえる。

震災では目立って大きな被害がなかったため、急激な景観の変化はないが、阪急六甲駅とJR六甲道駅にはさまれた非常に便利な地域であるため、集合住宅がだいぶ増えつつある。

■神前町周辺の景観

神前町周辺は、街区内の道路が非常に狭く、形状もいりこんでおり、また、敷地もあまり広くないことから、家々が密集して不規則に建ち並んでいる印象を受ける。

震災により大きな被害を受けた神前町では、まちづくり構想が作られ、これにもとづいて行われている土地区画整理事業や密集市街地住宅整備促進事業により、道路が拡幅整備されている。さらに、都市計画道路事業（山手幹線、花園線）によっても、道の拡幅が進められている。しかし、全体的にはまだ更地がそこかしこに残っており、復興途上の印象を受ける。

■山手幹線以南地域

この地域は、中心地であるJR六甲道駅周辺およびその南北エリアの商業地をはさんで、東側および西側に住宅地が広がっている。阪神電鉄線以南では、もともと工場・倉庫であったところが大規模なマンションに取って代わられている。震災復興都市計画事業が進められているJR六甲道駅周辺地区を除けば、ほぼ全域で震災復興区画整理事業が行われたこともあって、街区の構成は整然としている。しかし、街区の中にまで目を移せば、4M未満の細街路や無接道敷地あるいは狭小宅地などが所々のブロックで見られる。



御影石の石垣と塀



神前町の景観



山手幹線以南の3階建住宅群



協調的な住宅

震災の被害についていえば、地域全域にわたって大きな被害を受け、とりわけJR六甲道駅周辺では火災も発生するなど、その程度は甚だしかった。

■景観的特徴

この地域は、JR六甲道周辺の商業ゾーンを別にして、山手幹線以北地域と比べれば、景観的な個性がうすい。その理由としては、地形的な起伏が乏しく、ほぼ平坦地であること、全体的に整然とした街区構成であること、敷地が比較的小さいため、建物の形状が似通っていること、緑の量が少ないこと、などがあげられる。

全般的な特徴をあげれば、まず、3階建の住宅が非常に増えている。その多くが1階部分に車庫をもつ箱形の住宅となっており、外壁の色はグレー、ブラウン系が主体である。震災後の市街地全般の傾向がこの地域にもあてはまるわけである。

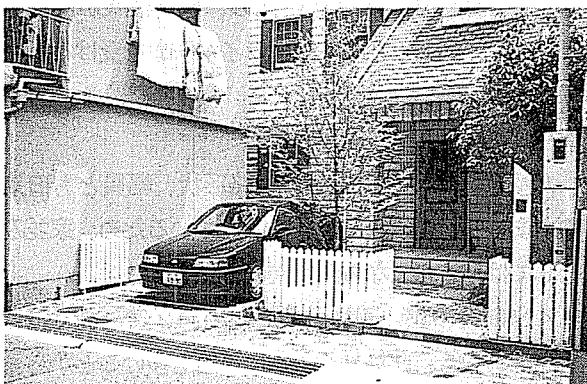
また、間口が狭いことから、建物どうしの隣棟間隔が狭く、道路幅員も4~6M程度であるため、そういう建て詰まった印象を受ける。さらに、建物の高さ、壁面線などがマチマチであり、住商混在地の常として看板類なども目立つため、何となく「荒漠とした雑然さ」という感がある。

しかし、そういう中にあっても、住み手の工夫によって、外構のしつらえに凝ってみたり、協調的な住宅があったり、なんとか個性とゆとりを持たせようとしている努力がうかがえる。

また、外構だけでなく住宅本体の外観にも木質系の材料を使う例が増えてきている。ここだけの特徴とはいえないかもしれないが、特にこの地域のように緑の乏しいところでは、より顕著に現れているように思える。

集合住宅に関しては、山手幹線以北では分譲マンションが多く見られたが、この地域では、地主による土地活用方策とおぼしき賃貸アパートが、震災後、あちらこちらで増えてきている。境界に塀を設げず、敷地いっぱい駐車場や自転車置場をとり、収益性を極力上げるように計画されているのであるが、景観的にはやはり問題が多いといわざるをえない。

阪神電鉄線以南には大規模なマンションが何棟もあるが、建設時期がさほど新しくないせいか、とりたてて景観上の特徴をもっているとはいはがたい。



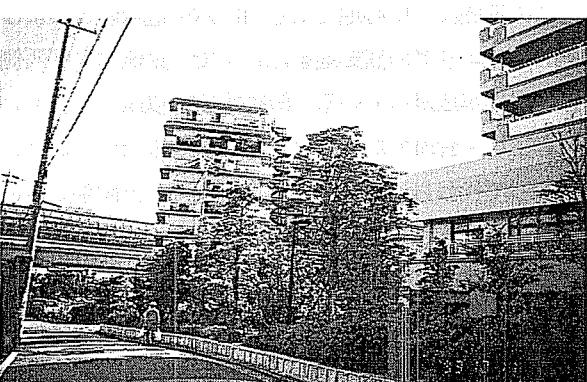
外構の工夫



木質系材料の利用



土地活用方策としての賃貸アパート



阪神電鉄線以南の大規模マンション

■復興都市計画事業区域

灘東部地域における復興都市計画事業区域は、JR六甲道駅南の復興再開発事業地区（約5.9ha）、そしてJR六甲道駅北および西の復興区画整理事業地区（北地区：約16.1ha、西地区：約3.6ha）である。

この区域は、阪急（六甲）、JR（六甲道）、阪神（新在家）の駅がそれぞれ500Mほど離れて南北に並ぶという交通至便の地ということもあって、古くから六甲山への登山客や、臨海部の企業で働く人々、あるいは大学、高校の学生たちでぎわっていた。昭和40年代以降はJR線の高架化に併せて、六甲道駅南北地区の再開発を行い、再開発ビル、駅前広場、バスターミナルなどを整備した。

区域全域にわたって震災による大きな被害を受けたため、駅南側では、従前の再開発エリアも含めたより広い範囲で復興再開発を、その西側一帯で復興区画整理を行うことになり、駅北側では、従前の再開発エリアの西側一帯で復興区画整理を行うことになった。

■景観的特徴

最も目を引くのは、JR六甲道駅南に建つ再開発第1号の超高層ビルである。建物単体のデザインとしては見るべきものはないが、六甲副都心初の超高層ということで、この地域のランドマークとなっている。

復興土地区画整理事業地区では、換地作業や外構工事が相当進み、街全体の骨格が姿を現しつつある。仮換地指定の進捗とともに新築住宅もかなり増えてきているが、JR線以北の北地区と以南の西地区では、景観に違いがある。

震災前は、両地区とも密集した住宅地という感が強かった。現在では、区画整理により街区は変わっているが、西地区では建物が連続的に建ち並ぶ密集住宅地というイメージに変わりはない。しかし、北地区は宅地および住宅規模がかなり大きくなり、建て詰まり状態がなくなりつつある。これは、この地区に多かつた賃貸住宅が失われ、もとの地主が居宅を建てたり、分散していた宅地を集合換地により一つにまとめた結果、宅地規模が大きくなったことなどが反映している。

両地区とも3階建住宅が増えているのは一般的な市街地と同様の傾向である。ただし、北地区では、敷地に余裕があるためかピロティ形式の駐車場をとってい



復興再開発事業による超高層ビル



復興区画整理事業地区の街並み（西地区）



西地区的住宅群



北地区的住宅

ないものが多い。また、西地区では、同一ハウスメーカーの物件がけっこう多いことから、街並みとしては似通った住宅が建ち並んでいる印象を、他地区よりも強く受ける。

■新在家南地区

この地域は、灘五郷のひとつ西郷と呼ばれ、江戸時代より酒造りの街として栄えてきた。戦後に、南側の海が埋め立てられて神戸製鋼の製鉄所となり、その後も準工業地域として住工混在のまちが形成されてきた。

昭和50年代に入って、港湾幹線計画による環境悪化を懸念する地元の人々が活動を始め、酒蔵のある個性的なまちを目指すまちづくりが進められていた。

ところが、震災によりすべての木造酒蔵が失われ、酒蔵のあるまちとは呼べなくなってしまった。地元では、酒造りを活かすまちという新たな目標を定めて、まちづくり協定を締結し、新築建物を地域特性に合わせて誘導することで、個性・魅力の再生を図ろうとしている。

■景観的特徴

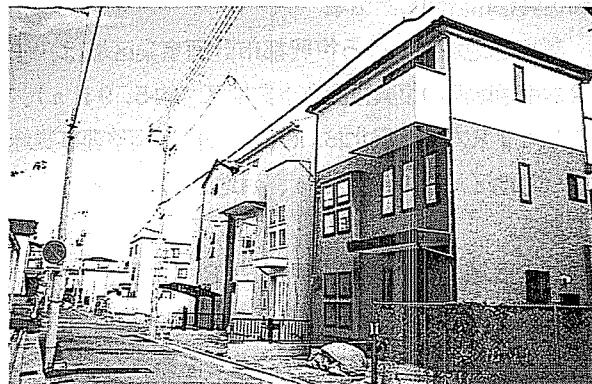
もともとこの地域は、南側が酒造工場、北側が住宅地、そして東側が小泉製麻の商業施設および倉庫群であった。震災後は、酒造工場区域は大きな空閑地が広がり、住宅地では集合住宅が増え、地区的東側では600戸以上の公的住宅が建設された。景観的にはずいぶん変化をとげた地域といえる。

旧西国街道など、地域の主要な道路に面して建てられる建物に関しては、まちづくり協定による景観誘導が図られており、また景観形成のための補助金も受けることができる。酒蔵を意識したデザインが推奨されており、集合住宅の低層部や個人住宅の外構が和風のしつらえとなっている。

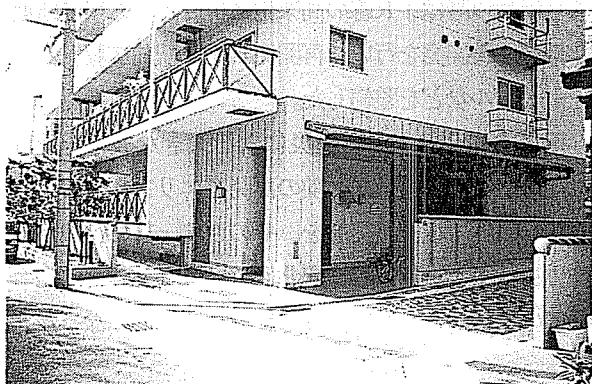
公的住宅についても酒蔵地域であることを感じさせるよう、設備室や屋外駐輪場に和風の要素が盛り込まれているが、なかには和洋が混在してしまって、景観的にはかえって妙なことになっているものもある。

酒造地域や商業施設の復興がまだこれからという段階であり、街並み全体が今後大きく変わっていく可能性もある。

(浜田)



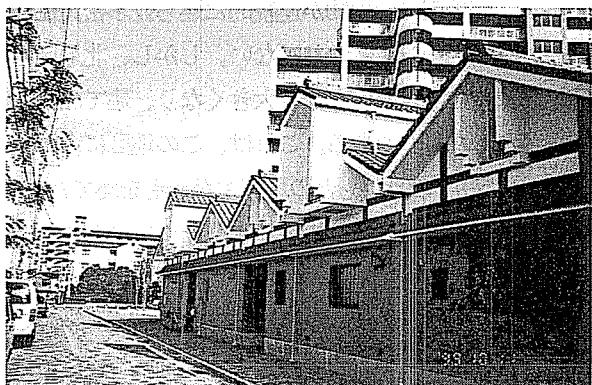
北地区の3階建住宅



集合住宅低層部の和風デザイン（新在家南）



公的住宅と酒蔵風設備室



和洋混在の建物

5) 神戸市灘中央地区

一 “活力ある”商業と“心なごむ”住環境の共生－

(1) 灘中央地区の概要

「灘中央地区」は、神戸市東部の灘区に位置する面積約35haの地区である。南北をJR東海道本線・阪急電鉄神戸線に、東西を都賀川・青谷川に囲まれており、山手幹線をはさんで、北側が商業地、南側が住宅地を形成している。

なかでも商業地は「水道筋」の名前で親しまれており、東神戸を代表する庶民的な市場と延長約2kmにも及ぶ商店街が一体となった商業集積を形成している。この名前は、大正15年から昭和5年にかけて行われた神戸市の第2回水道拡張工事において、この地区に水道管が敷設され、それを契機にして沿道に商店街が形成されたことによりつけられている（写真①）。

また、住宅地は道路等の基盤施設も一部を除いて比較的整っており、戸建住宅や木賃住宅を中心とした、落ち着いた雰囲気の情緒ある市街地を形成していた。

その一方で、当地区は、震災前から人口減少・高齢化、建物の老朽化、商業活動の停滞など、いわゆるインナーシティ問題が指摘されていた地区でもあり、若手の商業者を中心にして「商業の活性化」をめざしたさまざまな活動が行われるとともに、密集事業による木賃住宅の建替が順次実施されていた。

震災により、住宅地では老朽化した木賃住宅を中心に数多くの住宅が倒壊し、商業地も幸い火災などは発生しなかったものの、市場などは大きな損害をうけ、震災前から指摘されていた「住宅・住環境の改善」「商業の活性化」等の問題が一挙に噴出したといえる。

(2) まちの素描

灘中央地区の復興まちづくりは、1995年11月の「灘中央地区まちづくり協議会」の発足により始まる。

そして、「まちの点検」と「まちの採点」を通じて出された意見等をふまえて、まちづくりを考えるうえで基本となる「まちづくりの目標と「まちづくりの方向」を定め、落ち着いた、明るい雰囲気の「住宅地」と東の台所としての「商業地」が融合した良さを生かし発展させていくことによ



写真①：当時の水道管敷設工事の様子



図-1 磯中央地区の範囲

り「あらゆる世代の人々が“灘中央地区に住もう、訪れよう、商売をしよう”と思うまち」をめざして、全体と住宅地・商業地それぞれのテーマ、そ

れを実現するための基本となる“まちの骨格イメージ”を設定し、復興まちづくりをすすめようとしている(図-2・3)。

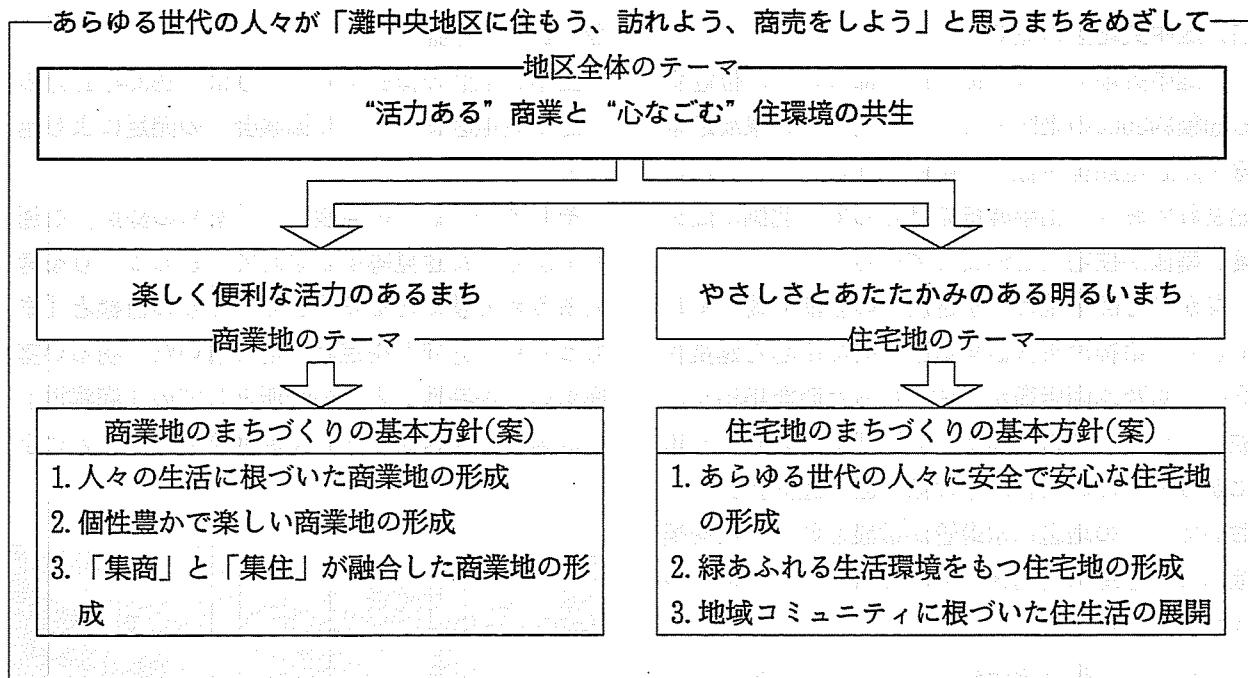


図-2 まちづくりのテーマ

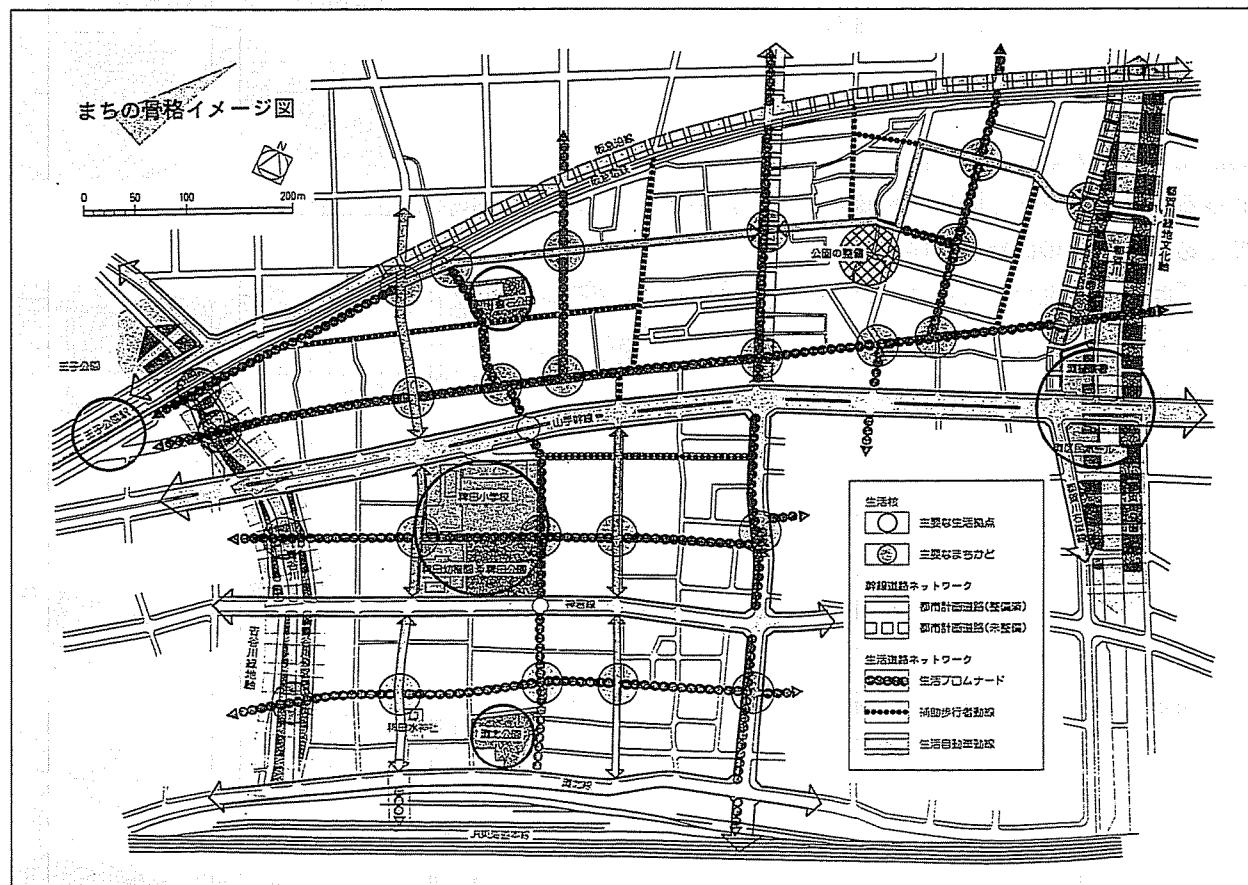


図-3 まちの骨格イメージ

(3) 復興景観

震災前、灘中央地区の住宅地の街並みは、幅員4~6mの区画道路に面して戸建と木賃住宅等が建ち並ぶ東神戸の一般的な市街地景観を形成していた。今回の震災では約4割の建物が倒壊し、その再建は道路等が整っていたこともあり、比較的早くすすんでいる。

再建住宅

再建住宅は戸建住宅が圧倒的に多く、瓦屋根の建物にかわって、プレハブ住宅などの工業化住宅が急増している(写真②)。また、木賃住宅跡に大家さんの自宅だけが再建されたり、アパートが再建された場合も4戸1型の工業化タイプのものが多く見られる。また、圧倒的に二階建の住宅が多いが、それだけに三階建が目立ち、三階建が突出した通り景観を形成するなど、震災前とは街のイメージ・雰囲気に変化が見られる。

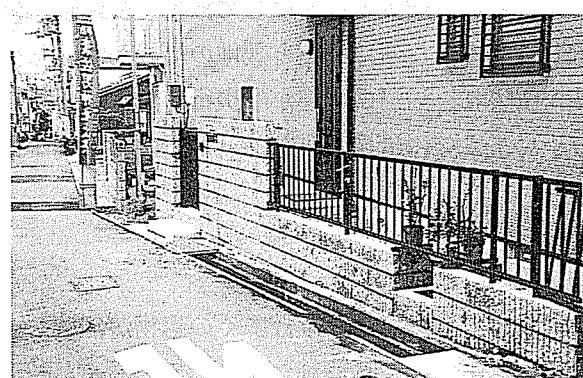


写真②：復興戸建住宅の典型

敷際

被災地を瞬く間に席巻した「リブ付きブロック塀」が至るところで見られ、善し悪しは別にして外構の構成要素として定着している(写真③)。

また、車庫についても、軒下利用の縦列駐車型、1階ピロティ型、カーポート型などそのタイプは多様であるが、なかでも、比較的敷地規模にゆとりがある宅地で自家用を含め数台の月極駐車場を設置する庭先駐車場が増えており(写真④)、塀・生垣や庭木などを建物解体の際に除却した後に設けられ、通りに直接面している部分が多いにもかかわらず、床面の修景など街並みに配慮した設えが施されているものはほとんど見られない。



写真③：外構材料の典型



写真④：庭先駐車場の典型

その他

当地区は以前から青空駐車場が多い地区であったが、震災後さらに増加しており、フェンスとアスファルト舗装の無気質なものが多く、しかもその規模も大きい多いため、街並みのつながりが失われつつある。

また、震災後、当地区ではゴミ問題が顕在化しており、街角にゴミが積み上げられ、散乱している

姿は、街の美観を損ねるものであるとともに、生活マナーの問題であり、子供の教育面でも与える影響が大きいため、今後のコミュニティ育成の大きな課題として、協議会で積極的に取り組んでいるテーマの一つである。

このように、当地区の復興景観は必ずしも良好とはいえない状況にあるが、そういうなかで、地区内で発見した「心なごむ住環境」としての新しい街並みの兆し」の具体例として、①2項道路の新たな空間、②通りの演出、③駐車場床面の修景、④敷際の修景、⑤空地の活用の5つのテーマについて以下に紹介する。

具体例①【2項道路の新たな空間】

密集市街地では建築基準法第42条2項に規定されている道路、いわゆる「2項道路」が至るところで見られる。

震災前は、どちらかといえば防災や住環境面からそれをいかに拡幅するかに四苦八苦していた。そして、その大部分の建物が敷地所有者の個別事情で更新されるため、地道な取り組みのなかで展開していた。

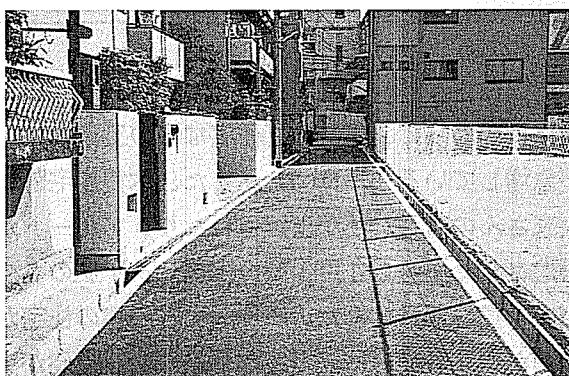
ところが、震災で一瞬にして数多くの建物が倒壊し、至るところに道路と敷地の境界が曖昧な空間が生まれ、沿道の再建が順次行われたことにより、今までには見られなかった新たな空間が生まれた。

■模範解答の道路

被災地では震災により数多くの建物が倒壊し、その再建が一斉に行われた。そして、痛んだ私道の復旧に対する支援制度（私道復旧助成制度等）などが活用され、幅員約4mの道路の両側に側溝を備え、表層部分の設えはアスファルト舗装という、まさしく建築基準法上模範解答の道路空間が生まれている（写真⑤）。

このような空間は被災地の至ることでみられる。今後は、確保された通行機能を損なうことなく、沿道の良きコミュニティを通じて植栽や飾花などの敷際空間の設えの工夫が行われることにより、うるおいのある通りとして育っていく取り組みが求められる。

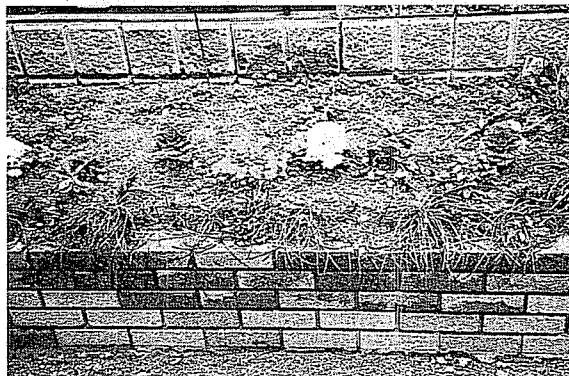
■部分的に後退した空間の工夫
その一方で、モザイク状に住宅が再建されているところも至るところでみられる。写真⑥・⑦は路地のほぼ真ん中の住宅だけが倒壊し再建された事例で、約2m幅の震災前からの



写真⑤：沿道の再建により生まれた4mの道路



写真⑥：後退部分に花壇を設えた通り



写真⑦：同上（花壇部分）
通行機能を損なうことなく、後退した塀との間に花壇を2軒連続して設えている。

路地の入口部分が狭く、しかも片方が階段でもう一方も急なスロープになっているため、物理的に自動車が路地まで入ってこれないことを考え

ると、幹線道路の両側に設けられている幅員4mの歩道部分やニュータウンの歩行者専用道路に植込などが設えられているのと同じ規格の空間と考えることができる。

また、沿道の人からも

「いざという時に避難もでき、歩いていても気持ちが良く、心を和ませてくれる。」
「将来うちが建替える時も花壇にしたい。」
「みんなで協力して、花壇を設置したほうがいいのではないか。」
という意見がでている。

これは「私道」のように沿道の権利者の自主管理が基本となっている道路空間を構成する一つの手法としてその「兆し」がみられる事例である。

■震災前の要素が残った空間

写真⑧・⑨は、石積が震災前からの通りの重要な空間構成要素となっており、しかも、塀は震災で倒壊したが、従前の側溝がその前面に残存した事例である。

自治体によっては、道路中心線からの2mセッタバックに伴って擁壁の除去までも求めているところもあると聞くが、側溝の移設までも沿道権利者の負担で行うことにはならない。

そういう意味で、塀だけが後退し、石積が従前のまま残存したことにより生まれた石積上部の数10cmのところにプランターなどを設えたり、さらに上部のコンクリートをはつり、土面を復活させ、地植の植栽等を施すことにより、対面の植込（この部分も後退空間）と一体となったヒューマンスケールでおもしろい断面の豊かな空間に育っていくと考えられる。

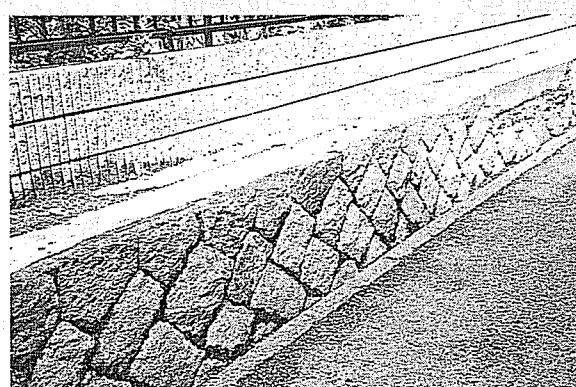
■具体例②【通りの演出】

写真⑩は地域の人々がふだん買物や通勤・通学などによく利用する幅員約6mの生活道路の修景事例である。

通りに沿って、水色で統一された木製のベンチや植木鉢の花台、自治会広報の掲示板などが、ポ



写真⑧：震災前の要素が残った後退部分



写真⑨：同上（石積部分）



写真⑩：通りを彩る小物（花台）

イントとなる家々の軒先に並べられており、場所によっては、建物の屋外階段や側溝の蓋までが同じ色で塗られ、通りを行き交う人の目を楽しませ、生活道路の雰囲気を醸し出す一つの手法として面白い演出をしている（最近、その一部がピンクに塗り替えられている）。

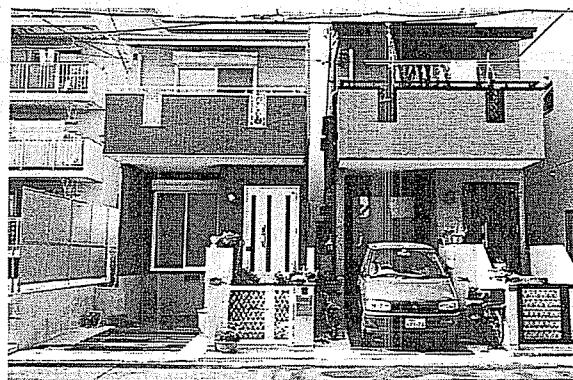
これらの仕掛けは、おそらく、この通りに住む大工さんかデザイン心のある人がすべてを作成したうえで、沿道のみんなに配ったのではないかと思われる。

具体例③【駐車場床面の修景】

■枕木による修景

写真⑪は、建物は1階のピロティ部分に駐車場を設置するという典型的な震災復興バージョンであるが、駐車場の床面に枕木を再利用して敷きつめることにより修景を施している事例である。

ともすれば殺風景で無味乾燥な空間になりがちな駐車場の床面に柔らかい表情を与える工夫をしており、月日がたち、いつか枕木と枕木の間から雑草が生えてくるのも一つの表情になるであろう。



写真⑪：床面に枕木を敷いた駐車場

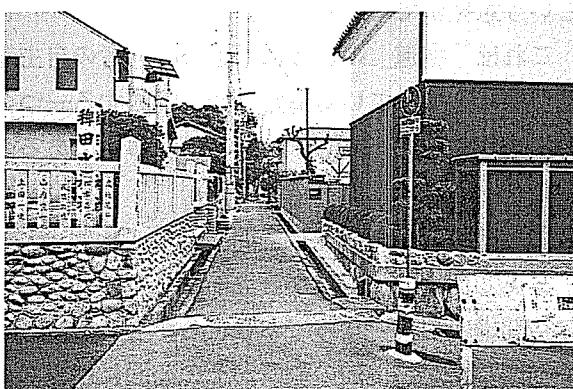
具体例④【敷際の修景】

■石積と板塀による修景

写真⑫は地区内でも随一の規模を誇る都賀村の旧家の再建事例である。

震災前の状況は定かでないが、街角に蔵が再建されるとともに、北側の道路をはさんで隣接する神社の石積などにあわせて石積や板塀が修復され、低木の植込みが施されるなど、道を行き交う人に柔らかい“心なごむ”表情を見せている。

密集市街地のなかで、ホッとさせる空間であるが、その修景事例は敷地規模と資金力のなせる技とも言える。



写真⑫：石積・板塀・植込による修景



写真⑬：通りから見た“なかよしランド”。この通りは、近隣住環境計画によって、より豊かな基礎的な生活空間である。“その通りがどのような性格の通りなのか”“どのように利用されているのか”、“震災により生まれた新たな空間をどのように意識するのか”、“どのように維持・管理していくのか”が重要である。また、この通りは、神戸市の「近隣住環境計画」制度の創設など細街路整備に関する行政側の弾力的な取り組みも始まっており、“心なごむ住環境”“コミュニティ”的育成と街並み景観がうまくつながっていくことが期待される。

具体例⑤【空地の活用】

■空地を活用した“なかよしランド”

“なかよしランド”は、自分たちができる部分については可能な限り手作りでという方針で、道路に面する柵や花壇についてはまちづくり協議会のメンバーで作成、花壇などの日頃の管理も近隣の人が行っており、四季の花と手作り木柵が行き交う人の目を楽しませ、心なごむ住環境を提供している(写真⑯)〔詳細は6-3)に記述〕。

高木の植樹も検討されたが、借用期間が3年と限られていることなどから断念された。

これらの事例は“新しい街なみの兆し”的な事例にすぎない。街なかの通りはその沿道の人々の基

6) 神戸市味泥地区

一住宅再建とまちなみの復興

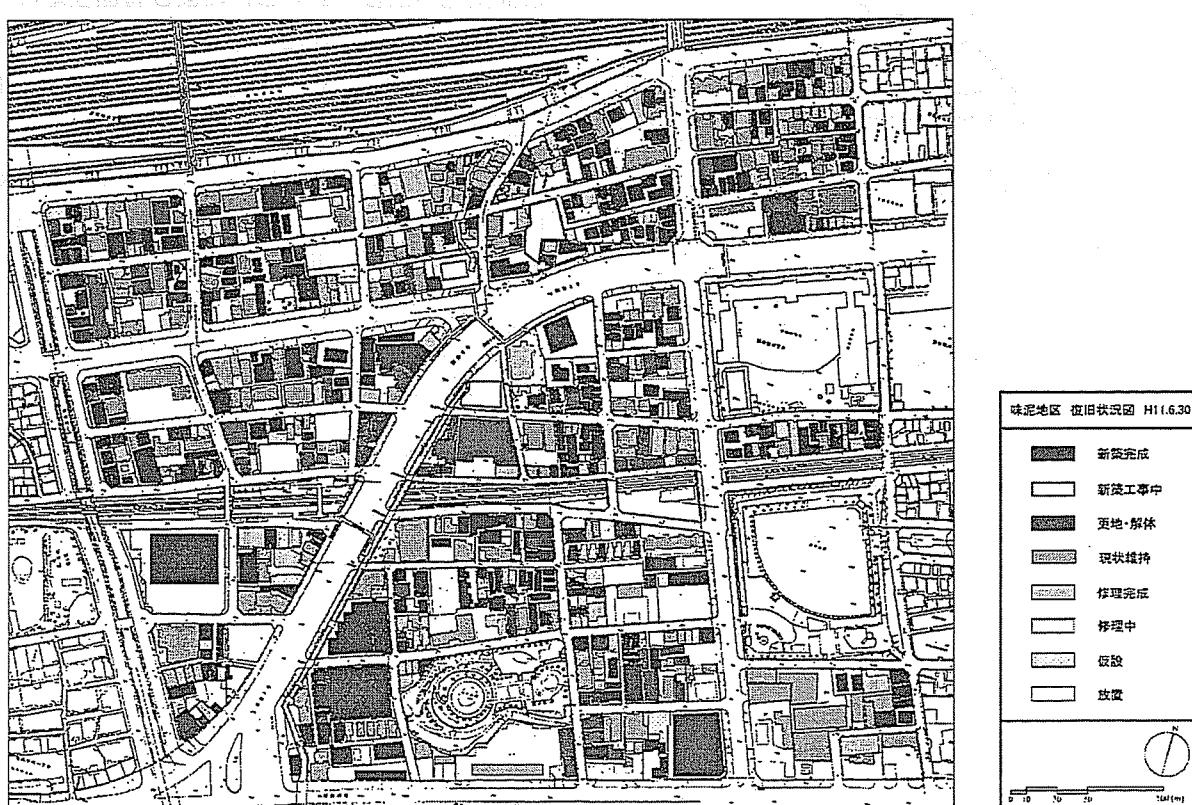
（1）地区の概要

味泥地区は、神戸市灘区のJ.R神戸線と国道43号にはさまれた南部市街地に位置し、震災前から人口の持続的な減少が生じている典型的なインナーエリアである。戦後、戦災復興土地区画整理事業が実施され、幹線道路の整備とともに、主要な街区が幅員4～8Mの道路によって区画されたが、個々の宅地規模が小さいため、街区に幅員4M未満の細街路などが多く残る密集市街地が形成されている。震災前の調査によると、100m²未満の小規模敷地は全体の72.9%，接道不良住宅敷地の割合は地区全体の29.9%，小規模敷地に限ると36.8%に達していた。なおこの地区では、震災前より密集住宅市街地整備促進事業区域の指定を受け、地元住民による復興まちづくり活動も行われていることから、震災後、重点復興地

域に指定された。

（2）被災の特徴

ついで、味泥地区の被災状況をみると、「被害なし」はわずかに10.8%（89件）のみで、「一部損壊」が21.3%（176件）、「半壊」が21.1%（174件）である。これに対して「全壊」は43.0%（433件）に達し、この地区の住宅が被った被害は極めて深刻である。さらに、住宅の建築年代別にみると老朽住宅の被災が大きく、その傾向は著しい。「全壊」の割合を見ると、昭和60年代は2%（1件）、昭和50年代は19%（21件）にとどまるが、昭和40年代以前の住宅はいずれも40%以上に達し、昭和50年代を境に被災状況が大きく変わっている。味泥地区では昭和30・40年代に建てられた住宅が全体の約60%を占めていたため、被害が大きくなつたもの



図一1 味泥地区の再建現況（1999年6月）

と考えられる。

(3) 復旧の推移

味泥地区の復旧状況については、震災直後から1999年6月までの3ヶ月ごとに行った外観目視調査にもとづき4年半間の復旧の推移をみる(図1・2)。

99年6月で、「新築」が336件(44.9%),「更地」が133件(17.7%),「現状維持」が139件(18.6%),「修理」が107件(14.3%)となっている。95年9月以降、「新築」と「更地」以外の指標に大きな変動はなく、その後の推移は、「更地」に「新築」されることを示している。しかし、96年9月以降、97年12月から98年3月までの期間を除き、「新築」に鈍化現象がみられ、それに伴い「更地」の減少も鈍化する。特に98年に入り、「更地」の減少は鈍化しており事態の深刻さを伺わせる。

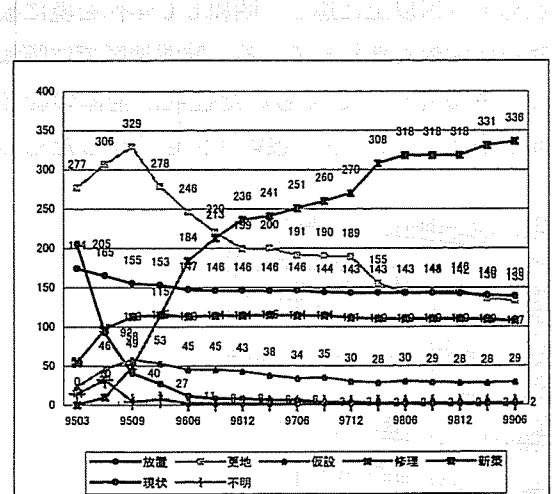


図2 味泥地区における復旧の推移

2. 再建住宅の配置・外構・立面構成¹⁾

味泥地区における97年6月までに新築完成した再建戸建住宅182件について、特にまちなみ景観と空地の観点から、①敷地形状と配置構成、②外構の構成要素、③立面の構成要素を調査した結果を概観する。

(1) 敷地形状と配置構成

1) 敷地面積と接道状況

平均敷地面積は92.4m²であり、接道状況を

件数順にみると、1面での接道が125件(6.9%),角地が33件(1.8%),旗竿敷地が20件(1.1%)である。

2) 間口と奥行き

平均の間口が7.1m、平均の奥行きが11.2mであり、この平均値を基準にみると(不整形敷地や旗竿敷地の54件を除く)、間口・奥行きともに平均値以下のものが49件(38%)、間口が平均以下で奥行きが平均以上のものが33件(26%)、間口が平均以上で奥行きが平均以下のものが27件(21%)であり、特にまちなみ景観に寄与する間口が平均値を下回るものが、全体の2/3を占めている。

3) 敷地面積と建築面積
平均建築面積は44.9m²であるが、建ぺい率60%の近傍に集中し、特に100m²以下の狭小敷地で、この傾向が顕著である。

4) 配置構成—敷地の奥行きに占める前面空地・背面空地の割合

配置構成を考える指標として、ここでは、敷地の奥行きをL、前面空地の奥行きをF、背面の空地の奥行きをBとし、敷地全体の奥行きに占める前面空地の割合(F/L)および背面空地の割合(B/L)の分布を導いた。

再建住宅のF/Lの平均値は0.187, B/Lの平均値が0.091であり、先の奥行きの平均値と合わせると、前面空地の奥行きはおよそ2m、背面空地の奥行きがおよそ1メートルである。

特に味泥地区の場合は、前面・背面の空地の割合がともに平均値を下回る件数が30件(41%)と最も多い。ついで、こうした類型を先に述べた間口と奥行きの関係との相関でみても、間口・奥行きともに平均値以下の類型との相関が高く(2件、48%)、ついで、間口が平均以上、奥行きが平均以下のものが15件(33%)と続く。さらに、敷地面積との相関では、100m²未満の狭小敷地が40件(87%)と大半を占めている。

(2) 外構の構成

1) 外構要素とその出現頻度

前面道路に面するオープンスペースを、駐車スペース、庭、そのいずれでもない空間(ここでは

アプローチとする)に分類し、それらの出現頻度をみる。全体として、アプローチが47件(39%)、ついで駐車スペースが40件(34%)、庭が32件(27%)であった。

これを、先の間口・奥行きともに平均以下のものに限ってみると、アプローチが19件と半数を占めている。また敷地面積別にみると、特に 50m^2 未満の敷地で外構がアプローチであるものが18件(53%)を占め、ついで庭が9件(26%)、駐車スペースが7件(21%)となっている。さらに駐車スペースの出現頻度に限定し、それを敷地面積別にみると、 $50 - 100\text{m}^2$ では20件(40%)、 $100 - 150\text{m}^2$ では13件(52%)と、最もよく出現する要素となっている。

2) 前面空地と門扉の有無による外構タイプ

ここで前面空地の敷際要素の有無から外構タイプとして図-3のようにタイプaからタイプdに類型化した。

タイプcは空地がなく建物外壁が直接道路に面するもので、再建前の路地のように比較的プライベートな空間には多くみられたが、二項道路の拡幅によって沿道がパブリックな性格をもつとプライバシーの問題がより深刻になる。またタイプdも門扉と建物外壁との間にゆとりがないため、空地が有効に機能せず、まちなみとしても圧迫感をもたらしている。タイプ別には、タイプc(53件、44%)と最も多く、ついでタイプd(51件、42%)と、いずれにせよ「前面空地なし」の類型が大半を占めている。

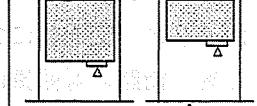
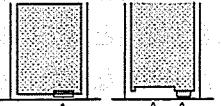
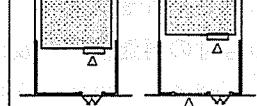
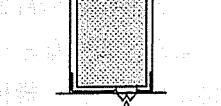
	前面空地あり	前面空地なし
門扉なし	 タイプa	 タイプc
門扉あり	 タイプb	 タイプd

図3 外構タイプの類型

この外構タイプと前述した間口と奥行きの関係との相関でみると、タイプcとタイプdとともに、奥行きが平均以下の事例で多くみられ(タイプcは72%, タイプdは61%), まちなみとともにプライバシー上の問題が認められる。また敷地規模との関係をみても、タイプbは 100m^2 以上の敷地に多いが、タイプcとタイプdは 100m^2 未満の敷地で多くみられる。

(3) 立面の構成

再建戸建住宅の立面構成要素のうち、階数、前面道路に対する間口の大きさと建物内車庫の有無をもとに立面構成のバリエーションを収集した。

このうち出現頻度の多い立面タイプを、

- ①2階建てで間口の狭いタイプ(2階狭間口型),
 - ②2階建てで間口の広いタイプ(2階広間口型),
 - ③3階建てで間口が狭いもので、さらに屋内駐車場を設けているタイプ。この場合、1階の立面構成は玄関と駐車場の入口だけになる(3階車庫型),
 - ④3階建てで間口の狭いタイプ(3階狭間口型),
 - ⑤3階建てで間口の広いタイプ(3階広間口型)
- という5つのタイプを抽出した。

これら5つのタイプのなかでは、2階狭間口型が42件ともっと多く、3階狭間口型と3階車庫型を合わせると64件に達する。

図-4は、敷地面積と延べ床面積の関係を立面構成タイプ別にみたものである。2階広間口型が全体的に分散しているのに対し、3階建のタイプは概ね容積率160%近傍に集中しており、前面道路幅員による基準容積率の影響がうかがえる。また小規模な2階狭間口型については容積率100%近辺に分布している。

この立面構成タイプと敷地形状タイプの関係をみると、2階狭間口型や3階狭間口型は、間口・奥行きとも平均地下の敷地や間口が平均以下で奥行きが平均以上の敷地で多くみられ、一方、広い間口のタイプでは、当然、間口の広い敷地が占める割合が多い。

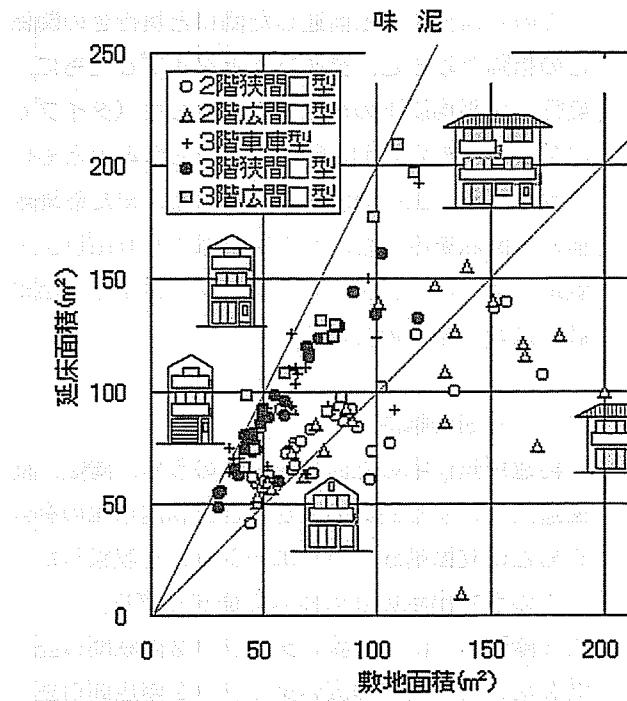


図-4 再建住宅の立面構成



図-5 2階狭間口型と3階車庫型



図-6 3階車庫型の連棟

3. 住宅再建者による住環境・まちなみ評価

では居住者は、こうした住宅再建に伴う、住環境・まちなみの変化について、どのように感じているのだろうか。ここでは1997年12月に戸建・共同住宅再建者に対するアンケート調査の結果を外観する。有効回答数は152名（有効回答率49.8%）である。

(1) 再建戸建住宅の住環境評価

住宅の再建によって住環境がどのように変化したのか、部屋数、間取り、デザイン、日当たり・通風、防犯、耐火・耐震性、庭の広さ、駐車スペース、騒音、家賃、住み心地の12項目にわたってたずねたところ、家賃が高くなかったことを除いて、総じて「良くなった」から「変わらない」の間で評価されている。良くなったという評価を得た順に記すと、デザイン、耐火・耐震、住み心地、日当たり・通風、間取り、防犯と続き、特にデザイン、耐火・耐震、住み心地への評価は高い。

(2) まちなみの変化

ついで、住宅再建に伴うまちなみの変化について、緑の量、まちなみ、交通量、街路の雰囲気、そして全体の印象をたずねた。

もっとも回答が多かった項目は、緑の量については「変わらない」が59%，まちなみについては「雑然としている」が42%，交通量については「多くなった」が52%，街路の雰囲気については「変わらない」が54%，全体のたたずまいについては「変わらない」が44%となっており、特にまちなみの評価の低さが顕著である。

また、まちなみへの自身の再建住宅が及ぼす影響については、規模、デザイン、外構、全体、いずれの項目も、「どちらともいえない」から「やや良くしている」という評価の間に位置している。

4.まとめ：まちなみにおけるまちなみ形成の課題

以上にみてきたように、味泥では、特に100m²以下の狭小敷地を中心に、間口が狭く、建ぺい率の上限までの建築面積を有し、その結果、前面の空地もほとんど取られず、仮に取られたとしても駐車スペースとなる事例が多い。さらに、間口の狭い敷地には、2階建てよりも3階建ての住宅が多く建つことによる通りの空間構成の変化とともに、外構の構成や立面の構成が極めて類型的なものであることが認められた。

また、建築のデザインにおいても、大半はプレファブ形式の戸建住宅もしくは、それと同様のメンテナンス不要のサイディング・ボードを中心に、バルコニーを中心にボーダーを配した均質な立面構成をとっている（中には、ボーダーすらも取られないものもある）。また、外構の仕上げについても、リブ・ブロックと黒色のアルミ製フェンスといった類型的な敷際の構成となっている。

これら、新材の建物や外構は、景観をひいては地域性を醸成する要因である時間性を拒絶するものであるが、こうした建物のデザインや住み心地についての居住者の高い評価には、敷地規模による差異も認められない。すると、こうした傾向は継続していくであろう。しかし、それと同時にまちなみに対しては「雑然としている」と評価されているのである。そこには、震災後に一齊に建ったことにもよるが、向こう三軒両隣を配慮したつくり方がなされず、住まい方や景観に寄与しない隣地境界との隙間が存在することや、2階建て・3階建てが混在する立面構成もその要因の一つである。また駐車スペースのペーブメントや、近年盛んなガーデニング・ブームによる植栽など、様々な工夫は認められるものの、それらが繋がっていないかというハードな点とともに、住まい方や生活といったハードとソフトを包含した地域性がみられないことが、「雑然」としたまちなみという評価をもたらしている要因であろう。



図-7 様々な仕上げの駐車スペース

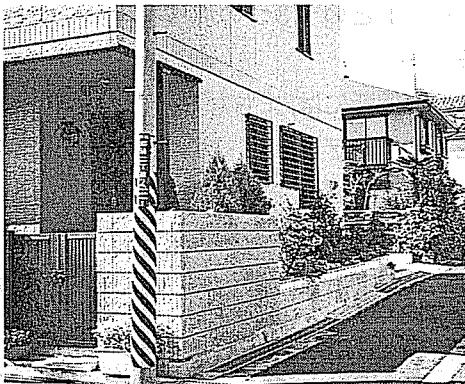


図-8 幅60cmの緑化帯



図-9 二項道路の拡幅部分



図-10 共同建替事例

「インナーエリアのふつうのまち」である味泥地区がこうした状況を呈していることから、少なくとも神戸東部のインナーエリアにおいても似たような傾向にあることが推定される。そして建物のデザインや住み心地への居住者の高い評価がある状態で、インナーエリアに望まれる新しいまちなみ再建には、限られたものではあるが空地をいかに活用し、それと統合化された住宅のタイプが模索される必要がある。その場合、特に留意しなければならないのは、パブリックーコモンープライベートという3つの境域を再横断することである。

この再横断には、まちなみ形成のためのルール、住宅と外構のデザイン・ガイドの提示は前提である。その中でも、空地をコモンとしてつなぐ仕組みとして、敷地の共同利用化や敷際の協調化といった近隣での住環境計画のための具体的な手法が求められている。

図-11は、その一例を、野田北部地区を対象に考えたものである。この地区は、「インナーロード制度」による建ぺい率緩和と「街なみ誘導型地区計画」による道路斜線と容積率の緩和がなされて

おり、基本条件として、建ぺい率70%、容積率200%，間口4m奥行き11mの敷地というかなり厳しい条件で計画を行った。まず、隣地境界線から50cmを壁面線とした場合、道路側・背割り宅地側への非建築部分が極端に狭くなり、住環境およびまちなみ形成のための有効な空地を仕組むことが困難であった。その結果、隣地境界線と壁面の間隔を20cmとした。いささか類型的な計画ではあるが、ここでは、4人の家族の居住スペースとともに、時間を刻印していくであろう植栽スペースや背割り宅地間の路地的空間等、従来の生活文化が表現された下町的空間構成とともに、新たなインナーエリアの都市住宅やまちなみ形成を創出することが可能となる。しかし、その成立には、民民境界を部分的ではあるが共同利用を可能とすることをはじめ、協調的なつくり方のためコンセンサスが必要であり、そのソフトの構築こそ、ハードな条件を凌駕するのである。

¹ 厳密な定義や詳細なデータ等については、三輪康一・安田丑作ほか（1998）：「阪神大震災の被災密集市街地における再建住宅の類型化とまちなみ評価に関する研究」、第33回日本都市計画学会学術研究論文集、pp.853-58.をご覧いただきたい。

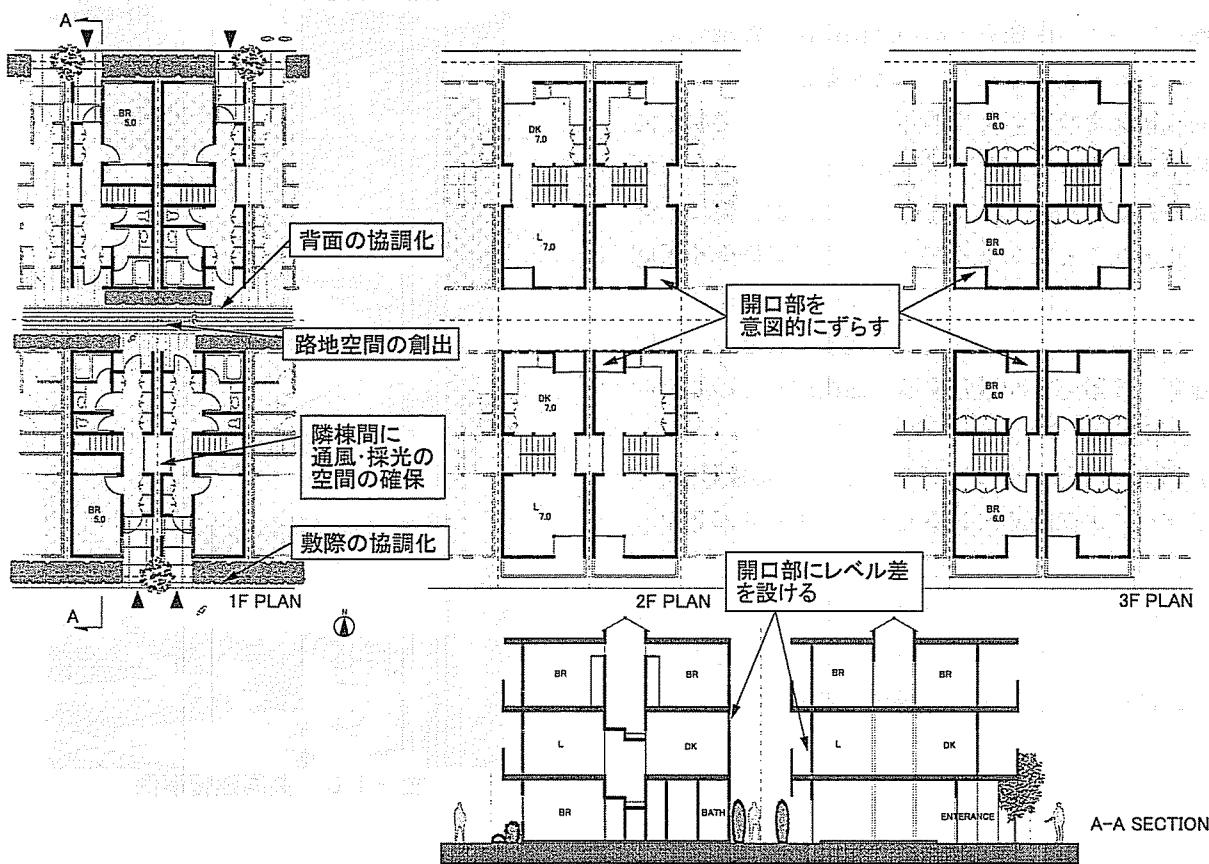


図-11 敷地内空地の共同利用化・外構協調化のモデル

7) 神戸市兵庫区 —住宅再建に見る新しいまちなみの兆し—

1. はじめに

今回調査した区域は、一部対象から除いているが、兵庫区のJR以北の地域である(図1)。

今回の調査では、再建市街地のなかでも、主として住宅に焦点を当て、そのまちなみを見ることに着目し、現在の市街地景観の実態を把握し、さらにはこれからのまちなみにつながる新しい兆しを発見することを目的とした。

現在の市街地景観の実態を把握するにあたって、次の4つのエリアに分けた。

・山麓住宅エリア

氷室町(一部)、熊野町、石井町、大同町、夢野町、菊水町、湊川町、東山村、会下山町、荒田町
※荒田町・東山村は、東の水道筋に対して西の湊

川といわれるほどの神戸有数の市場・商店街を含むエリアで、山麓住宅エリアにいれるべきではないかも知れないが、今回は市場・商店街については対象から外し、住宅ゾーンを便宜上一緒にエリアにいれた。



図1 調査区域

・山手幹線以北エリア
大井通、松本通、上沢通

・山手幹線～中央幹線エリア
下沢通、中道通、水木通

・中央幹線～JRエリア
大開通、塚本通、永沢町、三川口町、羽板通

2. 各エリアの概況

■山麓住宅エリア

このエリアは、一部マンションや市営住宅がある以外は、基本的に戸建住宅を中心としたエリアで、敷地規模も狭小のものが大半を占め、坂道と細街路が多く、中には行き止まりの道も少なくない。

被災状況は、氷室町、熊野町、石井町、大同町といった北のエリアを中心に一部被災しなかった住宅もあるが、ほとんどが全壊もしくは半壊の被害を受けている。特に被害のひどかった湊川1丁目、2丁目では組合施行の区画整理が行われている。

また、空地に関しては、被災して再建できない狭小宅地も目立つが、震災以前からの空地も点在している。

■山手幹線以北エリア

まちづくり協議会が中心となって震災復興区画整理事業が進められている大井通、松本通はほとんどが全壊で、ようやく再建し始めたところである。また、震災以前の昭和53年から区画整理が進められていた上沢通では、上の2町に比べると多少半壊があるものの、こちらも大半が被災した、一部店舗や商店街のある住宅地である。

上沢通では、区画整理によって、1丁目から8丁目までの各丁街区の中心部に500m²程度の小公園を100m間隔で配置するネットパーク構想がある。

■山手幹線～中央幹線エリア

このエリアは、戸建住宅やマンション、事業所ビルが混在する住商混在エリアで、震災前は文化住宅や長屋が多数あったが、ほとんど全壊し、マンションになったものもあるが、再建できず、駐車場利用しているところが多い。

震災以前から比較的大きな駐車場があったが、駐車場利用も含めて震災空地が目立つ。

■中央幹線～JRエリア

このエリアは住商工混在地域で、文化住宅や長屋、市場や商店街、町工場が震災で大きな被害を受けた。

震災後、比較的敷地規模の大きな文化住宅や商店街でマンションやハイツが増え、再建できない空地や駐車場利用されているものも目立つエリアである。

また、震災前から、モータープールやカーポートといった大規模な駐車場が点在していたが、再建できない長屋など規模の大きな空地が駐車場利用され、規模の大きい駐車場がさらに目につく。

3. 再建市街地の景観の特徴

まず、今回の調査で気になったのが空地である。区画整理区域は事業の進捗からまだこれからある程度は再建されていくだろうが、再建できない、あるいは使い方の決まらない敷地が放置されたり、一時的に駐車スペースとして使われ、アスファルトやコンクリートの床面の空地が点在することになる。まちなみにはポカッと穴が空き、建物の裏側が見える。特に山手幹線以南では比較的敷地規模が大きいためすかすかな感じを受ける（写真1、2）。

再建住宅においても、駐車スペースの配置やしつらえがまちなみにも及ぼす影響は大きい（写真4）。

また、戸建住宅や文化住宅が被災し、敷地一杯に再建されたプレハブアパートも目につく。規模的にはまわりの戸建住宅と同じでも、建てる側が景観に配慮していない場合が多く、住み手の生活もまちなみには現れにくい（写真4）。

再建住宅も塗装パネルの外壁が多く、時間とともにまちなみを育んでいくという観点からは、時間が蓄積されて豊かになっていく素材とは言えない。さらに、震災後どの地域でも同じような住宅が建てられ、地域性が希薄になってきていると言われているが、兵庫でも再建住宅の典型である「塗装パネル住宅、リブ型ブロックと黒い柵、レッドロビン・コニファー」の3点セットの住宅が見られた（写真5）。

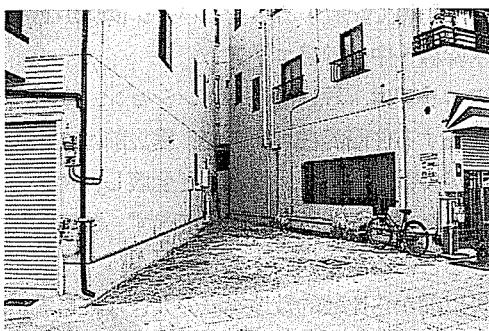


写真1：再建できず取り残された空地



写真2：ぽっかりと空いたまちなみ



写真3：コンクリート打ち放しの駐車場の床面



写真4：再建された4戸1型のプレハブアパート

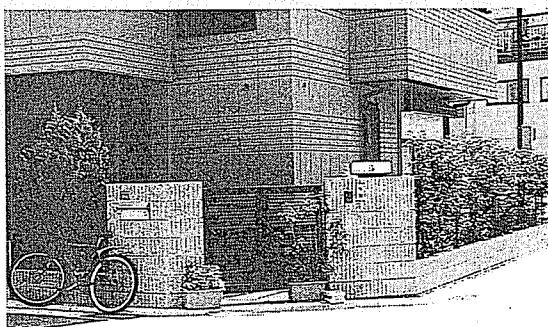


写真5：再建住宅の典型パターン

4. 復興景観に見られるまちなみ形成の手がかり

まちなみは時間とともに育まれ、そこに住む人の生活が現れた結果である。

山麓住宅エリアでは、そうした昔からの生活路地が残っていた。そこに住む人たちのお地蔵さんが路地にまつられ、そのまわりを鉢植えで飾ったり（写真6）、時間の流れを感じさせる石畳の路地では、両側の花壇に住民によって育てられた緑があふれて、落ち着いた雰囲気を出していた。

具体的な復興景観の事例の中から、これからのもちなみ形成へつながる手がかりを探してみた。

■再建住宅

再建市街地では圧倒的にプレハブ住宅が多く、震災前のまちなみと雰囲気が大きく変わっている中、上沢通6丁目では、和風のしつらえにして、玄関の戸や窓の柵に木を用いたり、室外機を竹で隠したり、デザインや素材に配慮した結果、無機質な塗装パネルの住宅が多い中、まちの表情となっている（写真8）。

この家の向かいは区画整理が進められている松本地区であり、これから再建が進んでいくときに、こうした取り組みがまちの中にもう少し広がるとまちなみが形成されていく可能性はあるだろう。

■二項道路

組合施行の区画整理が進められている湊川2丁目では、コンクリートがはられた二項道路のセットバック部分に鉢植えを並べることにより、コンクリートの白い肌をむき出しにするのではなく、通りに潤いを与えていている（写真9）。

さらにここでは、お隣の家だけでなく通りを挟んだお向かいの家もプランターによって緑化しているので、通りとしての一体感が生まれている。

山麓住宅地エリアにはこのような細街路は多く、住宅再建に伴いセットバック空間が生まれてくるが、菊水町9丁目では、セットバック部分に植栽スペースを設けて樹木を植えている（写真10）。この通りは片方の端が階段になっており、もう片方は急な坂道になっており、車が入ってくることはほとんどなく、また緊急時の空間確保も満たしており、こうしたしつらえでもいいのではないかと思う。

また、木を植えるということは時間の経過とともに大きく育っていくので、建物を敷地一杯に建てており敷地内に木を植えるスペースがないことからも、二項道路のセットバック部分のしつらえがまちなみ形成に寄与していると言える。



写真6：鉢植えに囲まれたお地蔵さん

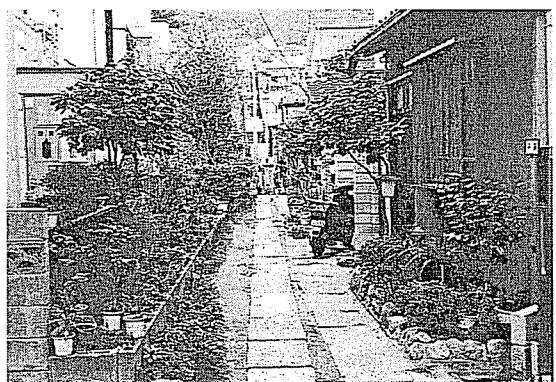


写真7：住み手の手が加えられた緑があふれる路地



写真8：まちの表情となっている和風住宅



写真9：セットバック部分に置かれた鉢植え、プランタ



写真10：セットバック部分に設けられた花壇



写真11：わずかな土の部分を残して植樹した敷際空間

■敷際

中央幹線～JRエリアの塙本通2丁目のクリーニング屋をしている併用住宅では、敷際のわずかなスペースに土を残して、植樹スペースを設けることにより、無味乾燥な外壁の印象を和らげている（写真11）。この家は角地であり、もうひとつの道路に面してクリーニング屋の玄関を設け、そちらには樽の鉢に木を植えて飾っている。角地のお店はまちなみのアクセントになる。

敷際に塙を設げず、植栽スペースを通りに対してオープンにしている事例もある（写真12）。この敷地（山麓住宅エリアの湊川9丁目）は、坂道の曲がり角にあり、もう少し木が大きくなるとアイストップとしてまちなみのアクセントにもなると思われる。

住宅ではないが、中央幹線～JRエリアの事業所ビルでは敷地ぎりぎりにビルを建て地植えするスペースのないところでも、移動式生垣によって樹木を配している（写真13）。

再建住宅のひとつの特徴として、敷際がオープンになったことがあげられる。敷際に何もなく、インターフォンと表札と郵便受けが一体化した玄関ポールが立ったり、あるいは敷際にオープンな駐車スペースが配置される。駐車スペースの場合、車が駐車されていないときは特に、そのスペースと通りの関係性がまちなみ形成にとって重要になってくる。山麓住宅エリアの事例は、おそらく建て売り住宅であるが、駐車スペースの床面をデザインしていることは評価できる。ただ、車がないときはかなり広がりのある空間となるので、隣り合う3軒でのまとまりや通りに対してのデザインが配慮されるともっとよかつたのではと思う（写真14）。

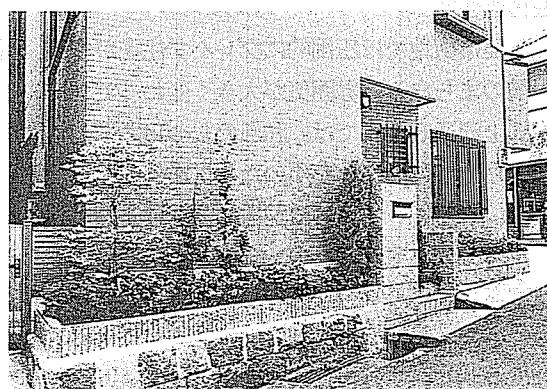


写真12：塙をつくらずオープンな敷際空間

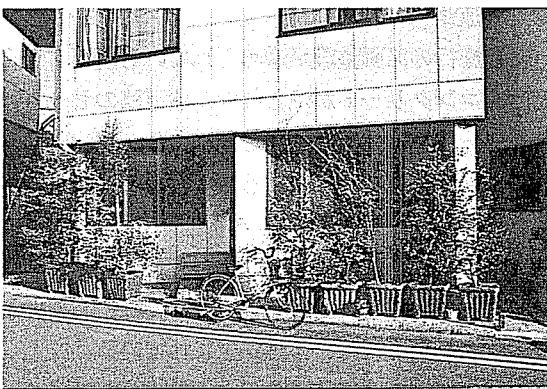


写真13：地植えできないところに置いた移動式生垣

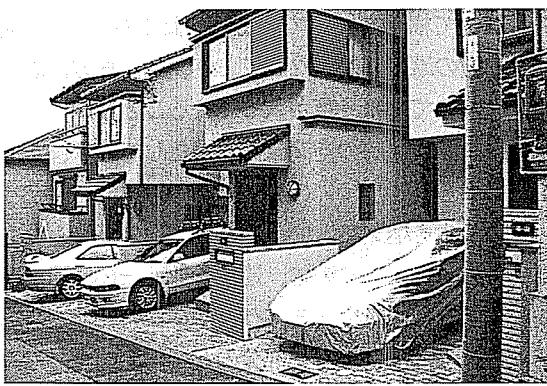


写真14：オープンな駐車スペースの連続

■街角のアクセント

街角はまちなみのアクセントとなり、重要な景観形成要素である。

ひとつめの事例は、中央幹線～JRエリアの三川口町2丁目の企業ビルの角で、シンボルツリーを植え、そのまわりにベンチを配置し、さらに植え込みの一部に花壇と掲示板を設置して、地域にひらいた街角にしている（写真15）。

住宅地における角地の修景として、区画整理区域の松本通7丁目の事例がある。この住宅は2世帯住宅で、2階玄関へのアプローチ階段の下の空間を植栽スペースとしてしつらえている（写真16）。敷際に屏を設けずオープンにしているため、階段の下の空間は通りから目につく場所である。こうした階段下のスペースは自転車置き場や物置スペースになりがちだが、木を植え、花で飾ることによってまちなみのポイントとなっている。

また、街角でなくても、玄関部分に植樹することは、大きくなるとシンボルツリーとして通り景観のアクセントとなる（写真17）。この事例は敷地規模が大きく、通りから建物までに空間的な余裕があるため植栽スペースを設けることができたとも言える。また地形と景観との関わりからは、このような山麓住宅エリアは斜面になっており、建物のレベルが高くなっているため駐車場が掘り割りにすることが多く、シャッターが壁面に現れたり、通りに面して擁壁部分が威圧感を与えることがあり、景観的な配慮が必要である。

あと、今回調査して、お地蔵さんの祠をよく見かけた。ほとんどがお花などがきれいに供えられており、そこに住む人々がお世話をしている様子が見られた。そういう意味では、お地蔵さんはそこに住む人々の生活が現れたまちなみのポイントだと言える。写真6のように路地にある場合や屏の一部に組み込まれたりと祠の場所は様々である。この事例では、もともと祠があったのだろうが、マンション建設の際に敷地の一部分を地域のために祠を設置する場所として提供している（写真18）。

お地蔵さんのように、そこに住む人々の生活の一部であり、地域の資産でもあるものはまちなみ形成の重要な要素である。



写真15：シンボルツリーと街角広場

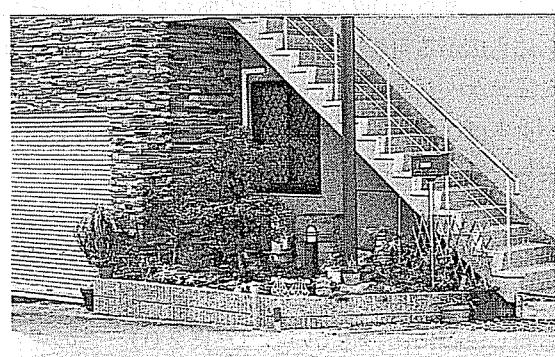


写真16：階段下のスペースを活かした街角緑化



写真17：玄関に植えられたシンボルツリー

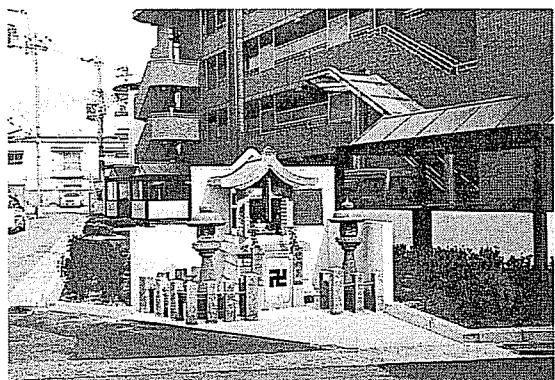


写真18：マンションの一角に設けられたお地蔵さんの祠

■連続性・まとめ

これまで、空間に着目してまちなみ形成の手がかりを探してきたが、ここでは、住む人のコミュニケーションによって創り出されるまちなみを取り上げる。

ひとつめの事例は、隣り合う2軒が駐車スペースの柵にハンギングポットを飾っていることにより、通りに連続性が生まれている（写真19）。これは付加的にできることで、いわば住み手が生活していく中でまちなみを加えていくことのひとつである。しかも現在はお隣同士の2軒だけだが、将来的には、写真手前の家も同様の柵があるので、そちらにも広がる可能性があり、それは住み手同士のコミュニケーションの現れでもある。見た目にはインパクトはないが、住み手が暮らしの中で育んでいくまちなみのひとつの例だと思う。

ふたつめは被害のひどかった松本通の事例で、これも隣り合った2軒が駐車スペースを含めた敷際を通りに対してオープンにして、また床面のしつらえも同じ色調にあわせている（写真20）。この場合は震災で全壊して建売業者が建てた可能性はあるが、建てる際にお隣同士で共有する空間を設けたり、前面の道に対する関係性をそろえたり、自分たちの空間を使い方も含めて、住み手が一緒につくっていけるという可能性を秘めた事例である。

次も荒田町3丁目の同様の事例で、これも建て売りの可能性は高いが、隣り合う3軒の家が塀を共有して、同じ素材でつくった例である（写真21）。

最後は、通りを挟んで両側の家々が、生垣にしたり、鉢やプランターを置くことにより、通り全体が緑豊かな空間となっている事例である（写真22）。この道路の路面は、再建する際に通りに面する人たちでお金を出して、自分たちでインターロッキングの舗装をしたそうである。

5. さいごに

今回の調査区域を歩いてみて、もう少しエリアごとの景観特性を整理してみてもよかったです（例えば地形や前面道路、敷地規模とまちなみの関係など）、まちなみはそこに住む人の生活が現れた結果であり、住む人が少しずつ時間をかけて育んでいくものであるという視点に立ち、今後のまちなみ形成につながる手がかりを取り上げてみた。やはり、地域コミュニティの大切さとまちなみ形成に与える花や緑の影響の大きさを改めて感じた。



写真19：隣り合う2軒の柵につるされたハンギングポット

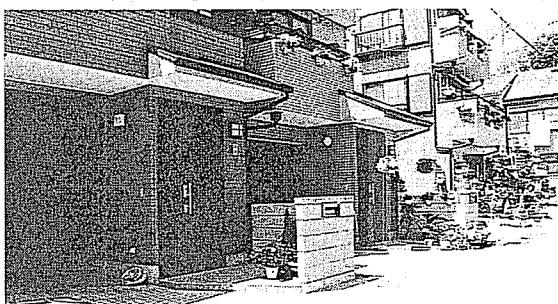


写真20：デザインをそろえたオープンな駐車スペース

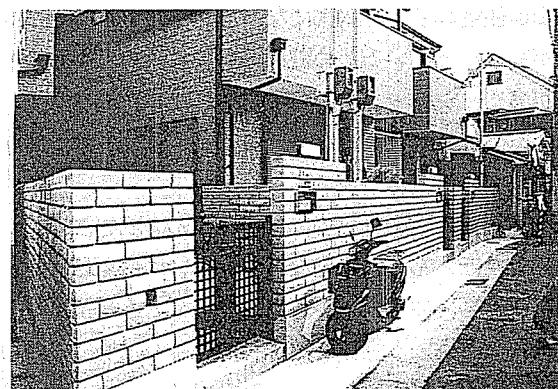


写真21：塀を同じ素材、デザインで共同化

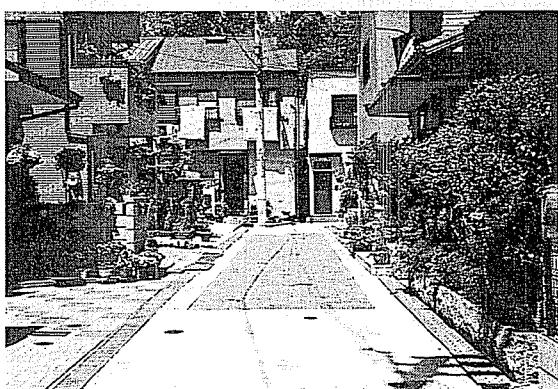


写真22：住み手の生活空間としての通り（まちなみ）

8) 神戸市野田北部地区 一住宅再建とまちなみ特性一

1. はじめに

神戸市長田区の野田北部地区は、震災の被害が大きかった密集市街地の典型的な地区である。しかし、復興まちづくりを進める際、いわゆる黒字地区として面的整備事業を行う2街区をのぞき、地区の大半では、街並み誘導型地区計画や街並み環境整備事業などを導入した独自の試みが行われてきた。今後住宅再建が進むなかで、どのようなまちなみが形成されていくかが注目されている。ここでは、再建途上の戸建住宅を中心としたまちなみ形成の実態と課題を検討したい。

野田北部地区では、大正期の耕地整理事業や戦災復興土地区画整理事業区域に一部含まれたため、地区内は80~100mグリッドの骨格的区画道路（幅員8~11m）で整備されていた。一方、街区内的細街路の大半は2.7mから3m未満の幅員で路地空間を形成していた。また、震災前の住宅は、長屋が過半数を占めていたが、敷地の状況をみると、敷地面積100m²以下の狭小敷地の割合が71.9%，とくに敷地間口が狭いことが大きな特徴で、密集市街地を形成していた。

震災による被災状況は、全壊・半壊率が9割を越えている。また、海運2・3丁目はほとんどが全焼して、鷹取東第1地区の土地区画整理事業区域に含まれた。

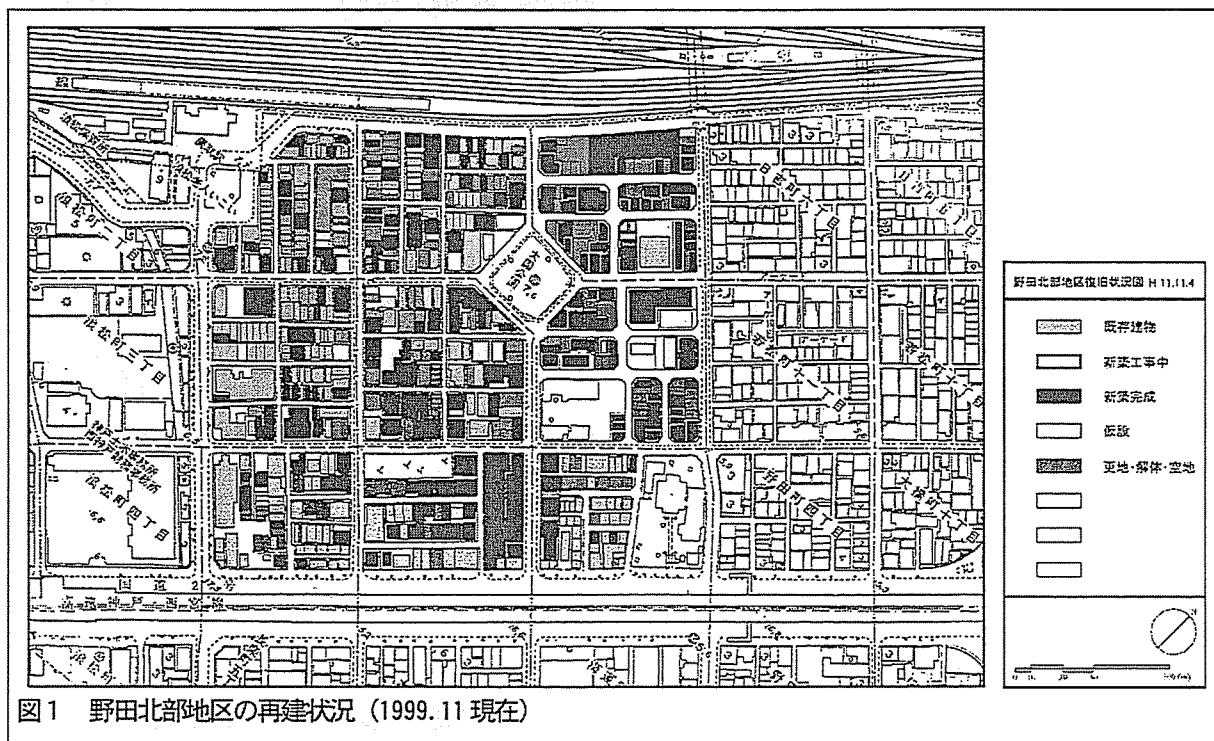
震災後、再建された住宅によるまちなみは以前と比べてどのように変化したのか。ここではその特徴を、路地空間が拡幅されたことと、再建建物と路面で構成される街路断面構成の変化と、みちと敷地の質的な関係の変化、さらに敷地内の建物配置による敷際の構成の変化として捉えていきたい。

2. 再建住宅によるまちなみ景観の特性

震災後、再建された住宅によるまちなみは以前と比べてどのように変化したのか。ここではその特徴を、路地空間が拡幅されたことと、再建建物と路面で構成される街路断面構成の変化と、みちと敷地の質的な関係の変化、さらに敷地内の建物配置による敷際の構成の変化として捉えていきたい。

(1) 再建住宅の敷地と配置の傾向

土地区画整理事業区域である海運2・3丁目は整備後4.5~6mの区画道路が設けられる。一方、他の区域は、基本的に従来の基盤を残したまま、上ものだけの整備が中心となる。1997年までに再建された戸建住宅のうち、海運2・3丁目を除く長良、本庄町での平均敷地面積は、79.8m²、その敷地の間口と奥行きを計測すると、間口の平均値は7.2m、奥行きの平均値は11.2mでと地區全体に比べて大きい。しかしその分布を図2にみると、多くの事例で間口が平均値以下に偏って分布している。実際、この図で平均値を基準として分類してみると、間口と奥行きの両方の小さなタイプDが多くみられる。(ただしここでは不整形な敷地、旗竿敷地13件を除いている。) また、これらの平均建築面積は44.8m²であり、建ぺい率は60%



の近傍に集中し、敷地規模が小さいほどその傾向は著しい。敷地狭小の条件のもとで建ぺい率を上限まで使っている。

これらの建物配置は、狭小間口の宅地が多いことからほとんどの場合、敷地の間口いっぱいに建物が占めている。そのため、多くの建物配置は、図3のように、方位との関係から、前面道路側に空地をもつか背後に空地をもつかという単純な構成となる。そこで、敷地内の配置を、敷地の奥行(L)に対する前面空地奥行(F)の割合(F/L)と、背面空地奥行(B)の割合(B/L)の関係から、タイプIからタイプIVに分類した(不整形な敷地、旗竿敷地を除く)。タイプIは前面道路に面して空地を確保し、タイプIIは前面道路側と背面ともに空地を確保、タイプIIIは背面に確保し、タイプIVはいずれの側にも確保できないタイプである。その結果、狭小敷地が多いこの地区では、前面空地割合が大きいタイプIと前面と背面ともに空地が確保できないタイプIVが多くみられる。

また、地区計画を前提として、インナーロード改修制度の角地適用を受けているため、建ぺい率は70%まで緩和されることも影響している。

(2) 前面道路の変化—路地から道路へ

①まず、再建に伴って街区に多くみられた従来の細街路(幅員2.7mから3.0m未満)の拡幅整備が進行した。これは、いわゆる2項道路の中心後退による4mの幅員確保と、この地区にかかる街並み誘導型地区計画による道路境界から50cm以上の壁面後退の、2つの規制がかかることによる。これによって、路地の両側が再建された場合、併せて5mの空間が確保されることになり、隣接する鷹取東地区の区画整理区域の道路・街区構成との整合性が図られることとなる。ただ、2項道路の中心後退による4mの幅員確保は実効性があるが、地区計画による壁面後退は、地区計画決定と再建時期のずれもあり、必ずしも再建住宅のすべてが50cmセットバックを達成しているわけではない。いずれにせよ、将来的には、震災前の路地の幅員から比較すると、ほぼ2倍に近い拡幅の道路が再建に伴って順次あぶり出しがれていき、その結果、街路空間のスケールが大きく変化することとなる。

②街並み環境整備事業によって、路地の整備が進んでいる。1999年3月現在、7路線で事業が完了し、今後も継続する予定である。舗装整備に際し、地元の野田北部まちづくり協議会によるアイデアが活かされ、側溝のグレーティング、路面の豆砂利洗い出し、タイル、玉石などのテクチュアの変化が楽しい。

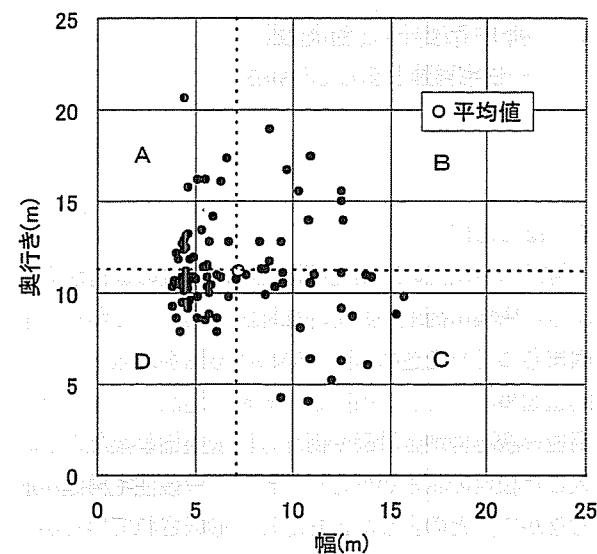


図2 再建住宅の敷地規模

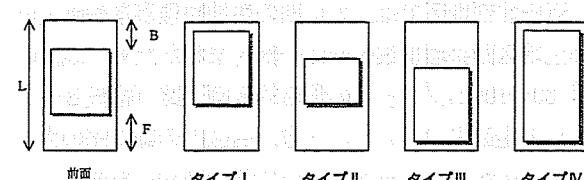


図3 再建住宅の配置パターン



図4 2項道路と地区計画の壁面後退による拡幅



図5 街並み環境整備事業による細街路整備

(3) 住宅の立面タイプ

震災後の再建された戸建住宅は、階数では2階建、3階建が一般的で、間口の狭い敷地に3階建もしくは1階をガレージとするものが多い。そこで、この戸建住宅の立面構成要素のなかから、図6のように、階数、前面道路に対する間口の大きさ、建物内車庫の有無をもとに立面タイプを5つ抽出した。長楽・本庄地区では、5つのタイプの中では、2階狭間口型がもっとも多くみられた(40件)が、3階狭間口型と3階車庫型を合わせると38件に達し、狭小間口での3階建もかなりの数が建っていることがわかった。

この立面タイプと、敷地面積・延べ面積との関係をみると、間口の広いタイプは敷地面積、延床面積ともに偏りなく全体的に分散しているのに対し、間口の狭いタイプは小規模なものが多い。このうち小規模な2階狭間口型については容積率100%近辺に分布しているのに対し、3階狭間口型や3階車庫型は概ね容積率160%近傍に集中しており、前面道路幅員による基準容積率の影響がうかがえる。

また、この地区に指定されている地区計画では、壁面後退、最低敷地規模、最高高さ制限の規制を受けるが、準耐火構造などの条件の下で認定を受ければ、前面道路による容積率の緩和、前面道路斜線制限の緩和が受けられる。今まで、認定を受けた事例は道路斜線の緩和が7件、容積制限の緩和が1件と多くないが、小規模敷地での3階建のケースがみられる。

住宅立面デザインの要素として、バルコニーの存在はまちなみにはばす影響が大きい。バルコニーの1m程度の突き出しがまちなみには凸の変化を与え、多重の領域構成を街路空間のなかにつくる役割を果たしている。ただ、建物間口幅いっぱいに突き出したバルコニーの腰壁が住宅ファサードを大きく占有するため、やや重たい印象を与え、さらに、それが数軒連続して突出してくると、まちなみへの圧迫感も生じてくる。とくに地区計画の壁面後退制限は、上部のバルコニーの後退が緩和されているため、結果的に2階のバルコニー部分がオーバーハングした形をとり、より凸が強調されて、その結果、1階部分にセミプライベートな領域が生じている。通常、この部分に、プランターや門柱などさまざまな要素と、自転車などのあふれだしがみられる。

また、3階建の場合の駐車スペースは、ガレージとして建物内に引き込む形式が多いが、自動車を完全に格納するだけの奥行きが確保できない場合、扉がなく、自動車の一部が突き出たものも多い。

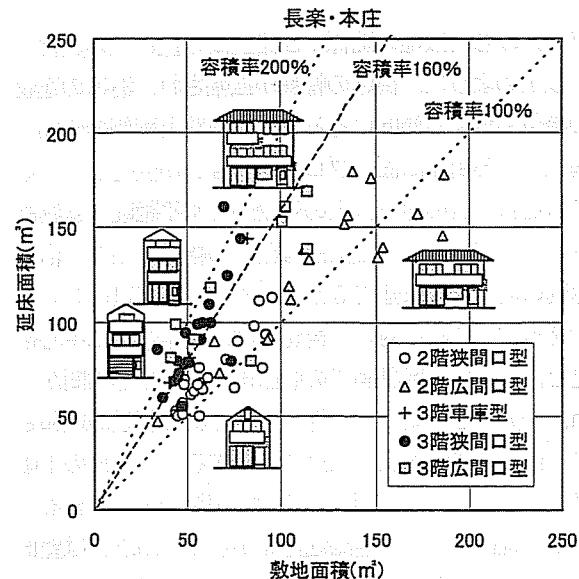


図6 再建住宅の立面構成



図7 2階狭間口型と3階車庫型の事例

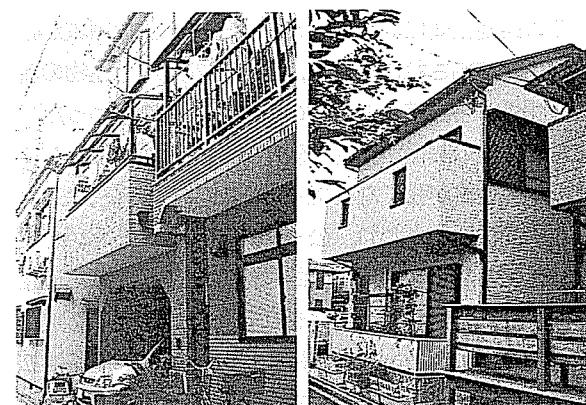


図8 地区計画による規制緩和を受けた事例



図9 バルコニーの連続

(4) みちと敷地の関係：街路空間の量と質の変化

以上のように、街路の幅員が拡幅され、沿道の建物の階数も増える傾向にあるため、道路と両側の建物で構成される街路断面のプロポーションが変化してくる。これをD/Hの値（路上の建物間の水平距離／建物高さ）でみてみよう。震災前は路地の幅員3mで、沿道建物の高さを2階建で5mとすると、D/Hは3/5であった。これに対し、再建後は、道路幅員は中心後退と、さらに地区計画での壁面後退により建物間が5m、一方、建物高さは、地区計画で斜線制限が緩和され、最高高さ制限までに達するとするとD/Hの上限は、5/10と以前に比べてかなり閉鎖性が高まる。しかも地区計画では道路地盤面から2.5m以上は壁面後退が緩和されるため、実質的にD/Hが4/10となり、一層閉鎖感が強くなることになる。

ところで、このように、街路空間のスケールが大きくなり、空間の量的変化が生じるとともに、その性格も変わることに注目したい。この変化は、みちと敷地の領域における、公と私の関係の変化としてみることができる。震災前の路地空間では、路地に向かって住宅の開放的なしつらえがあり、ことさらに門扉がなくても、セミプライベートな公とも私ともつかないあいまいな空間がある種の秩序をつくっていた。そこには、住宅内部の暮らししが滲みだすことによって生まれる濃密な生活の雰囲気があり、そこが魅力となっていた。

この路地空間におけるセミプライベートな領域が幅員4mに拡幅されたときに、かつての路地と建物の親密な関係から、道路と建物の新たな関係に変わった。みちと敷地の関係が質的に変化し、そこに、よりパブリックな性格が強くなってくる。かつての親密なスケールと関係性が失われ、公一外に対するかまえが必要になってきた。本来は、公的な性格が与えられた道路に呼応して、プライバシーを守るなど敷地側でも敷際のつくり方は変わってくるはずだ。しかし、道路は拡幅整備されたが、敷地は従来のままか、さらに狭くなっている。狭小敷地のもとで、応分の境界領域をつくる余裕がない。そこにミスマッチが生じてくる。

今後、こうした再建された市街地では、公と私の境界をつくる新たな領域（セミパブリックな空間）のあり方を考える必要があるのではないか。そこでは、もちろん、郊外のニュータウンでみられるようなみちと敷地の関係ではなく、インナーエリアの密集市街地の条件に適した、かつての路地空間のもつていた親密さを現在のまちなみ受け継ぐことが求められる。

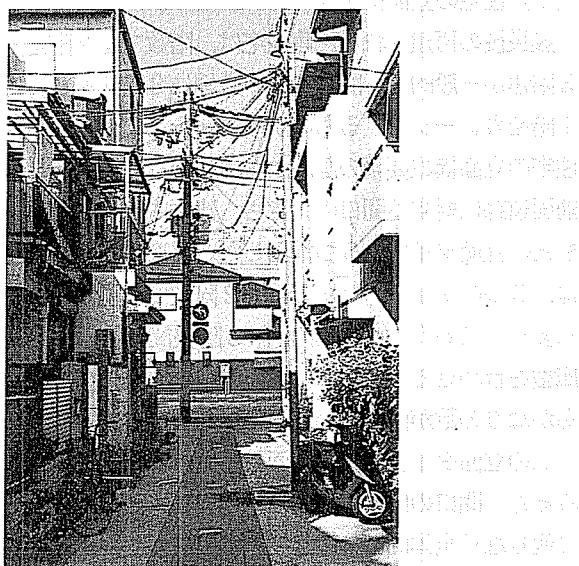


図10 3階建の沿道のプロポーション

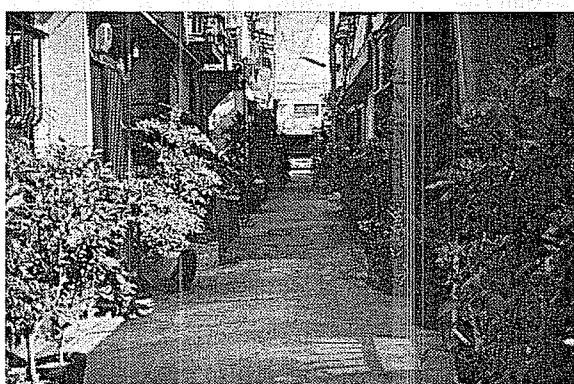


図11 震災前の路地空間

(5) 外構と敷際の構成事例

再建戸建住宅の敷際の外部空間は、狭小敷地のもとで建ぺい率を上限まで使い、空間的ゆとりはない。前面道路に面する空地は駐車スペース、庭、アプローチなどに利用されているが、敷地規模が小さいため駐車場利用は相対的に少なく、アプローチのみのケースが多い。ここで接道部分の敷際構成を図12のようにタイプaからタイプdに分類すると、空地がなく建物外壁が直接道路に面するタイプcが地区内でもっとも多くみられる。これは再建前の路地のようにプライベートな空間では普通にみられたが、道路の拡幅によって沿道がパブリックな性格をもつとプライバシーの問題がより深刻になる。またタイプdでは敷地境界にいっぱいに建てられた履き出し窓大きな開口をもつ住宅が化粧ブロック塀で囲われる事例が多く、これは門扉と建物外壁との間にゆとりがないため、空地が有効に機能せず、まちなみとしても圧迫感をもたらしている。

以上のことは他の密集市街地でも同様にみられるこ

とである。しかし、この地区では、地区計画のセットバック部分に、まちなみ形成の可能性を見ることがある。50 cm幅の壁面後退のなかで、プランターの設置や植え込みの設置がみられ、緑の空間を囲い込むのではなく、必然的に外に向かってまちなみへの配慮を意識したしつらえが行われている。いわば、内部秩序の外部化が壁面後退によって生まれているといえる。これが個々の敷地レベルに留まることなく、隣接した敷地に連続して拡がることになれば、そのまちなみ形成上の効果は極めて大きいといえよう。

(6) 通りを演出する要素

もともと路地の親密な空間では、住戸内や宅地内の外部空間の不足分を補って、建物内部からの「あふれだし」がみられた。また、住む人の個性やライフスタイルが外部に表現される「表出」行為もみられた。これらは生活の外部化ともいえ、それによって親密な空間がつくられてきた。

そして再建された住宅の周りでも同じような傾向がみられる。鉢植えやフラワーポット、置物、プランターなどが住む人の趣味を表現し、自転車や子どもの遊具、土いじりの用具などが、生活を映し出している。

3. 空地の現状と活用

地区内には再建されないで残る空地も数多くある。これには①上部が解体されたがいまだに基礎が残っている状態のもの、②整地された状態のもの、③駐車スペースや菜園として利用されているものがある。また、建物はないが立派な門扉と和風の塀、敷際の樹木が残され、沿道からは一見被害を受けていないように見えるものもある。なお、1999年9月には市のスポット創生事業を利用して、「きんぽうじゅひろば」が地元協議会の計画と管理のもとに整備された。

	前面空地あり	前面空地なし
門塀なし	 タイプa	 タイプc
門塀あり	 タイプb	 タイプd

図 12 再建住宅の外構構成



図 13 壁面と門塀の間にゆとりがない



図 14 壁面後退部分の緑化



図 15 壁面後退部分の緑化

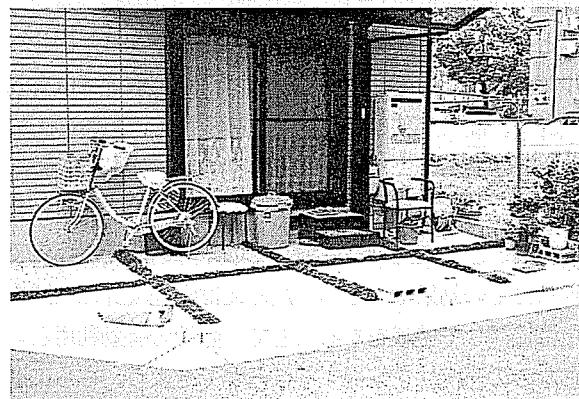


図 16 駐車スペースの緑化とあふれだし

4. まちなみ形成の課題と新たなシステム

被災地に再建された戸建住宅は、敷地狭小による建物配置の限定と外構構成材料の限定、プレファブ工法の外観などによって以前と比べるとどこでも類型的で同じように見える。野田北部地区（長楽・本庄）の再建戸建住宅のまちなみも、全体的にみれば、狭小敷地が連続する敷地割りと街区形態のもとで極めて類似的である。とくに配置や外構構成上は、空地が確保できずプライバシー上問題のあるもの、門扉と建物間にゆとりのないものがあり、今のところ地域と生活を表現する多様性を生む空間的ゆとりがないようだ。また立面構成上も3階建が2階建と混在することから、道路と敷地境界、道路と建物立面の調和した関係が確立されていない。その背景には、①再建が隣地との連携なしに個別に行われていること、②住要求による面積増加、駐車スペースの確保などによる敷地計画上の制約条件、③前面道路の拡幅に伴い路地的空间の私的で親密なスケールが失われ、建物との関係にミスマッチが生じていることが指摘できよう。つまり密集市街地に再生される望ましい新たなまちなみがいまだ表現されていないのである。

しかし同時に、まちづくりのルールである、壁面後退部分の外に向かっていえなみを意識したしつらえはこの地区の景観上の大きな特色となっており、さらに、それが連続していく兆しがみえることはこれからまちなみ形成への可能性を広げるものである。

密集市街地のまちなみ再建のためには、限られた空間を有効活用する都市住宅のあり方（新たな町家とまちなみ）が求められており、そこでは、公と私の領域の境界、または私的領域相互の境界に着目して、下町的なコミュニティ意識に根ざした協同的空間利用が有効である。こうした視点から、①まちなみ形成のルール、②具体的な住宅と外構のデザインガイド、③隣どおしの敷地の連携的外部空間形成事業、の3つの段階の住環境形成・まちなみ形成の提案が考えられる。

とりわけ、3段階目の敷地レベルの連携（外構レベルでの共同、共同利用、協調）は、狭小敷地では有効である。間口が狭い場合、単独の敷地では敷際の工夫も限界がある。また狭小間口敷地の多くは分筆の結果生じるため連続する場合が多い。そこで駐車スペースや緑など敷地内空地、生垣などの敷際構成を協調化できればその効果は大きい。たとえば隣地境界に共同または協調して植栽をすることで、敷地の有効利用とまちなみの連続性を確保することができよう。さらに進んで、ルールに応じて外構の標準的なユニットモデル

を協同施工することで、費用の低減をはかり、統一と変化を確保することも考えられる。

かつて下町では、生活の表現体としてまちなみがあった。個々の住まいが住みやすく、さらに隣近所から地区レベルでもより住みやすくするその住意識の表現がまちなみとして現れる。野田北部地区で発見できたまちなみ形成の兆しがこれから拡がっていくことに期待し、まちづくりとして育てていくことが大切である。



図17 表出されたガーデニング

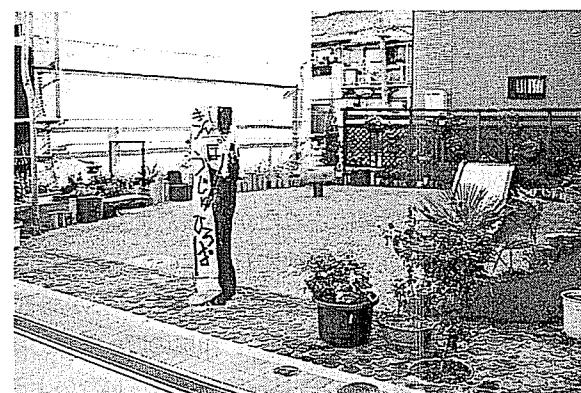


図18 きんぼうじゅひろば

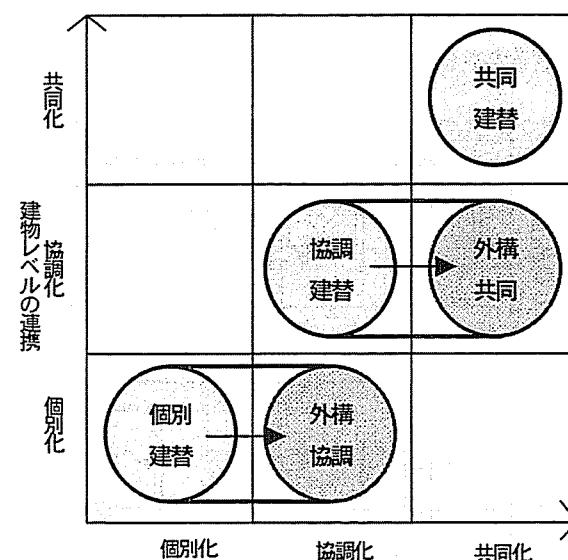


図19 隣どおしの敷地の連携的外部空間形成

9. 長田区・須磨区のまちなみ景観

（著者）：齊木崇人、杉本崇

I. はじめに

神戸芸術工科大学齊木研究室では、震災直後の被災地実態調査に参画した。それ以降、長田区・須磨区にまたがる東西 650 m、南北 3,300 m の範囲を、定点調査地域と定め、定期的に復興・復旧実態調査を実施している。

この調査地域は、阪神間の典型的な地形立地条件に従っている。

すなわち六甲山系から海に向かって流れる水系をはさむ地域を一つの環境単位としている。これは旧村の構成を成立させた環境単位ともいえる。さらに、この環境単位を把握することによって、阪神間の都市構造の把握が可能であると仮設した。

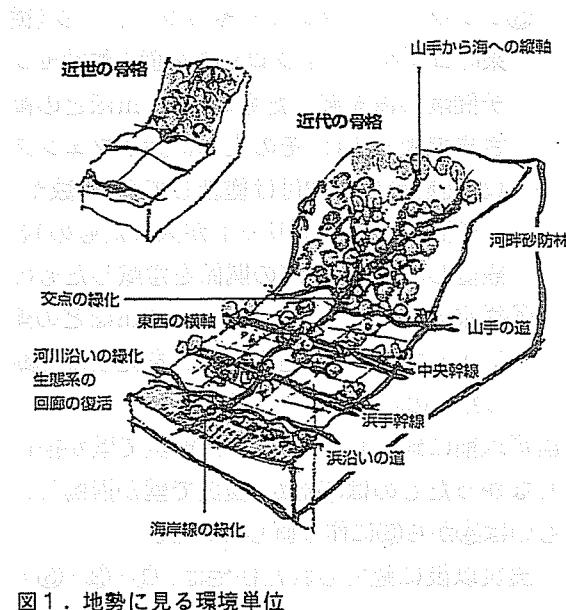


図1. 地勢に見る環境単位

この対象地域内の建築物の復興・復旧状況を把握すると共に、山手から浜手にかけて市街地の場所特性が異なるA～Eの5区域を抽出し、復興・復旧建物の外部空間・道路・空地などの可視的姿と、それらの利用・管理や修景技術に着目して、被災地の『まちなみ景観』の実態を把握した。

以下に定点調査区域A～Eまでの景観特性を示す。

（著者）：齊木崇人、杉本崇

（著者）：齊木崇人、杉本崇

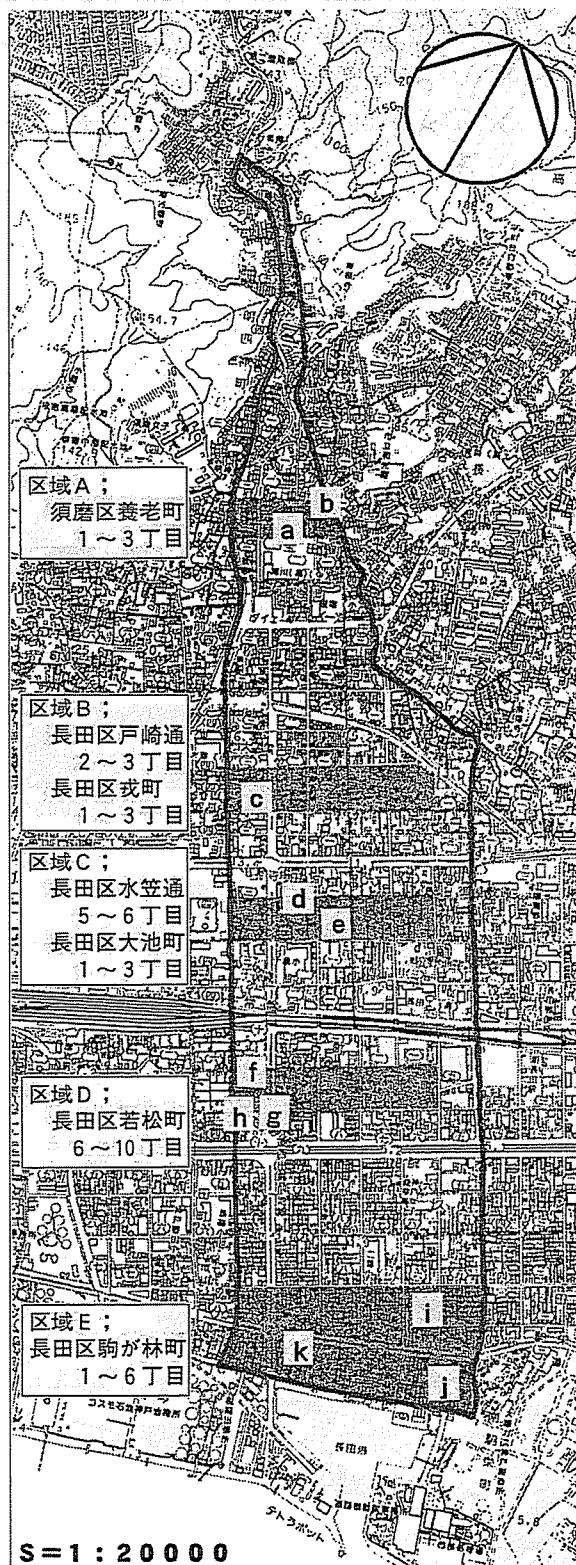


図2. 神戸市長田区・須磨区に跨がる定点調査区域

～ 東西 650 m・南北 3,300 m ～

■：定点調査区域

II. 定点調査地区の区域別景観特性

1. 区域A；須磨区養老町1～3丁目

この区域は、神戸市営地下鉄・山陽電鉄「板宿」駅北部の、山裾の谷筋に設けられた住宅地である。さらに、この区域は第二種住居専用地域で、建物の大半が、木造二階建て住宅である。住宅一戸ごとの敷地面積が他区域の敷地面積よりも広く、戸建住宅が多く立ち並んでいる。

1999年6月の建物の復興・復旧率は、震災以前を100%として95.8%であった。これは1998年5月の91.7%と比較しても明白だが、建物の復興・復旧は、ほぼ完了したといえる。

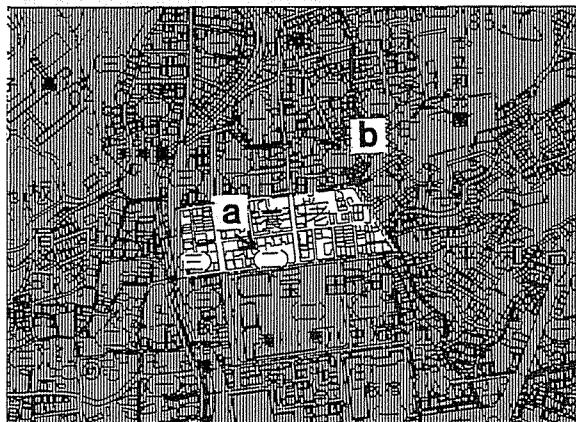


図3. 区域A；須磨区養老町1～3丁目 S=1:10000

1) 前面道路と塀の関係性

区域Aの前面道路と住宅の関係を見ると、以下の特性が確認された。

- ①前面道路から塀を約50cmセットバックし、その空いた空間に花壇を設け、約30cmの背丈の低い草花を、主に植えたもの。(写真a)



写真a. 養老町2丁目 撮影日 99年4月15日

- ②震災で倒壊した塀やフェンスを取り除き、

表札・ポスト・照明を一つにまとめた、いわば門柱セットを玄関に設け、その周辺を鉢植えの草花で飾ったもの。(写真b)



写真b. 養老町1丁目 撮影日 99年4月15日

③コンクリートブロックやリブブロック(従来のコンクリートブロック表面に幅数センチ間隔の溝を施したもの)を1mほどの高さまで積み上げ、その上部に金属フェンス(表面を黒色で吹付け塗装しており、数センチ間隔の縦のスリットが入ったもの)を設置し、外部と内部の関係を意識したもの。

④従来のモルタルで作られた1.6mほどの壁によって、道路と建物の関係を完全に遮断したもの。

震災以前に建てられた住宅で、震災で壁が損傷しなかったものは④だが、震災で壁が損傷したものは④から③に作り直している。

震災以後に建てられた住宅は、①・②・③である。

2) 植栽・空地の利用・管理

前項で述べた植栽の管理は、個人が自主的に行っており、午前中には鉢植えに水をやりながら会話をする主婦の姿を目にする。

区域内の更地・空地は、1999年6月で5件確認されたが、その利用・活用状況は1件が畑として利用されており、残り4件は全て未利用の放置状態であった。

3) 震災以前と震災以後の工法の変化

住宅の修景・素材について、震災の影響で新築された住宅は、在来工法の木造二階建てから塗装ボードを用いたプレファブ住宅(ここでは、木造・鉄骨造プレファブ住宅及びツーバイフォーを総称して呼ぶ)に建て直された。

震災の影響が少なかった住宅は、従来工法の木造二階建てとして依然現存している。しかし、その絶対数はプレファブ住宅が、圧倒的多数を占め、二種類の住宅が混在する街となった。

図部に高さ80cm程度の縦スリットの黒フェンスを設置し、外部と内部の関係を持たしたもの。

⑤モルタルや赤レンガで作られた、高さ1.6mほどの壁によって、道路と建物の関係を完全に遮断したもの。震災以後に建てられた住宅の特徴は①・②・③・④であり、中でも①が圧倒的多数を占める。さらに路地や二項道路の一部では、①と併用して②が用いられる。(写真c)



写真c. 戸崎通1～3丁目

撮影日 99年4月15日

2. 区域B;長田区戸崎通2～3丁目

長田区戎町1～3丁目

この区域は、神戸市営地下鉄・山陽電鉄「板宿」駅南部に位置し、近隣商業地域・住居地域が混在している。

1999年6月の建物の復興・復旧率は、震災以前を100%として63.8%であった。



図4. 区域B ;長田区戸崎通1～3丁目 S=1:10000
長田区戎町1～3丁目

1) 前面道路と住宅の関係性

区域Bの前面道路と住宅の関係を見ると以下の特性が確認された。

- ①以前に門や壁のあった位置、すなわち前面道路ぎりぎりまで住宅が建てられたもの。
- ②地面がアスファルトなどで舗装されているため、草花や低木を鉢に植え、前面道路に表出させたもの。
- ③住宅を道路から3mほどセットバックし、駐車場を設けたもの。
- ④コンクリートブロックまたはリブブロックを60cmほどの高さまで積み上げ、その上

2) 更地・空地の利用・活用

現在、この区域は区画整理最中のため、住民の管理や利用については、これから発展するものと考えられる。

区域内に点在する更地・空地は、1999年6月で112件確認され、それらは以下のように利用・活用されていた。

- ①畑や花壇など植栽空地として利用・活用されている空地。
 - ②駐車場として利用・活用されている空地。
 - ③震災以後、放置されている空地。
- なお、①は空地全体のたった2件に過ぎず、②と③が残りを二分する形となっている。

3) 震災以前と震災以後の工法の変化

住宅の修景・素材について震災後の住宅は、そのすべてが在来工法の軸組住宅からプレファブ住宅に変わった。

従来工法による木造二階建て住宅は、わずか戎町北部に残るだけとなり、震災以前とまったく異なるプレファブ住宅の街となった。

3. 区域C；長田区水笠通5～6丁目

長田区大池町1～3丁目

この区域は、主要地方道神戸・明石線とJR線との間に位置し、準工業地域・住宅地域が混在している。

震災時は、全世帯の80%以上が震災による全壊・火災の被害を受けた。甚大な被災状況からの復旧・復興を目的として、市街地整備事業及び重点復興地域に指定された。そのため街区では新たな区画整理がなされ、震災以前と比べて全く異なる街区構成になりつつある。

ただし、震災直後に建てられた短期対応型仮設プレファブ店舗が、震災4年半後の現在も街区の道路沿いに残されている。

1999年6月の建物の復興・復旧率は、震災以前を100%として34.4%であり、今も街区の半分以上が更地・空地として残されている。



図5. 区域C；長田区水笠通5～6丁目 S=1:10000
長田区大池町1～3丁目

1) 前面道路と住宅の関係性

区域Cの前面道路と住宅の関係を見ると以下の特性が確認された。

- ①ファサードを門や塀で囲わず、道路ギリギリに住宅を建てる。(写真d)



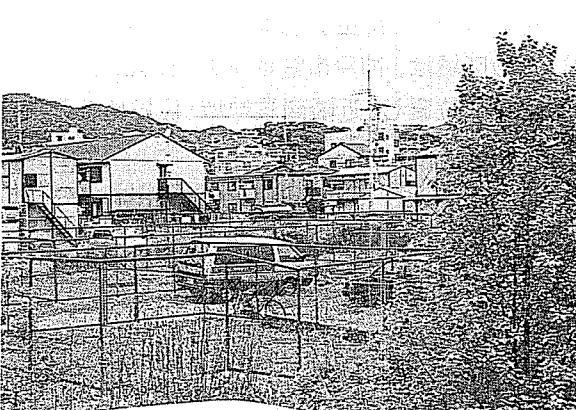
写真d. 大池町2丁目 撮影日 99年4月15日

2) 更地・空地の利用・活用

この区域も区域B同様、区画整理最中のため、住民の管理や利用については、これからの課題とされる。

この区域の更地・空地は、1999年6月で226件確認され、その大半が以下のように利用・活用されていた。

- ①洗濯物干場など、広場に利用されている空地。
- ②花壇や畑に利用されている空地。
- ③砂利を敷き詰め、駐車場として利用されている空地。
- ④フェンスで囲まれ、雑草が生え放題で全く利用・活用されていない空地。(写真e)



写真e. 大池町1丁目 撮影日 99年4月15日

①は13件、②は4件と、評価できる空地も僅かに存在する。

③と④は残りを二分する形となっており、特に④は、大手住宅メーカーなどによるプレファブ個人住宅や集合住宅の建設により、減少している。

3) 建物外壁の技術と素材

住宅の修景・素材について、震災後の水笠通6丁目では住宅モデルルームが数多く建てられた。

一部の住宅は塗装ボードの色をこれまでのまちなみには存在しない、ピンクやブルーといった明るい色に塗装しており、灰色や淡い茶系色のプレファブ住宅と混在したまちなみを形成している。

4. 区域D；長田区若松町6～10丁目

この区域は、JR線と阪神高速道路の間に位置し、準工業地域・住宅地域が混在している。

主に商店街とケミカルシューズ工場で構成されていたが、震災によって全壊及び火災などの甚大な被害を受けた。

その結果、工業所の倒産、人口の減少などの問題が表出したため、大手メーカーによる大規模な店舗付集合住宅を、数箇所の商店街跡地で建設中である。もちろん、それに伴って道路拡幅や区画整理がなされた。

1999年6月の建物の復興・復旧率は、震災以前を100%として80.1%で、1998年5月の81.9%と比較して復興・復旧が停滞している。

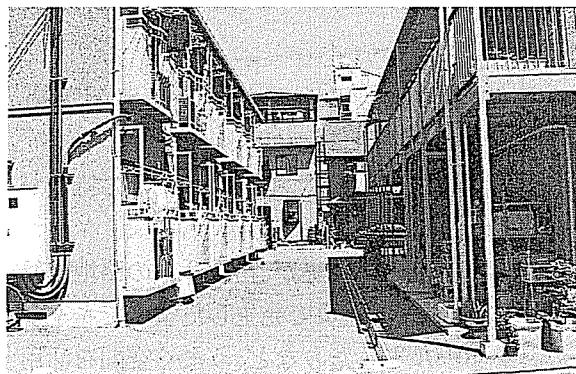


図6. 区域D；長田区若松町6～10丁目 S=1:10000

1) 前面道路と住宅の関係性

区域Dの前面道路と住宅の関係を見ると以下の特性が確認された。

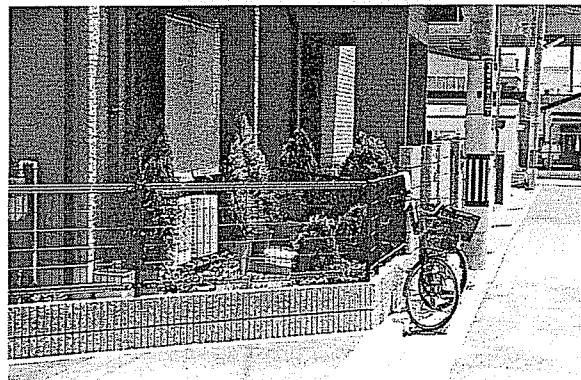
- ①道路より約1mセットバックし、門や塀のないオープンな住宅を建てる。
- ②敷地境界線から双方の建物を1～2m下げ、空いた空間を路地に活用。(写真f)



写真f. 若松町10丁目 撮影日 99年4月15日

③前面道路と玄関のレベルを揃え、バリアフリーを行う。

④リブブロックを地面より約40cmの高さまで積み上げ、その上部に縦10cm横5cmピッチの黒い金属フェンスを設置し、視覚的に内部と外部がつながるように配慮がなされている。(写真g)



写真g. 若松町10丁目 撮影日 99年4月15日

2) 更地・空地の利用・活用

この区域も区域B・C同様、区画整理最中のため、さらなる住民の管理・利用が期待される。

区域内の更地・空地は、1999年6月で45件確認されたが、その内訳は以下の通りであった。

- ①広場として利用・活用されている空地。
- ②花壇として利用・活用されている空地。
- ③砂利を敷き詰め、未舗装の駐車場として利用されている空地。
- ④フェンスで囲まれた、雑草で荒れ放題の未利用・未活用の空地。

全更地・空地の内の2件が①、1件が②として利用・活用がなされており、残り③が27件、④が15件となっている。

3) 積極的まちづくり参加地区の修景技術と素材

住宅の修景・素材については、以下の特徴がいえる。

- ①庭にレッドロビン(別名;西洋紅カナメモチ)やコニファーを地面に植える。
- ②現代長屋と呼ばれる、小規模地権者が、経済面や居住環境の改善などの理由から、共同で建て替えを行う。
- ③個人住宅は、二階建てのプレファブ住宅と比較し、三階建てのプレファブ住宅が多く

目立つが、ともに塗装ボードを外壁に用いる。

②については若松町10丁目で一件確認でき、積極的なまちづくりの姿勢が伺える。(写真h)



写真h. 若松町10丁目

撮影日 99年4月15日

この区域において、③の三階建てプレファブ住宅は1階を店舗に利用するケースが多くを占める。

5. 区域E；長田区駒が林町1～6丁目

この区域は長田港の北に位置する。また、旧漁村集落を含む準工業地域・住宅地域が混在する地域であり、街区の内部は狭い路地と密集した木造二階建て住宅によって構成されている。震災以後は工業所が減少し、震災以前から残る木造二階建ての住宅と、震災以後に新しく建てられたプレファブ住宅の混在する街となった。

駒が林町は、市街地整備事業区域外の白地地域で、震災直後から住民自身の個人対応で復興・復旧が、展開されている。

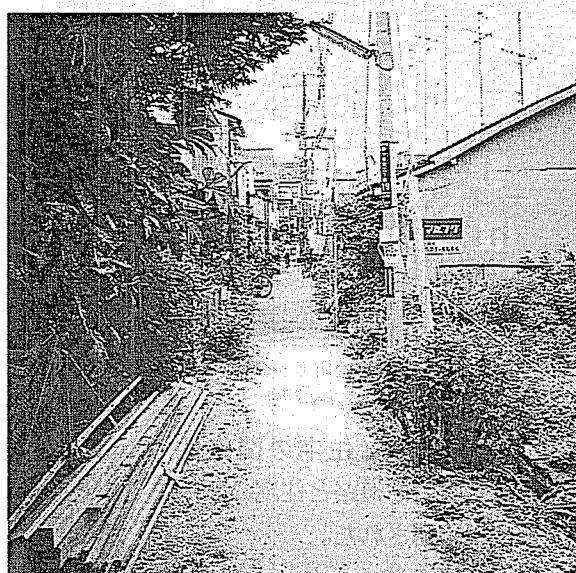
1999年6月の建物の復興・復旧率は、震災以前を100%として95.7%であった。



図7. 区域E：長田区駒が林町1～6丁目 S=1:10000

1) 路地空間と住宅の関係性
区域Eの前面道路と住宅の関係を見ると以下の特性が確認された。

- ①敷地面積ギリギリに住宅を建て、前面道路(幅員2mほどの路地)と住宅の間に門や塀はないもの。
- ②路地から塀を80cm程度セットバックし、草花を植え花壇に利用しているもの。
- ③住宅と路地の間に高さ60cm前後のプロック塀を配置し、その上部に60cmほどの高さを持つ、縦スリット黒色金属フェンスを付けたもの。
- ④2m近い高さのコンクリート塀によって外部と内部の関係を完全に断ち切ったもの。
- ⑤玄関に面した路地上に草花や低木の植木鉢で飾ったもの。(写真i)



写真i. 駒が林町2丁目

撮影日 99年4月15日

- ⑥夏場は路地に面した開口部にスダレを掛け、外部と内部の関係にクッションを置いたもの。

2) 路地空間と更地・空地の利用・管理と活用

住民の管理・利用については、以下の特性が確認された。

- ①学校帰りの小学生が、幅員2mの路地に絵を描いたり、震災で発生した空地でキャッチボールをしたりなど、うまく空間を活用している。
- ②路地のあちらこちらに物干竿が置かれ、洗

）→ 灌溉物が干されて、生活感が溢れている。
③戦前より残る井戸や祠が各丁目ごとに存在し、地蔵盆などに利用され、コミュニティ形成の構えとなっている。駒ヶ林は昔ながらの漁師町で、魅力的なコミュニティが形成されており、例えば町中で住民が会うと必ず挨拶を交わしている。

区域に点在する更地・空地は、1999年6月で138件確認された。これらの更地・空地は、

- ①敷地周辺の住民が洗濯物干し場や、井戸端会議の場所などの広場として、利用・活用されている。
- ②花壇や畑などの植栽空間に利用・活用されている。(写真j)



写真 j. 駒が林町 1 丁目 撮影日時 99 年 4 月 15 日

- ③駐車場として利用・活用されている。
 - ④震災当時の瓦礫置場や、新築時の資材置場に利用・活用されている。
 - ⑤震災以後、放置されている。
- 以上のように、街区内部に点在する更地・空地は実に多種多様な利用・活用がなされている。(写真k)

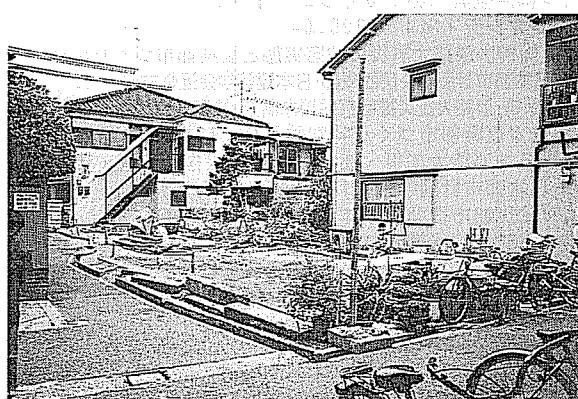


写真 k. 駒が林町 4 丁目 撮影日時 99 年 4 月 15 日

接道不良などの理由により、未だ復興・復旧

の目処が立たないものが存在し、これらの利用・活用及び維持・管理が、必要とされる。

3) 住宅の工法と素材

修景と素材については他の地区同様、震災後建てられた住宅に、二階建てプレファブ住宅を採用している。外壁は塗装ボードを用いる。

III. 定点調査地区の考察

1. セットバックによって生まれた空間の関係性(公と私の中間域)

震災復興の過程で建物や塀を前面道路からセットバックし、空いた空間を花壇として活用する手法を、AとEの両区域で見かけた。

これは将来の道路拡幅時への対策の一つであると考える。

区域Aは震災以後、住民の個人対応で住宅建設がなされたため、現在でも幅員3m以下の私道に出会う。ここでは、将来の道路拡幅を想定し、予め塀をセットバックしたものと思われる。

区域Eも同様の理由であると考えられるが、両者のセットバックする幅が若干異なる。

A地区がセットバック幅50cm前後に對し、区域Eはセットバック幅80cm前後である。これは、単純に前面道路幅員に寄与し、区域Aの細街路の道路幅員が3m以下であることに対し、区域Eの細街路の道路幅員が2m以下であることに関係している。

つまり将来、道路が4mに拡幅された場合に、対応ができるように建築指導がされている結果といえる。これらのセットバックされた前面空地へ積極的に花壇や鉢植を置き、隣の放置空地と連続して震災後の新たな景観を形成している。

これに対して市街地整備事業が実施されたB～Dの区域では、新たに区画整理で整備された4m道路ができたために、建築物のセットバックの必要性がなくなり、『壁面後退で確保された空間の花壇利用』が、現れにくい。

一方、復興後に建築された住宅の多くは、自家駐車場を建物の前面に配置している。

車を1台道路と平行に配置する手法や、道路と垂直に駐車する手法があり、その2～5mの後退

幅に併せて建物を後退させ、駐車場以外を花木の空間として利用している事例も多い。

2. 放置空地の広場・植栽利用の提案

B～Dの区域は市街地整備事業による復興・復旧の途中のために個々の建築行為が制限され、必ずしも思うような利用活用がなされていない。

A・Eの区域は震災以前からのまちなみが持続し、同時にコミュニティも持続している。

その結果、生活感溢れる路地空間の利用・活用や、花壇や鉢植えの手入れから、種や苗の交換や日常の情報のやりとりなどの行為が、豊かに行われている。

更地・空地の景観で目に付くのが、区域B～Dにある放置された更地・空地である。

これらの多くは、市街地整備事業の対象地域であるが、場所によって竣工の時期は異なるため、復興・復旧済みの住宅とこれに隣接する荒廃した空地の景観は対照的である。

特に放置された空地は景観上・衛生上の観点から見ても好ましいものではない。

そこで、工事が開始されるまでの期間だけでも、公園や花壇・畑といった生きた空間として利用・活用すべきである。

魅力ある更地・空地の活用事例として、区域Eの更地・空地や、スポット創生事業によって生まれた神戸市長田区野田北部の公園など、区域B～D近隣には、数多く存在する。

以上の事例を参考に、神戸市のまちづくり支援制度を活用すれば、更地・空地の利用・活用は実現不可能なことではない。

3. 区域に応じた外壁の色彩と植栽利用

震災後に建てられた住宅の多くの共通性は、外壁に乾式工法によるサイディングボードを採用している。

その上に塗装される色彩は、区域によって微妙に異なる。

建物が全壊した区域Cの一部で、これまでになかつたピンクやブルーといった明るい色を採用していることに対し、他の震災以前の既存建物が混在する4区域では、従来通りの灰色や淡い茶系色といった、以前の風景に合った大人しい色を採用している。

植栽については、区域Bが鉢植やプランター（地面が舗装されており、直植えが不可能なため）なのに対し、区域Dでは、鉢植に混じって直植えが見られた。さらに西洋風の住宅にあわせ、レッドロビンやコニファーといった西洋種の木が植えられていた。

区域A・Eは、既存の植栽である松を始めとする東洋種の木を直植えしたり、草花の鉢植が見られる。

前面道路から堀を50～80cmセットバックしてできた前面空地には鉢植が主に置かれており、道路拡幅時の対応がなされている。

IV. あとがき

調査の結果、均質と思われた地域から区域A～Eを選定して調査すると、それぞれ固有性を持った風景が、形成されつつあることが明らかとなつた。

特に道路からの壁面後退で生まれた前面空地や、自家駐車場を設置することで生まれた玄関前の後退空地は、住民がそれぞれ工夫し活用している。

さらにその前面空地は、通りに開かれつつある。

震災以前の高いコンクリートブロックであった壁が撤去され、植栽や低いリブブロックとフェンスで構成され、花壇や鉢植とあいまって、人々の生活ぶりがうかがえるようになった。私達の調査時には、必ず人々との会話があった。これが、5年目を迎えるとする風景である。

参考資料

- 1.『神戸復興へのデザインエース』
ビオシティNo.4 1995.04
- 2.『阪神・淡路大震災の被害実態と復興都市づくりの展開』
日本都市計画学会関西支部・日本建築学会近畿支部 1995.03
- 3.『阪神・淡路大震災被害実態緊急調査・被害度別建物分布状況図』
震災復興都市づくり特別委員会 1995.03
- 4.『阪神淡路大震災・都市の再生 報告・提言・資料』
日本都市計画学会 1995.05
- 5.『震災都市復興の1年 中間資料』
日本都市計画学会関西支部・震災復興都市づくり特別委員会 1996.11
- 6.『震災からの自力市街地復興の実態に関する調査報告書』
日本都市計画学会関西支部・都市復興研究部会 1997.03
- 7.『ここまできた震災復興 1997』
都市復興研究部会 1997.11
- 8.『まちの復興カルテ』
(財)21世紀ひょうご創造協会 1996.03
- 9.『まちの復興カルテ』
(財)21世紀ひょうご創造協会 1997.03
- 10.『まちの復興カルテ』
(財)阪神・淡路大震災記念協会 1998.03

6. 再建市街地の景観形成とまちづくり支援制度

再建されてきた市街地の景観は、個々の敷地での再建が積み重なって現れてくる。こうした再建をつないでいくまちづくりを支援する制度について、景観と空地の2つの視点から整理し、その制度の概要と事例地区についてまとめる。

◆景観からのまちづくり
景観は、目に見える地区の環境の総体であり、地区的まちづくりの目標を共有化していくうえでも、わかりやすい手がかりとなる。景観をてがかりにしたまちのイメージを、まちづくりのルールとして決めていく方法として、神戸市では以下の3つの制度がある。

①まちづくり協定

(地区計画及びまちづくり協定に関する条例)

②景観形成市民協定

(都市景観条例)

③地区計画

(都市計画法)

これらは、対象地区内での建築行為についてのガイドラインとなるルールである。

こうしたまちづくりの協定のある地区で、住宅が密集している地域や景観形成上の問題のある地域に対しては、住環境整備という観点から、道路や公園などの整備、建物への景観助成を行う事業制度として、街並み環境整備事業がある。①～③にもとづく協定地区のうち、4地区(魚崎郷、新在家、新長田、野田北部)において事業が行われている。

このような地区を設定して、まちづくり協議会を設置し、まちづくりとしての景観形成を支える制度のほかに、個々の住宅再建での緑化を促進し、緑豊かな町並みを形成していくための生垣助成制度がある。

芦屋市では、震災後、助成内容を拡充し、まちの緑の回復を図っている。また、復興基金を活用したまちなみ緑化制度(平成14年までの期間限定制度)を創設し、通り単位や小規模なまとまりでの住民主体のまちなみ緑化を促進している。

また、芦屋市や西宮市では、戸建て住宅の景観形成の手がかりとなるパンフレットをつくっている。

◆空地からのまちづくり
震災後5年近くが経過しているが、市街地にはまだ多くの再建停滞空地が存在している。こうした空地は、再建が遅れていると見るとマイナスの指標となるが、土地利用が決まらない、再建しなくてもいいという放置された土地で、これからまちづくりの資源とみることもできる。

◆空地からのまちづくり

震災後5年近くが経過しているが、市街地にはまだ多くの再建停滞空地が存在している。こうした空地は、再建が遅れていると見るとマイナスの指標となるが、土地利用が決まらない、再建しなくてもいいという放置された土地で、これからまちづくりの資源とみることもできる。

こうした空地は、放っておくと、ゴミが投棄されたり、防犯や防災上も問題がある。むしろ積極的に地元組織が主体となって活用していくば、地域のまちづくり活動にもつながるのではないかという観点から、地元組織の活動場所をつくりだす事業として、神戸市は、「まちづくりスポット創生事業」を創設した。

地域によっては、空地が広場化したり、菜園になったり、いろいろな利用が自然発生しているところも見られる。

1) 景観からのまちづくり

①まちづくり協定

■まちづくり協定とは

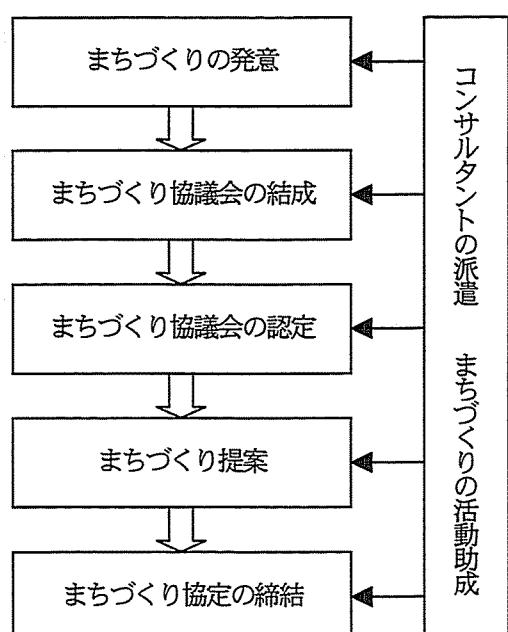
昭和 56 年に神戸市によって定められた「神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例（略称 まちづくり条例）」にもとづいて、地域の住民組織であるまちづくり協議会と神戸市長とが、まちづくりを進めるためのルールを協定の形で定めたものを「まちづくり協定」という。

まちづくり協定には、締結する区域の範囲、まちづくりの目標・方針をはじめとして、建物を建てるときのルールや堀・さくについての制限、そのほか住み良いまちづくりに必要なことがらを定めることができる。

まちづくり協定が締結されると、その区域内で建築物や工作物を新築したり増改築しようとするときには、神戸市に対して届け出が必要になる。そして届け出の内容が協定にあっていない場合には、それが守られるよう神戸市が指導することになっている。

■協定締結までの流れ

まちづくり条例にもとづく、協定締結までの流れは次のようになっている。



■協定が締結された地区

■協定が締結された地区

神戸市内でもっとも早くまちづくり協定が締結されたところは長田区の真野地区であった。昭和 57 年、区域の面積は 39ha であった。協定では、住宅と工場との共存・共栄をまちづくりの目標におき、用途制限による住工混在の解消や、建物の壁面後退による敷際空間の確保、あるいは荷捌き場・駐車場の設置などがうたわれた。

つづいて昭和 63 年、東灘区の岡本地区で、風俗営業の禁止、15m の高さ制限、壁面後退などを定めた協定が締結された。岡本地区では、協定の効果を高めるため、その一部を地区計画として決定し、さらに良好な景観を守り育てるため、都市景観形成地域にも指定した。

一団地の住宅施設として開発された須磨区北須磨団地では、開発後 20 年以上をへて、敷地の細分化などのトラブルが生じはじめたため、平成 2 年、敷地の最低規模や建物用途の制限などを定めた協定が締結された。

■震災後のまちづくり協定

平成 7 年 7 月、灘区新在家南地区で、つづいて 11 月、東灘区深江地区で、震災後はじめてのまちづくり協定が締結された。

両地区とも、震災前より地元まちづくり協議会で検討されていた経緯もあって、とりたてて震災対策的なことが盛り込まれたということはないが、ブロック塀などを止めて生け垣を推奨するなど、安全なまちづくりを目指したものとなっている。

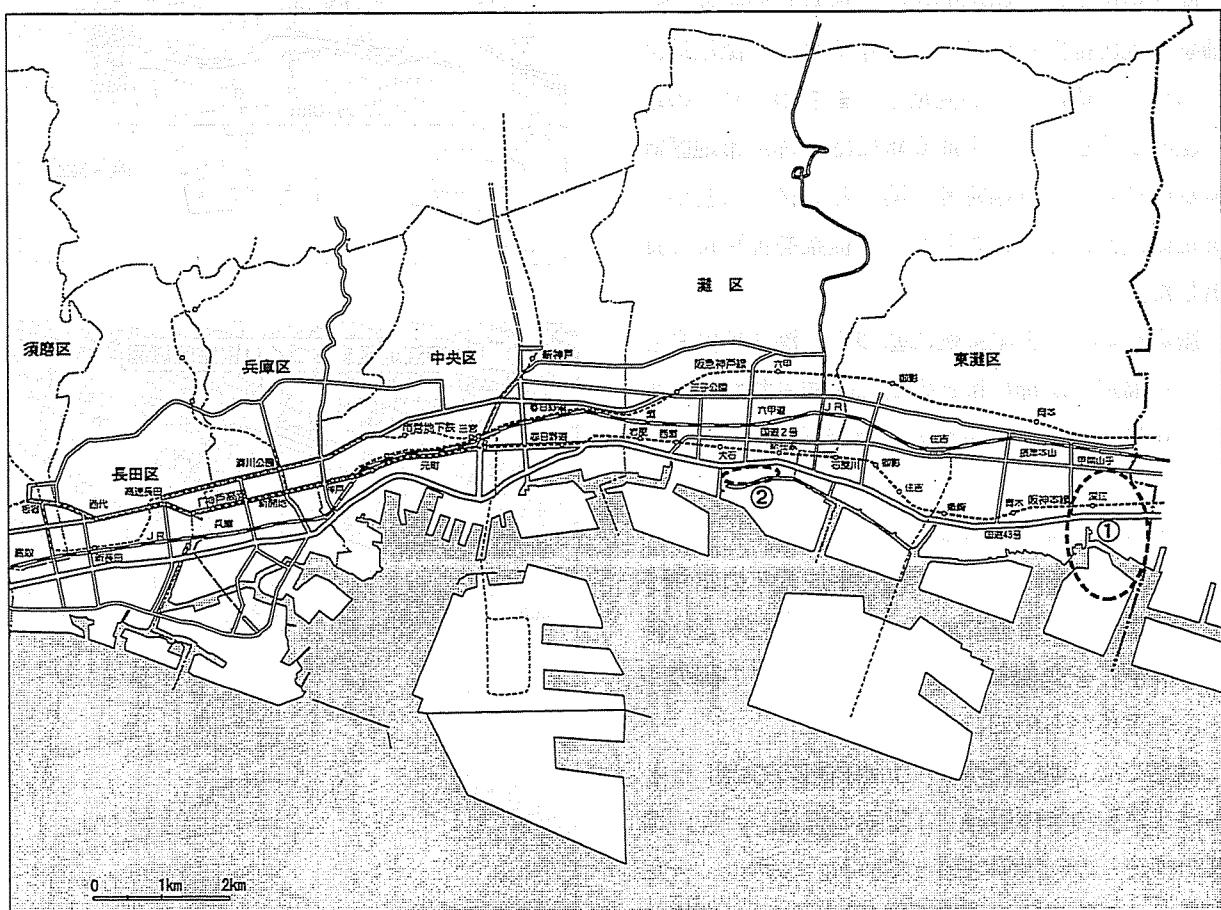
また新在家南地区の協定では、酒蔵の町並みの景観形成のため、建物の意匠についての基準がはじめて定められた。

平成 10 年には、北区西二郎地区で、郊外地でははじめてといえるまちづくり協定が締結された。この協定では、協定の有効期間(10 年)を定めたことが、これまでにない新たな試みとして注目される。

第三回 「まちづくり」の実例

＜事例地区＞ ①深江地区—庶民的で住み良い街づくりを目指して

②新在家南地区—地域・住民が中心となった、新在家らしい「街なみデザイン」づくり



深江地区

一庶民的で住み良い街づくりを目指して

(1)まちづくりへの取り組み

深江地区では、昭和60年の木造賃貸住宅総合整備事業地区指定を受け平成2年7月に「深江地区まちづくり協議会」が発足し、まちづくりへの取り組みが始まった。平成5年には「神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例」に基づく認定協議会となり、まちづくり提案を神戸市に提出した。

震災を経て、上記条例に基づく「深江地区まちづくり協定」が神戸市との間に締結された。（平成7年11月13日。神戸市公告第333号）

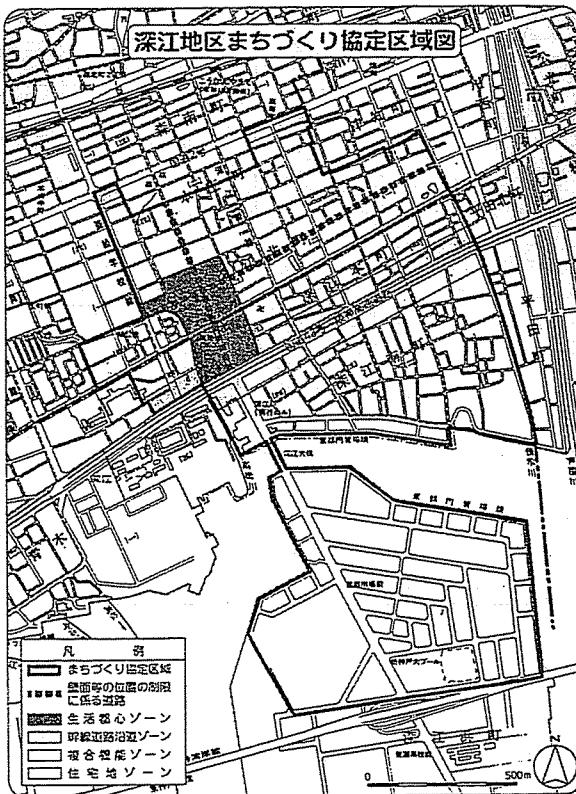
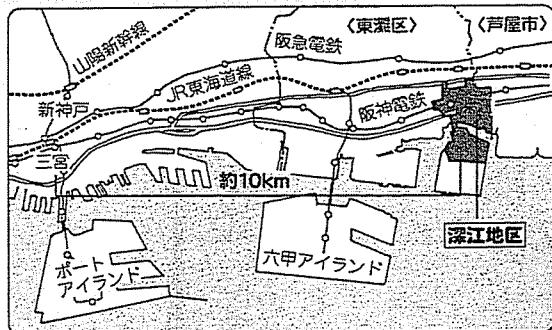
(2)まちづくり協定の概要

深江地区まちづくり協定は、平成5年のまちづくり提案の基本目標である「庶民的で住みよい街への改善」を実現するために、建替などの際のルールを定めたものである。

協定では、地区全体の「土地利用の方針」とともに「建築物等の用途」「壁面の位置」「垣、柵等の構造」の制限等を謳っている。これは、一定規模以上の建築物等の建設にあたっては、建築確認申請に先立って「届出」が必要とされ、設計内容についての調整を行うシステムである。

まちづくり協定を運用していくにあたり、まちづくり協議会では「深江地区まちづくりニュース」を発行するかたわら、パンフレットの配布、協定を知らせる看板の設置などで住民に対し広報活動を行っている。届出の流れはおおむね次のようにになり、協定の発効後、平成11年8月現在で約100件が審議案件としてまちづくり協議会内の「協定運営委員会」に付議されている。

- ・建築計画（施主、設計者）
- ・協定の説明（市：アーバンデザイン室）
- ・協定への届出（計画者 → UD室）
- ・協議対象の協議（まちづくり協議会）



(3)まちづくり協定の運用

協定運営委員会では、共同住宅等規模の大きな建築物についての「まちとしての要請」が議論され、建物のセットバックや敷際の緑化等に関する設計変更を要請し、一定の成果を上げている。

■協議内容の項目例

- ・日照問題
- ・地盤の高低差と擁壁の仕様
- ・店舗の営業種目
- ・建物のセットバック
- ・敷際の植栽
- ・建築デザイン、色彩等
- ・ゴミ置き場の位置、規模
- ・近隣説明会開催の要請

まちづくり協定に基づく届出件数は、下表のとおりであるが、震災2年目に300件を超える数を見たのをピークに減少しつつある。

■まちづくり協定届出件数と審議件数

年度	届出件数	審議件数
平成7年度	161	20
8	307	47
9	144	20
10	29	3
計	641	90

(G U計画研究所・中川啓子氏作成資料より)

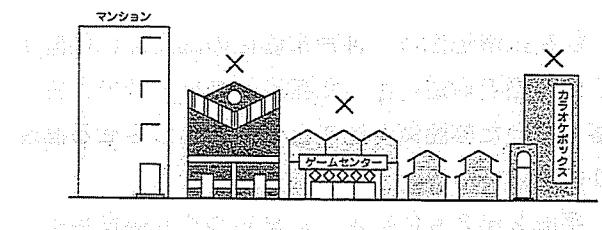
(4)その後のまちづくりの展開

深江地区では、震災後の状況に対応するための復興計画案検討し、住民意向を反映させる取り組みを行ってきた。その結果として平成11年1月に策定された第2期まちづくり提案では、震災後の状況の変化を踏まえ深江地区のまちづくりの基本目標を「みどり豊かで安全な街」とし、次のような3つの基本方針を設定している。

- ①健全な都市構造・住環境の整備
- ②美しい魅力的なまちの形成
- ③豊かなコミュニティの形成

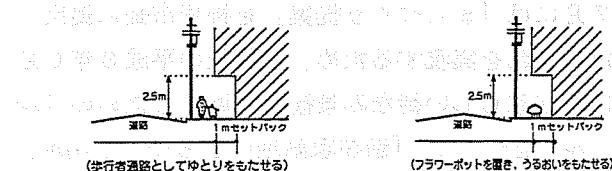
建築物の用途の制限

地区内では、住宅中心の住み良いまちとするため、風俗営業(パチンコ、ゲームセンター等)または、風俗営業関連(モーテル等)及びカラオケボックス等の用途の建築物は建築できません。



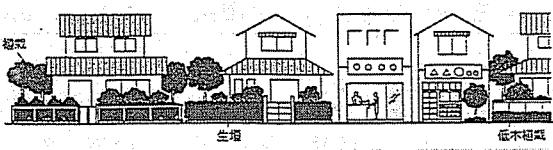
壁面等の位置の制限

都市計画道路本庄線と鳴居御影線に面する敷地においては、地区的目抜き通りとして街並みにゆとりあるおいをもたせるために、建築物の1階部分(地盤面から高さ2.5m未満の部分)の壁柱、もしくは、門、塀等を設置する場合は、道路の境界線より1m以上後退します。



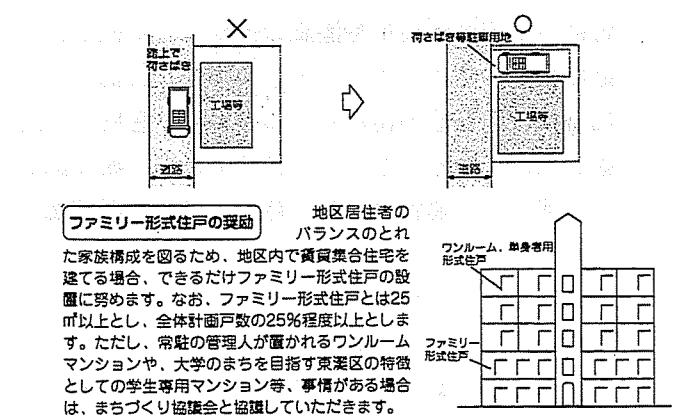
垣、柵等の構造の制限

歩行者の通路としてゆとりあるため、道路に面する塀や柵はできるだけ生垣または透視可能なフェンスとし、植栽をするように努めることとします。



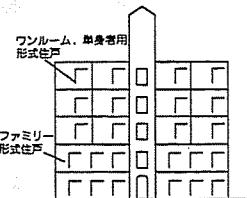
荷さばき等駐車用地の設置

路上での荷さばき駐車を防止するため、延べ面積1,000m²以上の事業所等は、荷さばき駐車用地を設けます。また、1,000m²未満の場合でも駐車用地を設けるように努めます。



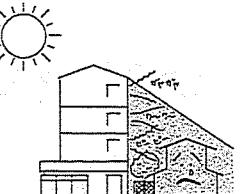
ファミリー形式住戸の奨励

地区居住者のバランスのとれた家族構成を図るため、地区内で賃貸集合住宅を建ててる場合、できるだけファミリー形式住戸の設置に努めます。なお、ファミリー形式住戸とは25坪以上とし、全体計画戸数の25%程度以上とします。ただし、常駐の管理人が置かれるワンルームマンションや、大学のまちを目指す東灘区の特徴としての学生専用マンション等、事情がある場合は、まちづくり協議会と協議していただきます。



周辺環境への配慮

深江は住宅を中心とするまちであり、良好な住環境を保全するため、お互いに騒音、悪臭、日照障害等の防止に配慮します。また、敷地周辺の緑化等のよいある街並みの形成にも配慮します。



正しい生活マナーの遵守

日常生活をお互いに快適に暮らせるよう、路上駐車の禁止、自動販売機やプランター等の路上へのみ出しの禁止、ベットの斤の後始末、定められた時間、場所へのゴミ出し等、正しい生活マナーを遵守します。

これらの内容は、深江地区の住民が自主的に守るよう努めましょう。



新在家南地区

一酒蔵のあるまちの再生：地域・住民が中心となった、新在家らしい「街なみデザイン」づくり

新在家南地区は、神戸市灘区の臨海部に位置する旧西国浜街道に沿った灘五郷のひとつで、古い落ち着いた雰囲気や歴史と伝統を感じさせる酒造りのまちである。

平成2年3月に発足したまちづくり委員会は、歴史と伝統を生かした「清潔で住み良く働き良い街」への再生を目指して活動しており、平成5年7月には「まちづくり提案」を神戸市長に提出した。これを実現するため、震災後の平成8年6月に新在家らしい街なみ景観を誘導するための「ルール」をつくり、「新在家南地区まちづくり協定」として神戸市と締結した。

まちづくり協定による街なみデザイン誘導

「まちづくり協定」では、協定区域内での建築物等の新築、増改築などの際に神戸市への届出を義務づけており、一定の建築用途を制限したり、建物周辺の環境への配慮などを要請している。特に、旧西国浜街道や酒蔵の道などを意匠配慮道路に指定することで、この沿道で建築行為を行う場合に、新在家の街なみにふさわしい意匠への配慮を求めている。中でも、敷際での門・塀や舗装のデザインや建物の色調、色彩などを意匠配慮のポイントとしている。

まちづくり協定締結以来のこの3年間で、まちづくり協定に基づく届出が80件提出され、このうち28件が意匠配慮道路沿道の物件で、「まちづくり協定運営委員会」で審議された。

街なみデザイン推進の支援策

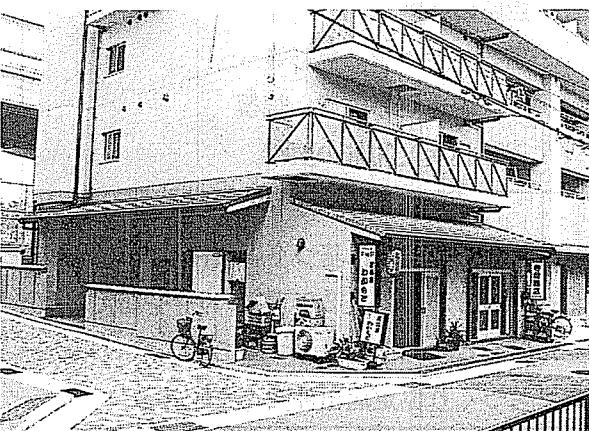
こうした「ルール」による街なみ景観の誘導が行われる一方で、新在家らしい街なみ景観の形成に向けたとりくみへの支援策として、まちづくり委員会では、「街なみデザインアドバイザー制度」を創設し、新在家らしい街なみデザイン誘導のための相談を行っている。

また、行政サイドでも「街なみ環境整備事業」の

導入で技術的、資金的な支援を行い、新在家らしい街なみデザインの実現を後押ししている。

街なみデザイン誘導の成果

これまで、新在家らしい街なみデザイン誘導の数々のとりくみが行われており、以下にその代表的な成果を紹介する。



(写真①) 旧西国浜街道沿いの共同建替ビル



(写真②) 旧西国浜街道沿いの建売住宅



(写真③) 「酒蔵の道」沿いの個人住宅

(写真①)は、旧西国浜街道に面した共同建替ビルで、震災前からの居酒屋と酒屋が建替え後も営業を続けることとなり、格子戸や瓦葺の下屋庇を街かどの特徴としている。また、丸瓦付の修景塀は街道沿いの景観形成に貢献しており、建設費の一部は「街なみ環境整備事業」の助成を受けている。

(写真②)は同じ旧西国浜街道沿いの間口の狭い建売住宅で、「街なみ環境整備事業」の助成を受けている。縦格子のバルコニー手摺や瓦葺の付庇、玄関前とガレージ横の隣地境界沿いに配置された小さな丸瓦付の修景塀など、小規模ながら新在家らしい街なみデザインに参加している。

(写真③)は、「酒蔵の道」沿いに建つ一般的な構えの個人住宅だが、外周に配置された丸瓦付の修景塀や黒色の縦格子は、協定締結以前からの新在家らしい街なみデザインの原型といれるもので、「景観ルネサンス・街なみ保全事業」の補助を受けている。

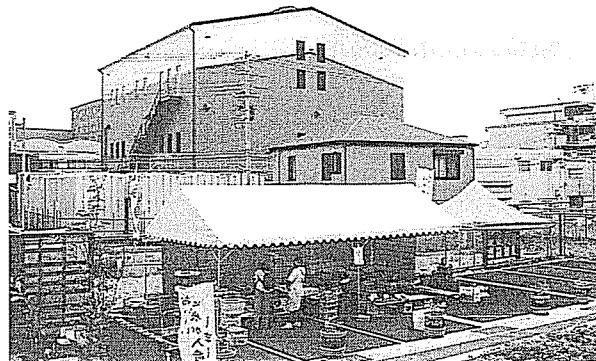
(写真④)は、地元酒造会社の倉庫で、旧西国浜街道に面していることから、今回の再建にあたっては、まちづくり協定の「ルール」に従って、新在家らしい街なみデザインづくりに協力している。

(写真⑤)は、震災によって出来た空地を借地して建てられた運送会社である。「酒蔵の道」に面していることから、まちづくり協定の「ルール」を遵守し、新在家らしい街なみデザインづくりに協力している。

(写真⑥)は、まちづくりスポット創生事業を適用して整備した、新在家南町の街かど広場で、暫定的施設であるが、丸瓦付き板塀の設置など、新在家らしい街なみデザインに参加している。

旧西国浜街道の顕彰識

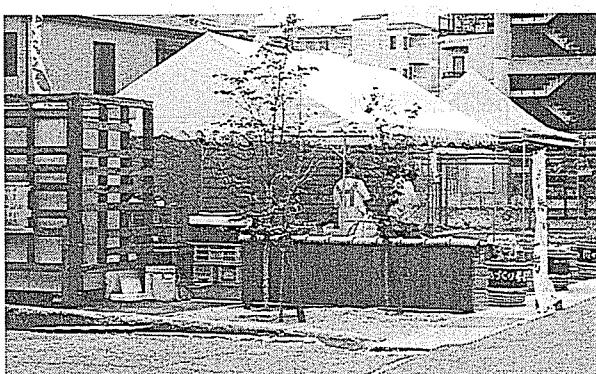
神戸市では、「街なみ環境整備事業」の一環として、昔の写真や地図入りの顕彰識を旧西国浜街道沿いの三ヵ所に設置しており、歴史的な街道筋であることを顕彰している。(写真⑦)は共同建替ビルで、(写真①)と同じく「住宅市街地総合整備事業」の助成を得て建てられた。



(写真④) 地元酒造会社の倉庫



(写真⑤) 「酒蔵の道」に面した運送会社



(写真⑥) 「スポット創生事業」によるまちかど広場



(写真⑦) 「街なみ環境整備事業」による顕彰識

②景観形成市民協定

■景観形成市民協定とは

昭和53年に神戸市によって定められた「神戸市都市景観条例」にもとづいて、地域の土地、建物あるいは広告物の所有者どうしが、都市景観の形成をはかるためのルールを協定の形で定めたものを「景観形成市民協定」という。

景観形成市民協定には、締結する区域の範囲、景観形成のために必要な基準、協定の有効期間、さらに協定の変更・廃止の手続きについても定めることになっている。

景観形成市民協定が締結され、その内容が神戸市によって認定されたとしても、まちづくり協定のように神戸市に対する届け出が必要になるわけではないが、地元組織の中で委員会をつくり、事前の相談や専門家による指導助言を行うようになっている。

■神戸市都市景観条例

神戸市都市景観条例は、昭和53年10月に全国に先がけて制定された。条例の目的に「市街地の美観の維持、歴史性及び地域性豊かな伝統的建造物群の保存その他の都市景観の形成に関する必要な事項を定めることにより、神戸らしい都市景観をまもり、そだて、つくり…」とあるように、当時、異人館の保存問題がクローズアップされていた、中央区北野・山本地区における伝統的建造物群保存地区指定の動きが条例制定の契機であった。

条例の内容は、都市景観形成基本計画に関する事項、方針および基準を定めて建築行為の届出を行う都市景観形成地域に関する事項、都市計画法からの委任による美観地区に関する事項、文化財保護法からの委任による伝統的建造物群保存地区に関する事項、大規模な建築物の景観誘導をめざした景観形成指定建築物の届出に関する事項、景観形成上に重要な価値をもつ景観形成重要建築物に関する事項、景観形成を目的とする地元組織である景観形成市民団体に関する事項、

景観形成市民協定に関する事項などである。

条例制定後は、都市景観形成地域等の指定を中心に景観行政が進められ、震災前までに都市景観形成地域7地区、沿道景観形成地区1地区、伝統的建造物群保存地区1地区の指定がなされた。

景観形成市民協定については、すべて震災後に生まれたものである。

■協定が締結された地区

平成11年10月現在、景観形成市民協定が締結されているのは4地区である。

①魚崎郷地区

名称：「魚崎郷地区景観形成市民協定」

目標：居住・生産・商業の共存と、伝統を引き継ぐ
「わがまち」の形成

組織：魚崎郷まちなみ委員会

締結：平成10年7月

②トアロード地区

名称：「トアロード地区景観形成市民協定」

目標：品格、魅力、国際性をもち、世代をこえてつどえるまち

組織：みなと元町タウン協議会

締結：平成9年4月

③栄町通地区

名称：「栄町通景観形成市民協定」

目的：「おしゃれ」「賑わい」「うるおい」のある街なみ景観の形成

組織：みなと元町タウン協議会

締結：平成10年7月

④新長田駅北地区

名称：「新長田駅北地区東部景観形成市民協定」

目標：緑の中に、住商工が渾然としているがお互いになじむ活力あるまち

組織：みなと元町タウン協議会

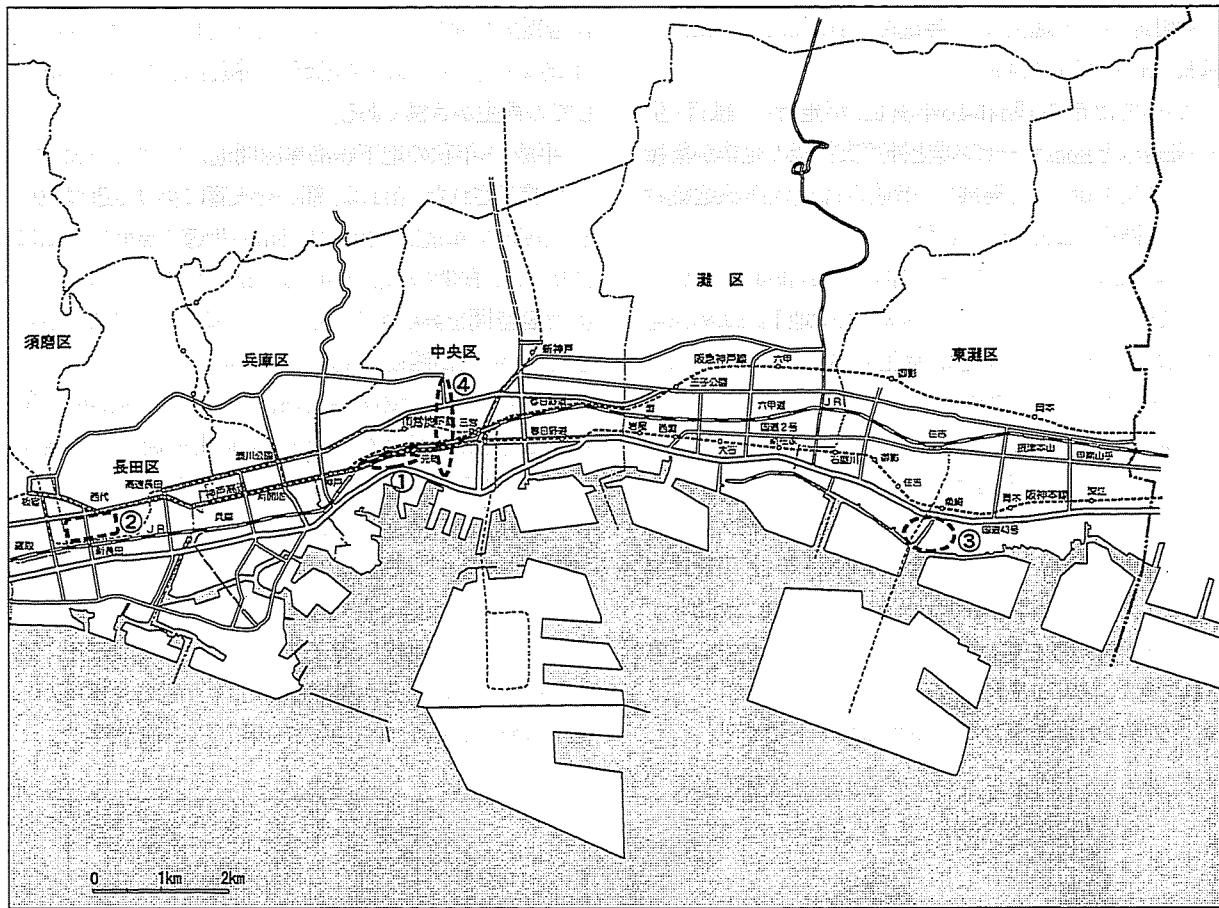
締結：平成10年7月

<事例地区> ①栄町通地区ークラシカルモダンなシンボルロードづくり

②新長田駅北地区ー新長田駅北地区東部景観形成市民協定「いえなみ基準」

③魚崎郷地区ー景観形成市民協定によるまちなみの復興

④トアロード地区ー魅力的な商業空間づくり



0 1km 2km

栄町通地区

ークラシカルモダンなシンボルロードづくり

● 栄町通のあらまし

現JR神戸駅開設の前年(明治6年)、近代都市神戸の端緒となった旧外国人居留地と神戸を結ぶ東西道路として栄町通が着工誕生した。無電柱の10間道路(18m)で、延長は約1.2kmである。

かつては市電(昭和46年廃止)が走行し、銀行・生保・証券など金融サービス業と神戸支社級の企業が集積したオフィス街として発展し、街並みは近代洋風建築物がミナト神戸の風情をもたらしていた。

三宮周辺への都心拡大等に伴い、相対的地位を低下させてきたが、ハーバーランドの竣工や地下鉄海岸線整備に備えた再生への動きが芽生え、震災復興を機にまちづくりの取組みがすすんだ。

● まちづくり懇談会の誕生

歴史的に沿道関係者が一堂に会する組織母体はなかったが、みなと元町タウン協議会の呼びかけ・協力で「栄町通周辺まちづくり懇談会」が平成6年11月正式発足した。地元企業有志が世話人の中心となり、活動をすすめつつ賛同者を広げ組織を拡充していく方法で運営されてきた。翌年1月大震災は起つた。

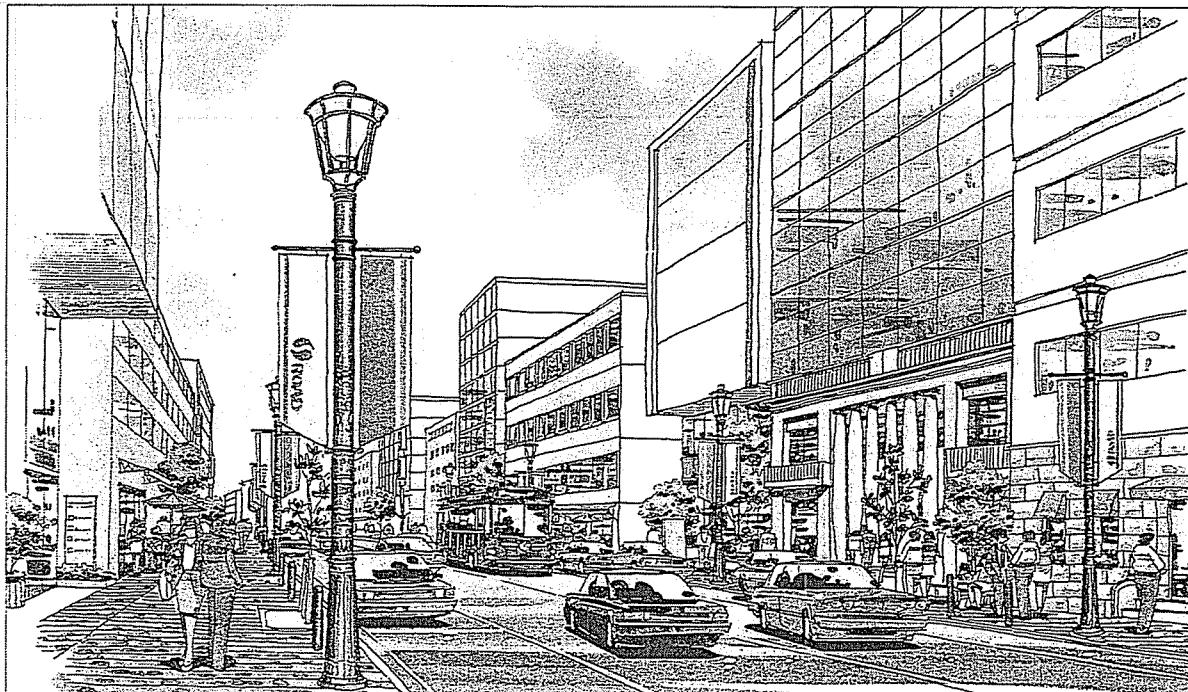
● クラシカルモダンなシンボルロードづくり

栄町通は、神戸の中心商業業務地にあって東の核三宮周辺、西の核神戸駅周辺をつなぐ東西軸にふさわしいクラシカルモダンなシンボルロードづくりがめざされた。複合魅力なオフィス・アメニティ環境を備えた「おしゃれ」「にぎわい」「うるおい」ある新しい複合文化ビジネス街としての再生が目標である。

平成13年秋の地下鉄海岸線開通にむけて「3点セット」が提起された。第1は、都心を快適に歩ける道づくり。震災復旧で車道部を狭め2.5mの歩道を当面3.5mに拡幅した。民間の壁面後退(50cm)で、将来両側4mの歩行者空間を実現する。第2は、不幸にして撤去せざるをえなかつた街路樹に変わり、おしゃれな街灯によるイメージづくり。そのための街灯設置基金活動が展開され実現した。第3は、沿道の土地・建物利用や街並み景観ルールづくりで、景観形成市民協定に結実した。

● 景観形成市民協定の締結

震災に加えて、都心の空洞化、深刻な長びく不況と立地企業のリストラ等々ただならぬ社会経済的条件が重なり、しかも『白地地域』である。締結への道程は苦汁に満ち、地元の熱意がそれを克服した。約7割の企業等から個別同意書を取りつけ、平成10年7月に締結された。



▲栄町通のまちづくり将来イメージ

協定のルール内容は、風俗(関連)営業の自粛と「別表1」の通りである。

● 協定運用の実績(平成11年9月末現在)

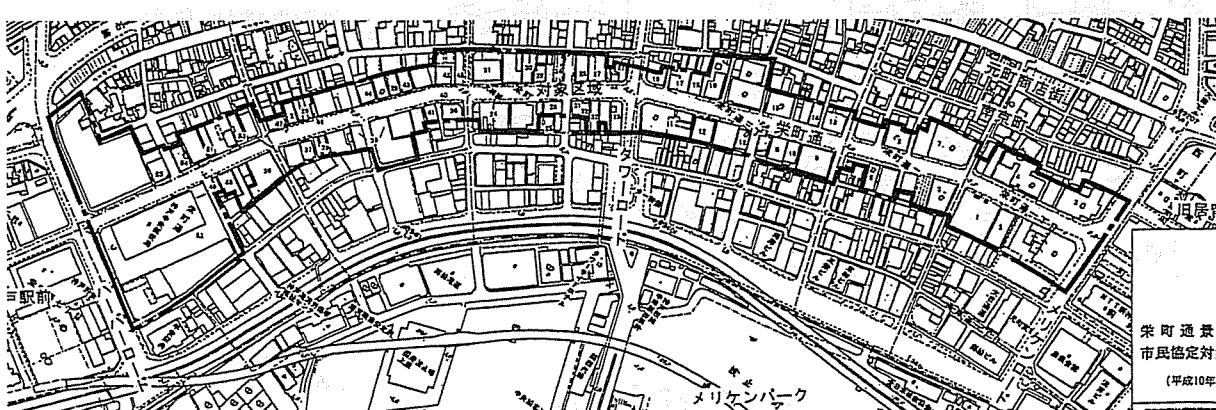
協定は、すでにその効果を着実に發揮している。新築による壁面後退・1階店舗化等々では、神戸中郵・大同生命・住友海上・三和銀行・協栄生命・大一産業・篠崎ビルなど7件、看板・広告物3件、自動販売機自主撤

去・1階店舗再利用1件である。旧大林組レンガ造のメモリアル・壁面活用保全(駅出入口)が実現しつつあるのも画期的だ。主要交差点部の街かど広場のモデルも実現の見通しである。

地元懇談会は、体制を補充し、タウンマップづくり(10月発行)などソフトを併行しながら、活動を継続している。

別表1 街なみ形成のルール

区分		ルール内容
敷地の修景		●道路境界線からの壁面後退部分は、歩道路面と同一レベルとし、かつ歩道と調和した仕上げに努めます。
建築物	壁面の位置	●建築物は、栄町線の道路境界線より原則として50cm以上壁面を後退します。ただし、やむを得ない場合はゆとりある歩行者空間を確保するために、低層階を壁面後退します。
	用途	●商業・文化や住宅(宿泊)などの利用を促進し、複合魅力なビジネス街づくりに努めます。 ●建物1階部分は、店舗や開かれた利用を促進し、賑わいづくりに努めます。
	意匠	●新しい建物のデザインは、栄町通の街なみに調和し景観の向上に寄与したものにします。 ●建物1階部分の形態・意匠はできる限りオープンなものとし、ショウウンドーやストリートギャラリーなどの工夫に努めます。
	設備等	●屋上設備等の露出を避けるとともに、住宅の物干し等歩行者からの直接の望見を遮る工夫に努めます。
近代洋風建築物		●近代洋風建築物やデザインは、ミナト神戸の伝統的なビジネス街の遺産であり、シンボルとして保全・活用に努めます。
駐車場の出入口		●歩行者の安全や通りの賑わいづくり、景観の連續性から、やむなき場合を除き原則として栄町通に直接面して駐車場の出入口を設けないようにします。
街かど広場	南北通りとの主要交差点部分	●南北通りとの主要交差点部分は、街かど広場スペースの確保に努めます。 対象 メリケンロード、パークロード、タワーロード、マリンロード、メールロード、ハーバーロード
	可能なところではオープンスペースの確保に努めます。	
看板・広告物	看板・広告物	●看板・広告物は、建築物(ビル)として集約化に努めます。 ●看板・広告物は自社用かつ必要最小限のものとし、景観の向上に寄与した色・デザインに努めます。 (1) 屋上広告塔の宣伝・営業用貸看板は禁止します。 (2) ガラス壁面、路上置看板は禁止します。 (3) 壁面看板・サインや袖看板は、色・デザインを工夫します。
	自動販売機	●敷地内に設置する場合は、景観を配慮した配置等に努めます。
	夜間の照明・演出	●夜間の建物ライトアップをする場合は、街灯と協調した通りの演出に努めます。



新長田駅北地区

一新長田駅北地区東部景観形成市民協定「いえなみ基準」

■ 住工商混在の新しい景観をつくる

震災復興土地区画整理事業新長田駅北地区東部（7まちづくり協議会）は、建築再建にあたってのルールとして「いえなみ基準」を取り決め、景観形成市民協定の認定をうけた。

それとともに北野、山本、旧居留地、南京町、トアロード、魚崎郷、栄町通の各地区とともに神戸市景観形成市民団体協議会に参画した。当地区以外の各地区は、神戸における代表的な特徴あるイメージや景観を有している地区であり、いわば「守り育てる景観形成」であるのに対して、当地区は、良いイ

メージや景観を有していたわけでももなく、「これから創る景観形成」である。

また、住工商混在を「まちづくり資源」としてとらえ、その展開としての当地区的景観形成の動きは、今後混在市街地のあり方をさぐるモデルケースとなるであろうし、神戸の都市イメージに新らしたな魅力や厚みをつくることになる。

■ 「復興ビジョン」が行きついた先の「いえなみ基準」

まちづくり協議会は、度重なる話し合いを行い、靴のまちの発展をめざした「シューズギャラリー構想」

新長田駅北地区東部景観形成市民協定「いえなみ基準」のイメージ



外国人との共生や商業の活性化をめざした「アジアギャラリー構想」、裏長屋等零細住宅の新しい町屋としての再生のための工夫等が話し合われた。そのいきついたところに「いえなみ基準」があったと言っても過言でない。

■ いえなみ基準の概要

当地区のめざすまちの全体イメージは、「杜の下町：住工商が渾然としているがお互いになじみ、まちの景観が一体となっている洗練された活力のあるまち」であり、それを実現するための一つとして「いえなみ基準」である。

「いえなみ基準」は、「①各個人のより良い建築再建に役立つ」「②望ましい相隣関係の形成に役立つ」「③優れたいえなみをつくる」ことを基本とした、建築物、建築敷地、広告物等に関する柔らかなルール<いえとまちをつくる作法>であり、地区の市民間の申し合わせとして定めたものである。

また、この「いえなみ基準」においては、「神戸市民の安全の推進に関する条例」を配慮し、災害や犯罪から安全ないえづくりもめざしている。

■ 街なみ環境整備事業

「いえなみ基準」は、元々地区住民、地権者の申し合せとして検討されてきたものであるが、行政が「街なみ環境整備事業」を適用し、いえなみ基準に基づく建築や敷際に助成支援を決めたことが、いえなみ基準の実効性を高めた。

街なみ環境整備事業助成の対象は、敷際舗装、植栽等外構の修景、工場・作業所・店舗等のシースルー化やテント等であるが、シーザーズギャラリー構想、アジアギャラリー構想を先導するモデルとなる建築物には、外壁等の全体も助成対象となっている。

なお敷際舗装については、その素材、色彩等について「宅地内敷際舗装整備基準」を定めており、近隣での敷際舗装の調和を図っていこうとしている。

■ いえなみ委員会

景観形成市民協定「いえなみ基準」を定めた7つのまちづくり協議会は合同で「いえなみ委員会」を設立し、いえなみ基準の周知、運用を中心に地区まちづくりの幅広い活動を行っている。

景観形成市民協定「いえなみ基準」は、将来とも継続される性格のものと考えれば、いえなみ委員会も継続されるべきものとなり、その意味では、いえなみ委員会の設立によって継続的なまちづくりのシステムが形づくられたと言って良い。

■ いえなみ基準・建築事前報告書

個々の建築が街の形をつくっていく。いいかえれば、個々の人々が建築することは、実質的なまちづくりへの参加である。このため、建築を行う人々には、具体的に役立つまちづくり情報が得られ、まちづくりの視点から専門家のアドバイスも得られるような仕組が必要である。

また、いえなみ委員会（まちづくり協議会）は、地区のまちづくりを進めるうえで、個々の建築の動きや内容をリアルタイムで知ることが良い景観形成を誘導していく上で必要である。

このような考え方のもとに、大規模建築物や助成を受ける建築物の建築主には、事前に建築事前報告書をいえなみ委員会に提出することをお願いしている。

■ コミュニティーアーキテクチュア

一般には、建築主は設計事務所、工務店、メーカーに大部分設計をまかせてしまう場合が多い。しかし、建築設計者が地域のまちづくりの視点で設計するというのはこれまでごく一部と言って良いだろう。このことから、建築主ばかりでなく建築設計者にアドバイスするコミュニティーアーキテクチュアが必要である。

このため、いえなみ委員会のアドバイザーパートは、まちづくりの視点をもつ建築家、造園家をアドバイザーとして参加してもらっている。アドバイザーパートは、提出された建築事前報告書の内容によっては、建築主（ほとんどは設計者）と面談し、アドバイスを行っている。

■ おわりに：市民協定の意義

「市民協定」の特質を「地区計画」と比較して述べておきたい。

地区計画は、①地元がまちづくりとして取り組んでも、決定後は行政による規制となり、地元まちづくりの関与は無くなる。②原則全員同意の性格から最低限のルールになりやすい。一方、市民協定は、①住民間の申合せであり、ルールを守ることについての強制力はない。②強制力がないことから比較的目標とすべきルールができる。

このことは、市民協定による景観形成は、30点程度に終わるかもしれないし、人々のまちづくり意識が高まっていけば、80点にもなるというものである。

その意味では、市民協定は、住民主体のまちづくりの本質にふさわしいルールづくりと言える。

魚崎郷地区

一景観形成市民協定によるまちなみの復興

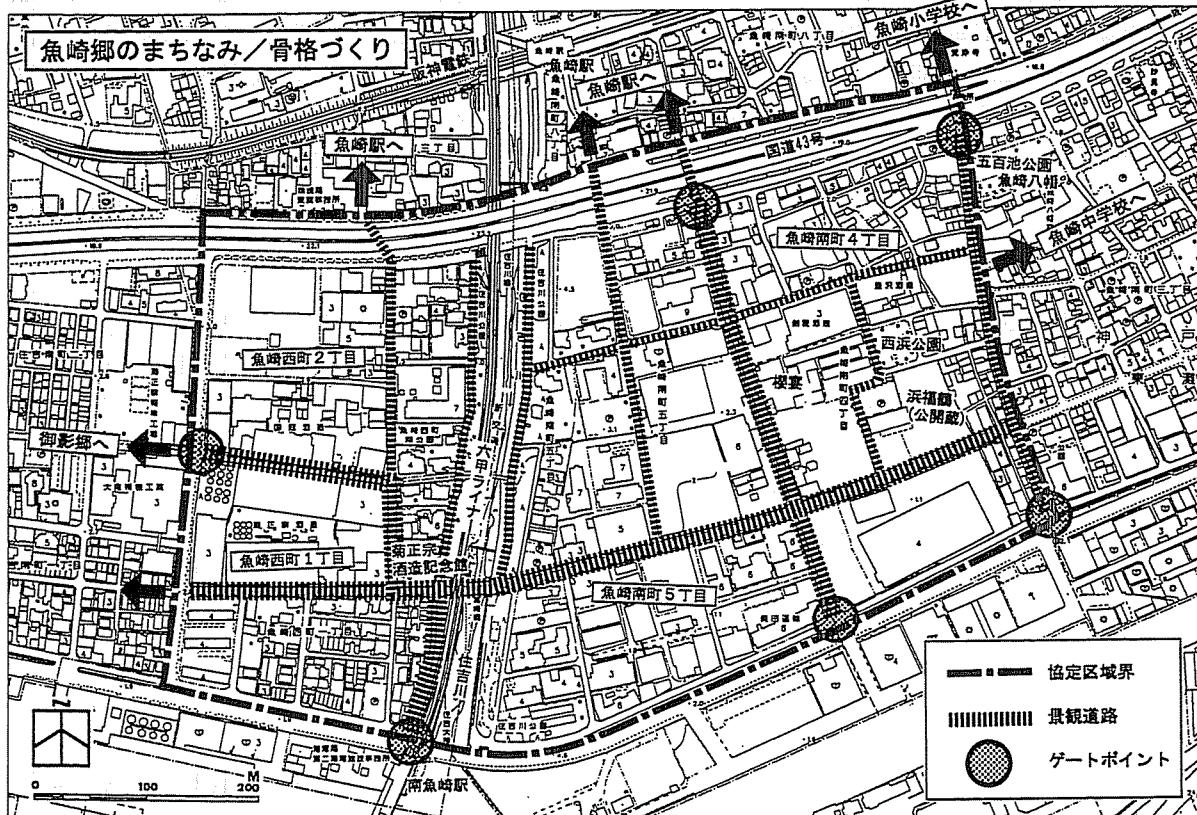
魚崎郷は、わが国を代表する酒造地域・灘五郷の一つとして、また住吉川河畔の良好な住宅地として、固有の文化をもつまちを形成してきました。しかし、阪神淡路大震災によって、これまで地区のまちなみを特徴づけてきた古酒蔵をはじめとする伝統的建造物の多くが崩壊するなど、大きな被害を受けました。震災からのまちの復興を果たすためには、先人が培ってきたこの地域の歴史の流れを断ち切ることなく、これを継承し、発展させる姿勢が重要であると考えます。魚崎郷に住み、働く者は、このまちを誇りをもって次代に引き継げるよう、まちなみづくりにあたっての共通の指針をお互いに確認し、ここに市民協定を締結します。

「魚崎郷地区・景観形成市民協定」前文より
(全国有数の清酒生産地)

魚崎郷は、神戸市東部から西宮市西部にかけての臨海部に位置する全国有数の清酒生産地、灘五郷のうちの一つで、住吉川の川尻にあたる。灘に

酒造業が成立するのは18世紀前期の享保年間のことと、19世紀中期の天保年間には、山田錦に代表される良質な原料米の入手が容易であったこと、江戸積のための樽廻船による輸送体系が確立できたことなどの位置的優位性に加え、宮水の発見や米精白のための六甲山の水車利用、あるいは酒造技術を持った丹波杜氏の確保などから「寒造り」と呼ばれる技術が確立し、それまでの濁酒とは異なる商品性の高い高品質な清酒である「灘の生一本」の生産を可能とした。この結果、幕末には江戸に荷揚げされた酒の6割が灘酒であったといわれる。

その後、第二次世界大戦の戦災によってこのあたりは大きな被害を受けるが、部分的には焼け残り、木造やレンガ造の古酒蔵が狭い路地をはさんで建ち並ぶ独特の景観を形成していた。これら古酒蔵は、古いものは江戸期から昭和初期に建てられたもので、大架構の瓦葺き屋根をもち焼羽目板や漆喰塗等の壁に小さな四角窓が点在する外観で、ハイカラなイメージの強い神戸のなかで、江戸時



代からの伝統を受け継ぐ貴重なまちなみであった。そして阪神・淡路大震災では、大架構の屋根を台風から守るために重い土を載せていましたこともあり、10棟以上残されていた魚崎郷の古酒蔵は全てが崩壊するという壊滅的な被害を受けた。

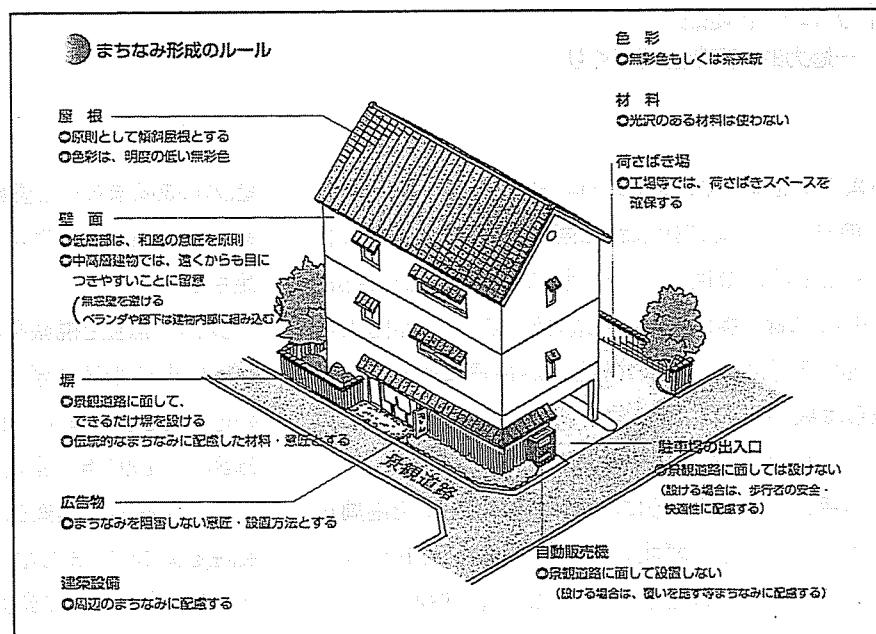
(まちなみ形成への取り組み)

魚崎郷では、震災から1年ほどが経過した頃から、地元自治会と酒造業者をはじめとする企業が

一緒になって、酒蔵のまちのあり方についての検討が始まられた。当初は、自治会の連合体である魚崎町協議会と酒造業者の集まりである甲酉会で別々に話が進められていたが、行政の仲立ちもあって一本化され、企業も商工業者全般に枠が広げられたものである。震災によって古酒蔵がほぼ全滅し、これが高層住宅に建て替えられるという事態を目前にして、このまま工場と住宅が混在する無個性なまちになってしまっていいのかという思いからである。第二次大戦時の罹災から免れた古酒蔵は、昭和40年代頃から四季醸造のできる積層近代蔵へといくつもが建て替えられ、また同時に大阪に近いという条件の良さから、酒蔵の広い敷地はマンションにと転換されてきた。そして酒造業者と新規住民間の軋轢もみられた。しかし、震災を経験し、皆で大切にすべきまちの個性が再確認・共有されたといってよい。

皆で現状の良いところ、悪いところを写真に撮ってまわることから始まった検討は、2年以上の議論を経て、平成10年7月、魚崎郷地区・景観形成市民協定に結実し、同時に協定の運用主体である魚崎郷まちなみ委員会が設立された。この間、一自治会が不参加を表明するという事態もあったものの、以後、月1回の定例委員会が開かれ、建築物の新築時等における事前相談に対する審議やまちづくり計画の検討などが続けられている。

この協定は、建物を建てる時などには、建て方や使い方において地区固有のまちなみにも配慮しましょうという主旨のもので、かつての伝統的な



まちなみを原点に据えるものの、これを凍結的に模倣するのではなく、個々が個性を發揮するなかで、まちなみとしての総体的なレベルアップを担保するための最低限のルールである。

協定では、建築行為等に先だってその計画内容をまちなみ委員会に相談し、委員会ではそれが協定に適合していることを確認するととなっている。協定締結後、1年間に3件もの大規模マンションの計画がもちあがり、委員もその審議過程の中で、果たして魚崎らしいまちなみとは何かということを勉強し、合意を図ろうとしている。

(行政による支援)

一方、行政でもこのような地元の活動にさまざまな支援がなされている。平成10年10月には神戸市都市景観条例に基づいて市民協定を認定し、建築計画の指導・助言に協定の内容が尊重されているし、また平成10年11月には「街なみ環境整備事業」の大蔵承認を受け、協定に適合する建築行為等に対する修景助成とともに、ゲートポイントなど公的空間の修景事業も進めようとしている。

(アイデンティティの形成に向けて)

このように魚崎郷では、伝統的で個性あるまちなみづくりを目指して、ルールづくりとともにづくりの両視点からの取組みが始まっているが、理想的の実現には先が長い。しかし、この協定を核に、多くの住民・企業が一緒にやって続けるこのような活動そのものが、まちのアイデンティティを形成する上で大きな要因になり、まちづくり活動の目的もこの点にある。

トアロード地区

一魅力的な商業空間づくり

◆海と山をつなぐシンボル・ロード

神戸は山と海に挟まれた南北に狭い市街地に仕事場と生活が展開している。都心部では、古くから港を中心に働く場が海際から集積していく。外国人居留地が形成され、多くの外国人が神戸にやってくる。彼らは坂の上の北野に居をおいた。彼らの暮らし方から、山手が快適な居住地になることを知った。

山手に人が住むようになり、山手の住まいと港周辺の仕事場をつなぐ南北の坂道が生まれる。トア・ロードは、そのシンボルとなる道で、この道を中心に、インターナショナルな商業地区が育まれてきた。

◆まちづくり協議会と景観形成市民協定

震災による来街者の減少は、商業地区にとって厳しいものであった。そのなかで、よりトア・ロードらしい

魅力のあるまちへと復興のまちづくりを進めていくために、1996年、トアロード地区まちづくり協議会を発足させた。

長浜の黒壁と視察をきっかけに交流を深め、ヨーロッパ都市の景観を学び、商業地との復興は、商業の魅力とともに、まちの魅力づくりを進めていく必要を確認し、1997年、景観形成市民協定を締結した。丸から神戸外国俱楽部までのトアロード沿道25mの範囲を対象に、まちなみ形成のルール(表1)を決めた。協議会のなかに景観デザイン委員会を設置し、コンペの実施など積極的に活動している。

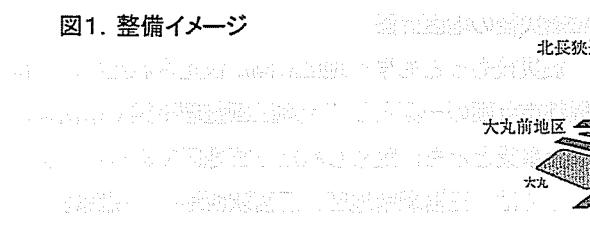
歴史ある地区的独自の風土と伝統を再確認したうえで、神戸のシンボルとして風格のあるまちをよみがえれることをめざしている。海と山が感じられるまち、

表1. まちなみ形成のルール

景観構成項目	基準
街路 緑化	● トアロード沿道では、道路に面した敷地は原則として緑化することとし、緑の面でもシンボリックな空間となるようにトアロードにふさわしい樹種による緑のボリュームアップを行う
花・プランター	● トアロード沿道では、トアロードらしさや四季を感じさせるとともに、メイントリートにふさわしい華やかで気品のあるイメージに調和する花やプランターを設置する
看板・広告物	● 看板・広告物は、表示面積及び掲出数は必要最小限とし、歩行者空間を妨げないようにする ● 看板・広告物は、けばけばしい色はさけ、壁面の色と調和させ、表示文字、マーク等デザインの工夫を努める ● 電柱、電話ボックス、アーチ、ストリートファニチャ、囲い、塀等には「広告・ちらし」をつけないこととする
自動販売機	● 自動販売機の色は、まちなみや建物に調和するものとし、空き缶回収に努める
ゴミ対策	● トアロード沿道には、路上に私的なゴミ箱を設置しない ● トアロード沿道においては、ゴミ・たばこ・空き缶のポイ捨て、放置は一切しない。 事業所等のゴミ袋は決められた日時、場所以外には出さないこととする
敷地 駐車場・空地	● トアロード沿道の駐車場や空地をまちなみと調和するように修景する
建物の形態	● 國際性をもつファッショナブルなまちにふさわしいデザインとする ● 低層部の形態は、歩く人にとって楽しいものとなるように努める
建物の色彩デザイン	● 建物の色彩デザインなどをまちなみと調和させる
夜間・休日の照明・シャッター	● トアロード沿道のお店は、夜間や休日にショウウンドウを照らしたり、シャッターに工夫するなどして、ウンドウショッピングできるようにする
テント・フラッグ	● 店舗等には、できる限りトアロードにふさわしいイメージのテント、フラッグを取り付ける



図1. 整備イメージ



エキゾチックで、インターナショナルな人と文化の交流するまちとして、ここにしかない個性と魅力をつくりていくために、協議会が主体となってイベントやフェア等によりまちのイメージづくりが進められている。

◆トアロード地区まちづくり計画1997

協議会活動の1つとして、トアロードまちづくり計画1997がまとめられた。

神戸外国倶楽部や旧北野ホテルなどの既存の資源を活用しつつ、共同再建や再開発を進めること、坂道の美装化、通りのにぎわいとやすらぎの空間の創出やポケットパークの整備、サイン計画やCI計画、イベント事業などが計画されている。また、長期的には、多くの人が暮らすための住宅の整備や、神戸らしい工芸・芸術などの情報発信を担う文化・情報施設整備についても構想している。

協議会も計画段階から参加していた北野小学校跡地の再開発では、「北野工房のまち」が整備された。地区の新しい観光スポットとなり、震災後のまちづくりの活性化に寄与している。

また、震災で被災したNHK神戸放送局用地の一部を利用したまちかど広場「アガーデン」は、協議会が主体となって、神戸市まちづくりスポット創生事業を活用してつくられたものである。広場内のオープンカ

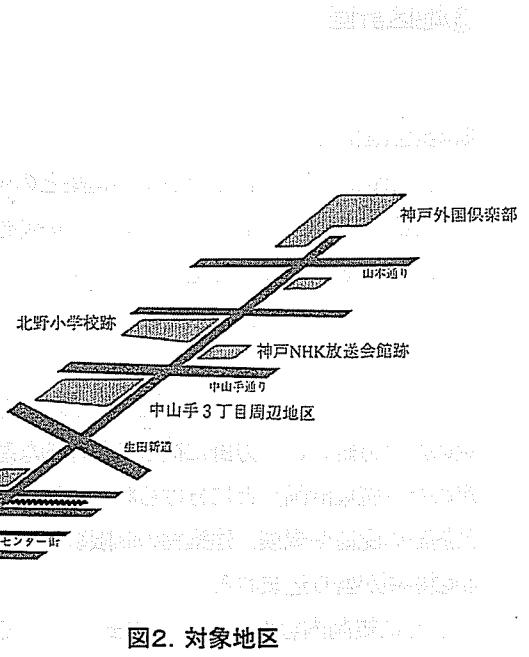


図2. 対象地区

フェの運営は、協議会で行っている。3年間の暫定利用とはいって、ポケットパーク計画実現へのひとつの試みである。

◆トアロードまちづくりコーポレーション

こうした計画にもとづき、実際にまちづくり事業を実施する事業主体として、「トアロードまちづくりコーポレーション」が設立された(1997年)。

このまちづくり会社は、再開発や土地活用、建物を取得してテナントを誘致する事業など具体的な開発事業の他、事業のマネージメントや文化事業、ガイドブックづくりなど、ソフトとハードの両面におよぶ事業の実施、プロデュースを行っていく主体となる。

すでに、長浜の株式会社黒壁と業務提携したガラス館の開設や、コーポレーションのオフィスを活用して、トアロードクラフトアートぎやらりいDECOを開設・運営している。

◆魅力ある商業空間づくりをめざして

これまで個々に商売をしてきた商業者が集まり、より魅力ある商業環境整備をまちづくりとして進めていくことにより、新たな展開を始めている。まちの景観はひとつひとつの店の個性を活かしながら、まちのイメージの共有化を図っていくうえでの、手がかりとなっている。

③地区計画

■地区計画とは

地区計画制度は、都市と個別の建築との間に位置する地区的レベルにおいて、それぞれの特性に応じたきめ細かなまちづくりを進めていく手法として、昭和55年の都市計画法と建築基準法の改正によってつくられた。

地区計画の内容は、計画の目標と区域の整備方針を定めた「方針」と、方針に従って具体的な基準などを定めた「整備計画」とに分けられ、整備計画には、地区施設の配置や規模、建築物の制限事項、土地利用の制限事項が盛り込まれる。

とくに規制内容がメニュー方式によって選択できるところが特徴的で、建築物の制限事項といえば、用途、建ぺい率、容積率、建築面積、高さ、意匠・形態など必要な項目だけを決めることが可能である。

■地区計画の種類

地区計画にもさまざまな種類があり、一般的な「地区計画」の他にも、住宅地高度利用地区計画、再開発地区計画、沿道整備計画、集落地区計画、防災街区整備地区計画の5種類があげられる。

一般的な地区計画についても、近年、さまざまな「型」をもったものが生まれている。目標容積率とそれより低い暫定容積率の両方を定め、開発計画の優良度によって目標容積率の利用を認める「誘導容積型」、ある部分の容積を低く押さえ、ある部分を高く設定する「容積適正配分型」、都心居住の推進のため、住宅容積率をその他の用途より優遇する「用途別容積型」、建物の高さや壁面の位置をそろえれば、道路斜線や全面道路による容積率制限を緩和する「街並み誘導型」などがあげられる。

■神戸市内の地区計画

平成11年10月現在、神戸市内では、51地区2,372haの範囲で地区計画が定められている。内訳は、地区計画46地区2,318ha、住宅地高度利用地区計画1地区21ha、再開発地区計画3地区18ha、防災街区

整備地区計画 1地区 15ha となっている。

震災前には23地区2,001haだったものが、地区数で2.2倍、面積で1.2倍となった。震災前は郊外開発地や新市街地中心だったものが、震災後は復興事業区域内を中心に既成市街地での地区決定が増えてきているのが特徴的といえる。

■震災後の地区計画

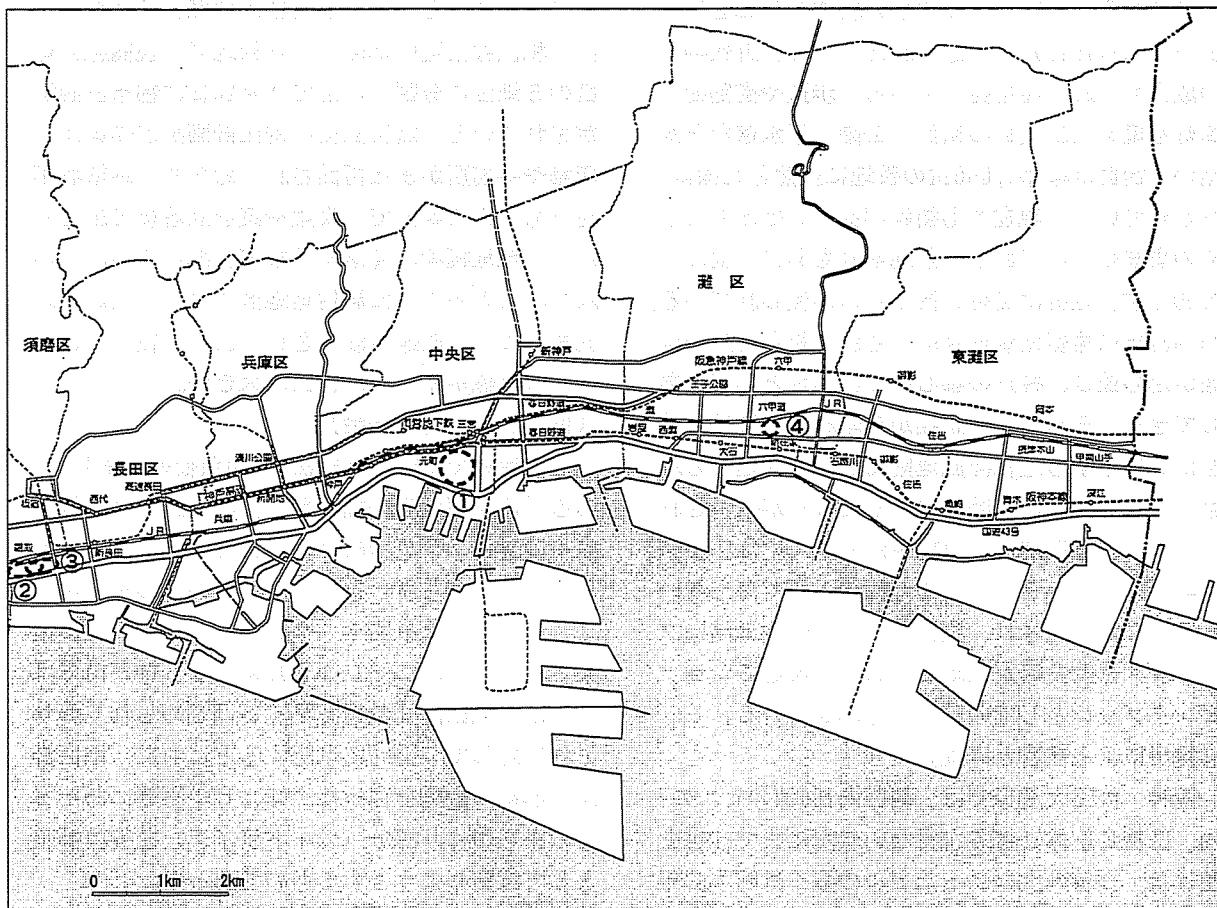
震災後もっとも早く地区計画が決定されたのは、復興都市計画の一環として土地区画整理事業や市街地再開発事業とともに定められた三宮地区であった。全体としては、三宮駅南地区、三宮駅西地区、税関線沿道東地区、税関線沿道西地区、旧居留地地区の5ブロックに分かれ、それぞれ建物の共同化をめざして、敷地面積の最低限度などが定められた。

土地区画整理事業区域では、基盤整備と建物の誘導とを一体的に進めるため、大半の区域で地区計画が定められた。地区内すべての敷地を角地扱いして建ぺい率を10%緩和するインナーロード制度を活用したこと、区画整理後の敷地が細分化されることを防ぐため、最低敷地規模を定めたことなどが大きな特徴である。

市街地再開発事業区域では再開発地区計画が定められた。再開発事業の法定要件が、それまでの高度利用地区の指定に加えて地区計画でも可能になったことにあわせて、再開発地区計画によって定めた2号施設の整備に国の補助が入るようになったことが大きい。

住環境整備事業区域では、地区特性に応じたさまざまな「型」の地区計画が定められた。マンションの再建を契機に「用途別容積型地区計画」を定めた長田区御蔵地区、隣接する区画整理事業区域との街並みの連続性を意識して「街並み誘導型地区計画」を定めた長田区野田北部地区、防災まちづくりの観点から密集市街地の改善を図るために「防災街区整備地区計画」を定めた長田区長田東部地区など、多様な取り組みが行われている。

- ＜事例地区＞ ①旧居留地地区－企業市民によるまちなみ・まちづくり
②野田北部地区－街並み誘導型地区計画、街なみ環境整備事業によるまちづくり
③鷹取東第一地区－区画整理事業によるまちづくり（野田北部隣接）
④六甲道駅西地区－区画整理事業によるまちづくり



旧居留地地区

一企業市民によるまちなみ・まちづくり

(近代神戸発祥の地・旧居留地)

旧居留地は、1868年の兵庫開港に伴い、イギリス人土木技師の設計のもとに整備された約22haの区域である。当時、人家の多い既成の兵庫を避け、農村であった神戸村が選ばれたもので、近代神戸の成立もこれに端を発している。歩道や街路樹、街灯を備えた広幅員の街路、公園、下水道などが整い、街区は標準1,000m²の敷地に整然と区画割りされていた。現在でも街路パターンはほとんどそのまま残されており、敷地割りもあまり変わっておらず、地番は当時と同じものが使われている。明治32年に居留地制度が廃止された後も内外の商館が建ち並び、神戸の都心中枢業務地として発展してきた。そして、大正期から昭和初期には石造をはじめとする近代洋風建築物が幾つも建てられ、第2次世界大戦時の戦災によって多くが破壊されたものの、震災前には11棟が残されていた。昭和50年代末ごろからは、この地区の重厚で落ち着いた雰囲気が見直され、業務ビルの1階や地階にブティックや飲食店が立地し、新しい形態のショッピングゾーンとしての賑わいもみせている。

(震災による被害と再建)

阪神・淡路大震災では、地区内106棟のビルの内、22棟が解体せざるを得ない状況にまで被害を受けた。被害の大きかったビルの多くは昭和30年代に建設されたものであるが、この他に、居留地時代の唯一の建物である旧居留地15番館(明治13年頃築、国指定重要文化財)をはじめ、海岸ビル(大正7年築)、大興ビル(大正8年築)、明海ビル(大正10年築)の4棟の近代建築物も含まれている。

その後、15番館は免震構造とした上で復元され、また海岸ビルは外壁を復元して高層ビルに生まれかわっている。そして、これらを含め、平成11年5月までに15棟のビルが再建(内1棟は従前の2棟を共同化)され、1棟が工事中である。

(地区計画の決定)

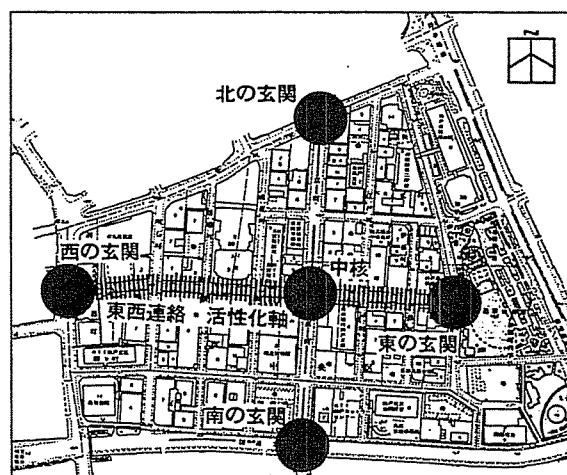
震災から半月が経過した平成7年2月1日、建築基準法第84条に基づく建築制限が神戸市内では三宮地区を含む6地区に指定された。そして他の5地区では土地区画整理事業や市街地再開発事業

の法定事業が予定されたが、三宮地区では道路をはじめとする都市基盤施設が既に整備されていることから、都心復興の手法として「地区計画」で対応することとされ、旧居留地地区、三宮駅南地区、税関線沿道南地区、三宮西地区、税関線東地区の5地区に分割した上で4月28日に都市計画決定されている。震災直後の地区計画決定作業は、店舗や事務所がまだ再開されておらず、地権者不在ともいえる状況で、素案や案を立看板で広告したり、全地権者に郵送するなど、混乱の内に行われた。この内で、旧居留地地区では震災前から地元まちづくり組織が設立されており、復旧・復興にこの組織が果たした役割は大きい。

(旧居留地連絡協議会)

旧居留地で事業を営む法人100余社の集まりである「旧居留地連絡協議会」では、道路は波打ビルの解体工事が随所で行われている混乱の中で、早くまちの落ち着きを取り戻したいとの思いから、4月に緊急総会を開き「復興委員会」の設立が提案された。これに先立つ3月末より、神戸市では当地区的地区計画の素案縦覧がはじめられており、これに対して実質的に承認するとともに、地区計画と連携・調整を図った上で、ビル再建にあたってのまちづくり指針(ガイドライン)を復興計画として策定しようとするものであった。

旧居留地連絡協議会は、戦後まもなく設立された歴史をもち、異業種ではあっても地区内企業の



開放型広場の設置箇所（「神戸旧居留地／復興計画」より）

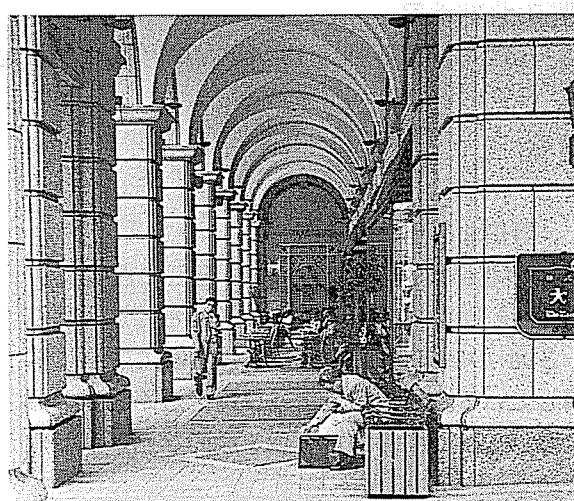
親睦を図ることを第一の目的に活動が続けられてきたもので、企業コミュニティが形成されていたといつてよい。そして、昭和58年、当該地区が神戸市都市景観条例に基づく都市景観形成地域に指定されたのを機に、まちづくりや景観形成にも取り組んでいた。プロムナードコンサートなどのイベントの開催、地区の清掃活動、プランターボックスの設置・管理などの実践活動の他に、道路に面して自動販売機を置かないといったような企業間での各種の約束も取り決めていた。また、まちの将来を自らが築いていくために、平成元年、まちづくり推進委員会を設立し、翌2年「新たな発展に向けて／旧居留地のまちづくり」を、さらに平成6年には、地域計画プロジェクト委員会を発足させ、「歴史の流れを未来に引き継ぐ／神戸旧居留地・景観形成計画」を策定し、まちなみのあり方を提案するなどの活動も続けられていた。そして、地区計画もこの計画の内容を尊重したものであった。

(旧居留地の復興まちづくり計画)

このような素地の上で復興に向けての検討が始まられたものであるが、20数回の協議を重ねた末、平成7年10月に会員間の合意のとれた「神戸旧居留地／復興計画」が策定された。“まちの復興に旧居留地の蓄積を活かす”ことを基本方向とした上で、・安全で高規格な都心づくりに取り組む、・交通流を整序し、歩きたくなるまちづくりをめざす、・近代建築物を活かし、風格あるまちなみを形づくる、・旧居留地にふさわしい建設活動を促進する、の4点の方針を設定し、壁面線の統一やパティオ・アトリウム・ポルティコ・パーザージュ等、街区と建築に内包される広場空間の確保など、目指すまちなみの方向を打ち出している。

そして引き続き「都心(まち)づくりガイドライン」の策定作業がはじめられた。復興計画がまちの将来方向を設定したのに対して、これを実現させるために、ビルの新築や改築時、あるいは管理上、各々はどのような点に留意すべきかを整理・提案するものである。検討作業の中で、各ビルの個性を封じ込めてしまうことのないように十全の配慮が必要だという議論が幾度となくされ、平成9年3月に印刷発行されている。

一方、平成8年10月には協議会内に「防災委員会」が設置され、震災の経験を今後に活かすために、平成10年1月に「事業所のための防災マニュ



「壁面線の統一」と「暖い空間の創出」の両課題に対応するために採用されたポルティコ（大丸）

アル作成の手引」を作成・発行、さらに現在、非常時に企業ごとでは対応できない事項を整理・計画する「旧居留地／地域防災計画」の策定に向けた作業に取り組まれている。

(企業コミュニティの確立に向けて)

このような協議会の活発な活動と会員企業間での合意形成を可能とした要因は、日頃からのつきあい、企業コミュニティの存在に加え、近代建築物もしくはこれらによって形成されていたかつてのまちなみへの思いである。古くからの神戸の中核業務地としての地位を存続させ、近年脚光を浴びていた商業展開の継続・発展を可能とするためには、旧居留地の伝統的で個性あるアイデンティティを今後とも継承しなければならないということが、混乱したまちの中で共感されたといつてよい。

今年は居留地が日本に返還されて丁度100年の節目にあたる。協議会ではこれを記念して、7月17日の記念式典や秋のフェスティバルマンスにおける各種イベントの開催など、多くの会員の自主的で積極的な企画・準備作業のもと、「神戸・居留地返還100年祭」が1年間にわたって盛大に繰り広げられた。まちに愛着があってこそ、このエネルギーも生まれるし、反対にこのような催しを通じてまちへの愛着心が育まれる。旧居留地のまちづくりの担い手は企業であり、担当者は流動的である。100年祭の期間中も何人もの人が人事異動で交代した。しかし、企業内でその精神を引き継ぎ、この力を結集することによって、まちを望ましい方向に転がしているのが旧居留地連絡協議会であるように感じられる。

野田北部地区

一街並み誘導型地区計画、街なみ環境整備事業によるまちづくり

1. 野田北部地区の概要

野田北部地区は、神戸市長田区の西端に位置し、JR 鷹取駅の南側から国道2号線迄の面積1.3haの密集市街地である。西は須磨区に隣接している。駅前商店街及び街区道路沿いの個人商店と低層住宅からなる一般的な西部市街地である。

約100mメッシュに通っている街区道路は幅員約8m、街区内地道は幅員が約3.1mで、その55%が公道である。地区内（長楽町、本庄町のみ）平均宅地面積は47m²程度、建て方方式は木造の戸建て・連続建て住宅がほとんどであり、震災では多大な被害を受けた。

また、まちづくり協議会の地域と地区計画等のエリアとは下表のとおり一致していない。

2. 復興まちづくりの方向

震災により、同じまちづくり協議会の一部（海運町2丁目、3丁目）が、震災復興区画整理事業地区に指定されたため、区画整理事業地区と他地区とのインフラに差が出来ること、また、震災時の防災上、避難上の危機感から区画整理事業に負けないインフラ整備を目指している。

またインフラの整備と共に、自分たちの街が従来からの下町らしさを無くさないようなまちづくりを目指している。

そのため、震災後の早い時期から勉強会、話し合いの機会を持ち、住民の発意、コンサルタントや行政の助言により地区計画や街なみ環境の事業の導入を図り、自分たちの思いを実現させていっている。

3. 事業手法

①街並み誘導型地区計画

（平成8年11月5日告示 全国初）

地区計画とは、建築基準法が全国一律のルールに対し、地域の特性を考慮し、地域で定めるローカルルールであり、従来は建築協定と同じく規制のみのルールであったが、近年規制と緩和の両方を併せ持つ地区計画もあり、街並み誘導型地区計画もその一種である。

野田北部地区では規制により道路空間を5m確保し、区画整理の道路幅員（6m）と遜色ないインフラを確保すると同時に、色々な緩和を利用することにより狭小敷地での再建、住宅供給を容易にするため、街並み誘導型地区計画の導入を行った。

当地区的地区計画の内容は

規制：用途制限・高さの最高限度・壁面の位置

制限（50cm後退）

緩和：道路斜線制限の廃止・道路幅員による容

積制限の撤廃

となっており、後掲する「インナー長屋改善制度」の建ぺい率の緩和と合わせ、5m幅の道路状空間の確保・狭い道に面した敷地での3階建ての建設が可能としている。（図1参照）

しかし、地区計画制定以後37件の申請があるが（平成11年9月末現在）インナー長屋を含め何らかの緩和を受けているのは13件にすぎず、当初の予想ほど緩和が再建に寄与していない状況が見られる。

	野田北部まちづくり協議会地域	鷹取東第一地区 区画整理事業地区	地区計画・街なみ環境 整備事業地域
地区面積	1.3ha	8.5ha	6.4ha
設立時期	平成5年1月	仮換地指定 平成8年8月28日	平成8年11月5日告示 平成9年6月20日承認
町名	浪松町・長楽町・本庄町・ 海運町各2~4丁目	海運町2,3丁目・日吉町5,6 丁目・若松町10,11丁目・野 田町4丁目・大橋町10丁目	長楽町・本庄町各2~4丁 目
世帯数(H2)	1031世帯	905世帯	850世帯
震災による被害		全焼全壊90%半壊7%	全壊68.8%半壊25.8%

表1 地区の概要

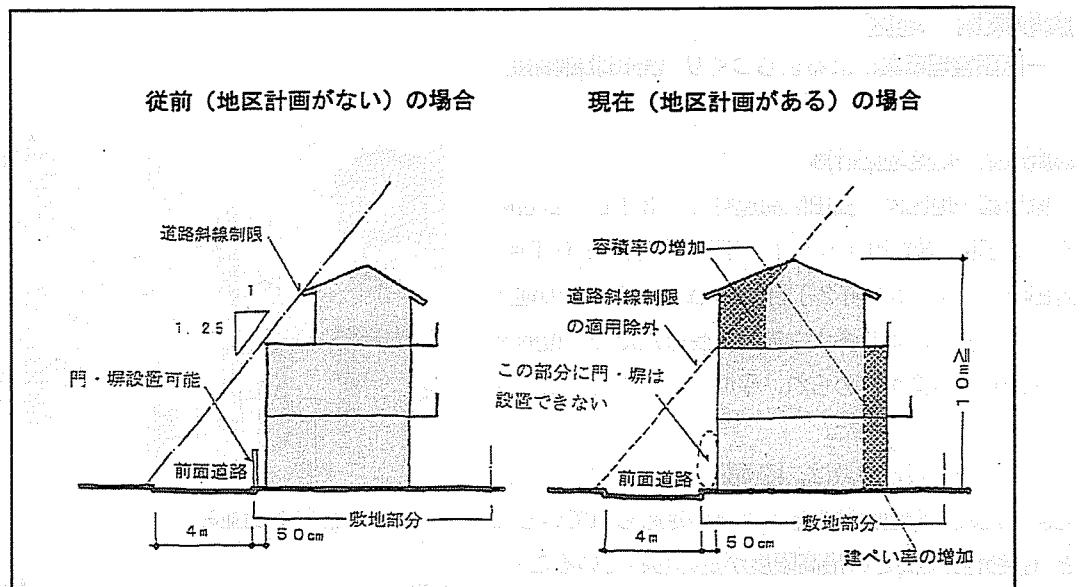


図1 地区計画説明図

②インナー長屋改善制度

インナー長屋改善制度は、個別に建て替える事が困難な住宅密集地で、建替のルールが定められた地区においては、建築基準法の形態規制の総合的運用により良好な住環境を形成するための制度であり、壁面の位置制限が定められた地区計画区域内で運用できる。

規制：準耐火建築物・耐火建築物とする

緩和：角敷地の扱い（指定建ぺい率の10% 加算）

効果：（街並み誘導型地区計画との複合）住居系敷地で建ぺい率70%の総3階建てが可能となり、容積率200%が確保出来、従前床面積に近い床面積の建物の再建が可能となる。

③街なみ環境整備事業

（平成9年6月20日大臣承認）

この事業は、主に住宅地を中心とする市街地において、ゆとりとうるおいのある住宅地の形成のために市とまちづくり協定を結んだ住民が協力して、住宅や道路などの整備を行う事業である。

野田北部のまちづくり協定では「緑あふれ、ぬくもりとうるおいのある下町」・「野田北部らしさの追求」を目指している。

実際に野田北部地区で施工されている事業は、神戸市が直接施工する細街路の美装化と住民の工事に対する助成がある。

細街路整備は、私道・公道問わず2項道路

（野田北部ではほとんどが約3m幅員）の美装化を行う。沿道住民が集まり、2項道路の中心線を決め、水道・下水道などの埋設管の調整を行い、下町らしい舗装ということで、玉砂利洗い出し、インターロッキング、小舗石などの材料を選定し、住民の要望を反映した美装化をおこなっている。

また修景助成は、植栽・門扉の工事費、角敷地または連坦する3以上の敷地での景観に配慮された新築住宅の外壁、屋根の工事費に助成を行うものであるが、狭小敷地(40~60m²)が多く植栽のスペースが不足するため、3件の助成にとどまっている。

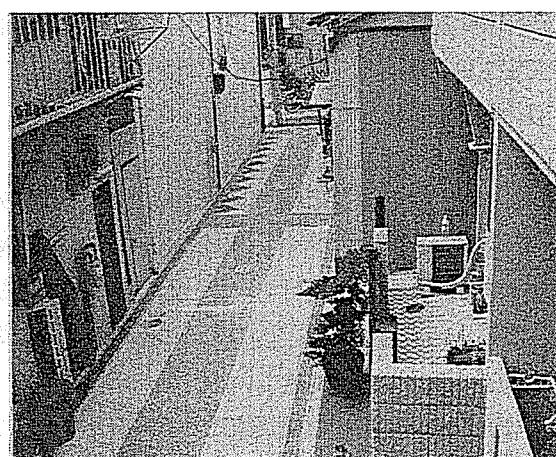


写真1 細街路整備の例（きんもくせい通り）

鷹取東第一地区

一区画整理事業によるまちづくり（野田北部隣接）

■鷹取第一地区地区計画

鷹取第一地区は、長田区海運町2～3丁目、日吉町5～6丁目、若松町10～11丁目、大橋町10丁目、野田町4丁目、本庄町2丁目、面積約8.5haの地区である。震災により多大な被害を受けたため、復興地区画整理事業が進められ、平成8年11月に地区計画が併せて決められた。

この地区計画の特徴は、区画整理後の土地の細分化を防ぐため、敷地面積の最低限度が定められていること、住宅地区で高さの最高限度が定められていること、不燃化促進事業のため、集合住宅地区および住商協調地区で高さの最低限度が定められていること、などである。

また、地区計画がかけられることにより、インナーロード制度が活用され、全敷地において建ぺい率が10%緩和される（ただし建物の構造規制がある）ことも大きな特徴である。

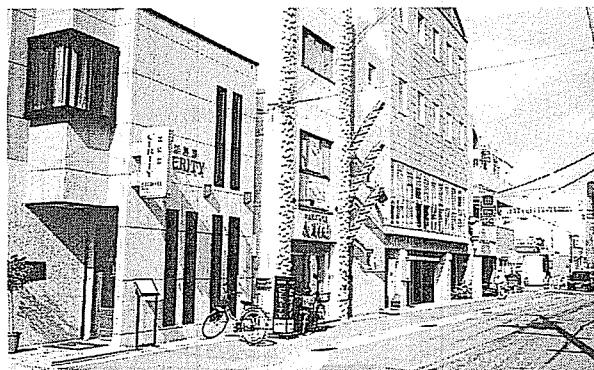
平成11年10月現在、仮換地指定率が90%を超えており、復興区画整理事業地区の中でも、最も事業が進んでいる地区といえる。

■地区の現状

板宿線から大国公園に至る東西の通りは、震災前、鷹取商店街として賑わっていた。復興事業計画でもこの通りはメインの動線となっており、地区計画上も住商協調地区に位置づけられている。商店の復興は進んできているが、通りに面して専用住宅も増えてきており、以前とは違った景観が生まれつつある。

3階建住宅がたいへん増えており、市街地全般における傾向がここでも現れている。地区計画では、外壁の位置や軒の高さに関する規定を設けていないため、家並みが崩っているわけではないが、建ぺい率の緩和を得るために、その条件として義務づけられている準耐火構造の建物が増えてきている。

また、この地域では建築家によるすまい・まちづくり活動が盛んであったため、協調化住宅や戸建住宅を建築家の手が加えられて、個性的な建物があちらこちらにある。



鷹取商店街の街並み



3階建の住宅群



協調化住宅



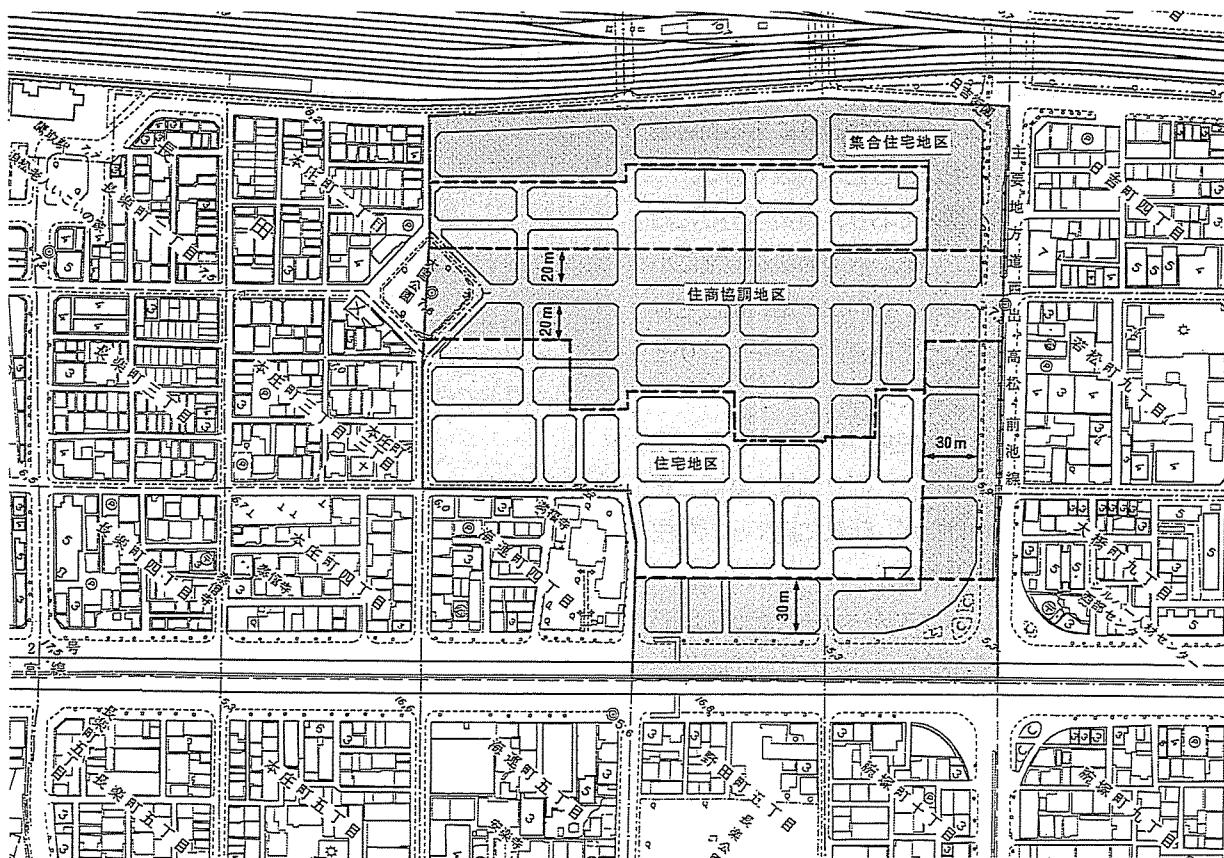
戸建住宅のデザイン

■鷹取東第一地区地区計画

建築物等の整備の方針

- 「住宅地区」：震災復興土地区画整理事業区域内における住宅の再建を目指すとともに、良好な居住環境の形成及び保全を図るため、宅地規模、建築物等の規模に留意して整備を行う。
- 「集合住宅地区」：中高層集合住宅の建設などJR線沿い及び板宿線沿道の土地利用の増進を進め、震災復興に向けた良質な住宅の供給促進、防災性の向上、良好な居住環境の形成及び保全を図るため、宅地規模、建築物等の規模に留意して整備を行う。
- 「住商協調地区」：幹線道路の沿道利用促進や商店街の共同化等による土地の有効利用を進め、住商機能の調和と防災性の向上を促進し、良好な居住環境の形成及び保全を図るため、宅地規模、建築物等の規模に留意して整備を行う。

地区の細区分	住宅地区	集合住宅地区	住商協調地区
用途の制限		パチンコ屋、射的場、勝ち馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する建築物は建築してはならない。	
敷地面積の最低限度	60m ²	60m ²	60m ²
高さの最高限度	15m		
高さの最低限度		指定容積率300%の区域においては7mとする。	指定容積率300%の区域においては7mとする。



六甲道駅西地区

一区画整理事業によるまちづくり

■六甲道駅西地区地区計画

六甲道駅西地区は、灘区琵琶町1～2丁目、面積約3.6haの地区である。震災により多大な被害を受けたため、復興土地区画整理事業が進められ、平成8年11月に地区計画が併せて決められた。

この地区計画の特徴は、住商協調地区で準住居並みの用途規制をかけたこと、区画整理後の土地の細分化を防ぐため、敷地面積の最低限度が定められていること、住宅地区で高さの最高限度が定められていること、などである。敷地面積の最低限度に関しては、西部市街地の区画整理事業地区でのそれが60m²であるのに比べ、やや大きい80m²となっている。

また、地区計画がかけられることにより、インナーロード制度が活用され、全敷地において建ぺい率が10%緩和される（ただし建物の構造規制がある）ことも大きな特徴である。

平成11年10月現在、仮換地指定率が90%に近づいており、復興区画整理事業地区の中では、鷹取第一地区に次いで進んでいる地区といえる。

■地区の現状

この地区は、東側の南北通りをはさんで、復興再開発事業地区に接している。その南北通りにある商店を除けば、おおむね専用住宅が建ち並ぶ地区である。

3階建住宅がたいへん増えており、市街地全般における傾向がここでも現れている。敷地面積が極端に小さいものが少なかったためか、共同化・協調化住宅はあまり無いが、それがかえって戸建住宅がギッシリと建てづまっている印象を与える。

震災前もかなり密集した住宅地であったためか、少しでもうるおいを持たせるべく、周りに植木鉢などを置いている家を多く見かけたが、新たに建てられた住宅にも同様の傾向が見てとれる。

また、この地域では、ハウスメーカー数社がそれぞれまとまった数の住宅を供給したため、比較的形態や色が似通った建物がそこここに見られる。



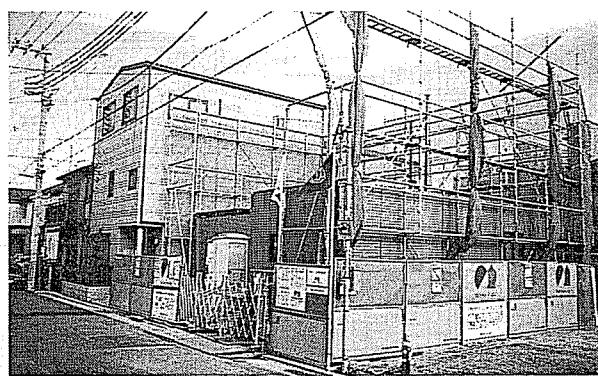
再開発地区を望む街並み



地区的街並み



新築住宅の外構植栽



建設中のハウスメーカー住宅

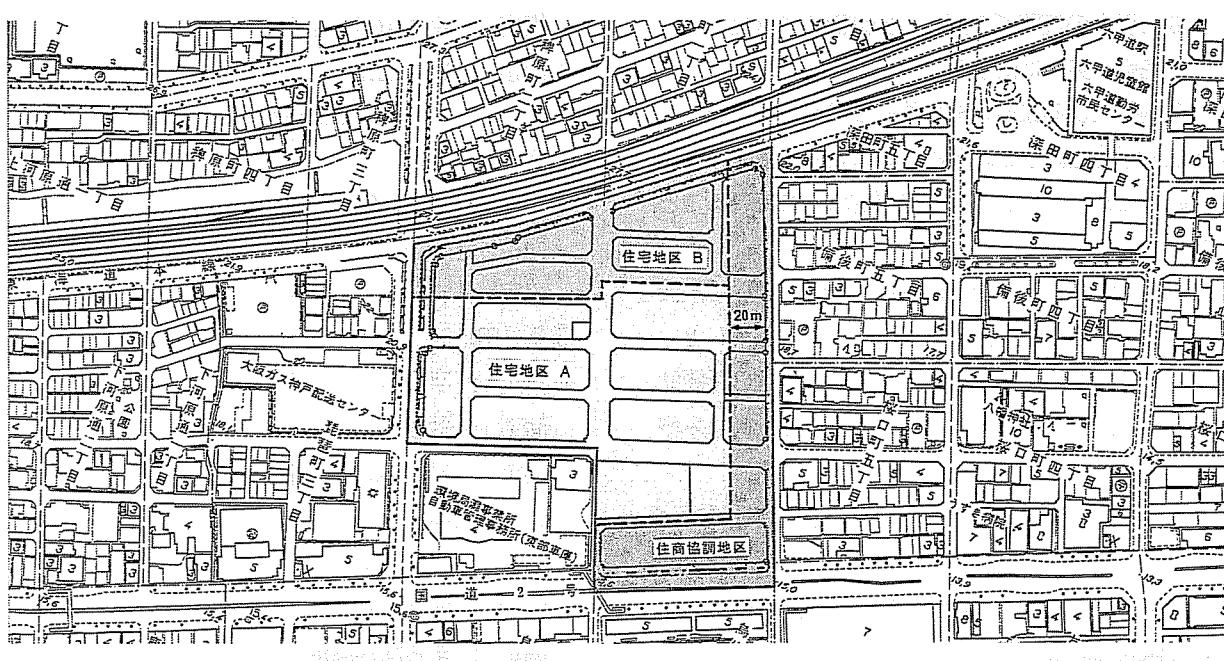
六甲道駅西地区地区計画

建築物等の整備の方針

「住宅地区」：居住環境を阻害する大型の商業・業務施設等が立地することを防ぐことにより従前の低中層を基調とした住宅地とするため、又、良好な居住環境の形成及び保全を図るため、宅地規模、建築物等の規模に留意して整備を行う。

「住商協調地区」：住宅と住宅地に必要な日常生活サービス関連を中心とした商業施設とがお互いに調和した地区を目指すとともに、防災性の向上を促進し、良好な市街地形成を図るため、宅地規模、建築物等の規模に留意して整備を行う。

地区の細区分	住宅地区 A	住宅地区 B	住商協調地区
用途の制限	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1 ホテル又は旅館 2 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築物 3 自動車教習所 4 店舗、事務所及び危険物の貯蔵庫等でその用途に供する部分の床面積の合計が $1,500\text{m}^2$ を超える建築物		次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1 マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝ち馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する建築物 2 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が 50m^2 を超えるもの 3 準住居地域で禁止されている事業を営む工場 4 準住居地域で禁止されている危険物の貯蔵又は処理に関するもの
敷地面積の最低限度	80m^2	80m^2	80m^2
高さの最高限度	15m		



④街なみ環境整備事業

■街なみ環境整備事業とは

「街なみ環境整備事業」とは、住宅が密集している地域や、景観形成上の問題がある地域において、道路や公園などの整備あるいは建物への景観助成を行い、ゆとりとうるおいのある住環境をつくり出すための事業である。

背景としては、生活の豊かさを求める声の高まりのなかで、中間的な住環境水準の地区を対象とした住民の自主的なまちづくりを支援することが必要となってきたことから、平成5年に国の制度要綱にもとづく国庫補助事業として創設されたものである。

■街なみ環境整備事業の内容

街なみ環境整備事業の対象区域は、街なみ環境整備方針を策定する「街なみ環境整備促進区域」と地区施設等の整備を行う「街なみ環境整備事業地区」の2段階となっている。

街なみ環境整備促進区域は、面積1ha以上で、次の①～③のいずれかの要件に該当する必要がある。

①接道不良および住宅密集に関する要件

戸数密度 ≥ 30 戸/ha 接道不良住宅率 $\geq 70\%$

②道路、公園等に関する要件

6m以上の道路 $< 1/4$ 公園面積 $< 3\%$

③住宅等の美観に関する要件

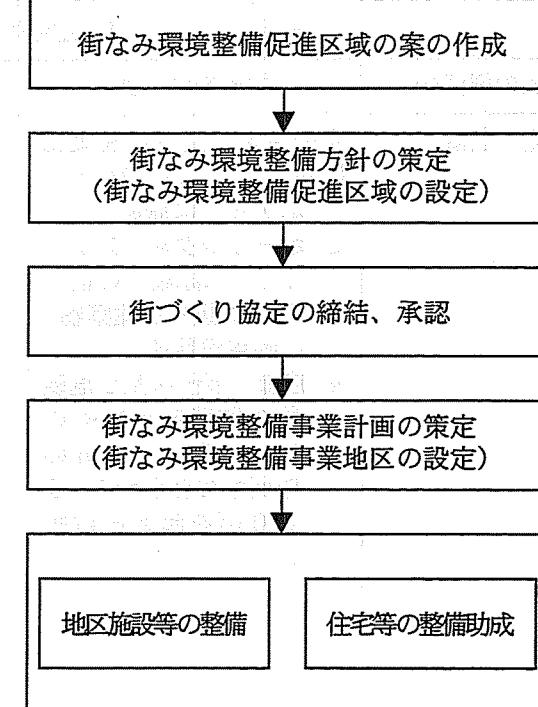
条例等による景観形成の位置づけがあること

街なみ環境整備事業地区は、面積0.2ha以上で、促進区域内にあり、街づくり協定が定められていることが要件となっている。

事業地区内では、市が直接道路、公園あるいは集会所や防火水槽などを整備する「街なみ環境事業」と、地元住民が協定にあわせた建物を建てるときの景観助成や、共同住宅を建設するときに補助する「街なみ環境整備助成事業」が行われる。

街なみ環境整備事業は、それぞれの地域特性にあわせるため比較的自由度が高く、また住民の意向を反映させやすい制度となっており、各地で事業地区が増えている傾向にある。

■街なみ環境整備事業のしくみ



■神戸市内の街なみ環境整備事業

平成11年10月現在、神戸市内の街なみ環境整備事業地区は以下の4地区である。

①魚崎郷地区

指定：平成10年11月
面積：約30.9ha
協定：景観形成市民協定

②新在家南地区

指定：平成9年6月
面積：約30.4ha
協定：まちづくり協定

③新長田地区

指定：平成10年11月
面積：約21.9ha
協定：景観形成市民協定

④野田北部地区

指定：平成9年6月
面積：約6.4ha
協定：まちなみ協定

⑤緑化促進のための助成制度・取り組み

○芦屋市生垣助成制度

芦屋市は、北に六甲山、南は大阪湾に面し、瀬戸内海気候の温暖な自然と緑ゆたかな環境に恵まれ、すぐれた自然環境のもと大阪や神戸のベッドタウンとして、市内外にも誇る都市景観を守ってきました。

しかし、昭和40年代頃からの高度経済成長による経済活動の拡大や都市化の進展により、山麓部の開発や大きな屋敷の相続等に伴うマンション化が進み、緑の消失が目立ち始めました。このような状況下から、昭和48年に「緑ゆたかな美しいまちづくり条例」を制定し、都市の美観上重要な保護樹・保護樹林を指定し、緑化に努めてまいりました。また、全市公園化構想を打ち出し、花と緑いっぱいのまちづくりの推進・維持をはかってきました。

社会情勢の変化により、市街地の緑の量に減少傾向が生じ、また地域によって緑被率にバラツキが出はじめ、緑化施策の見直しが必要となっていました。

また、昭和61年に新たに策定した総合計画により「自然と調和する緑ゆたかな美しいまちづくりを目指す」「豊かな人間性と文化をはぐくむ健康なまちづくりを目指す」として、緑化を市の重要な計画目標とし、昭和62年以降、市街地の緑被率・緑視率の現状、緑の特性・質及び市民の意識、また緑の果たしている役割などの基礎調査を行ってきました。

平成2年には、大阪鶴見緑地において国際花と緑の博覧会(花博)が開幕し、「人間と自然の共生」に対する関心が高まる折、本市でも実施計画の中で特に民有地の緑化に重点をおいた「生垣助成制度」をスタートさせました。この助成制度は、昭和63年設立の緑化基金制度の果実を使って助成をしています。

その後、緑ゆたかな美しいまちづくり条例に基づき平成4年度には緑化推進基本計画を策定し、平成5年度よ

り公共緑化で75,000本、民間緑化で25,000本の計10万本植栽計画を緑化目標としスタートさせました。その中の民間緑化の一環として、この生垣助成の制度も重要な位置を占めています。

このたびの震災においても、樹木があることによってたとえば類焼が免れたとか、ブロック塀が倒れて被害が出た所でも生垣の在ったところは被害が出ていませんでした。

しかし、震災により直接の被害は少なくすみましたが、その後の建物の解体と共に緑は伐採されることとなり芦屋の特徴である民有地の緑が減少することとなりました。

そこで、芦屋市では震災以後に建築される建物に生垣の整備を進めるべく平成7年度より交付金の算定基礎を工事費の1/2から2/3にし、また限度額も20万円から40万円に倍増しました。

これによりその必要性が以前にも増し、その申し込みについては、格段の差が出てまいりました。生垣緑化助成の震災以前と震災以後の傾向を見ますと、震災以前の平成2年度から平成6年度までは、植栽本数も300～500本、助成金の合計も年間百万円前後でしたが、震災以後急激に要望が増え、植栽本数は2,000～4,000本、助成金の合計も年間一千万円以上となっております。

なお、生垣に使われている樹種については、ウバメガシ・カイズカイブキ・カシ類・ベニカナメモチ・レッドロビンなどが多く使われており、震災以前と震災以後では特にベニカナメモチとレッドロビンの植栽数が12～13%であったものが、平成7年以降30～40%に増えていきます。

この生垣助成の植栽本数や助成金については、ここ数年の間は区画整理事業等の面的整備の進展に伴い同水準で推移するものと思われます。

生垣 緑化 の 事例



施行前



施工後

助成額は、近隣各市も含めて下記のとおりとなっています。

市町名	補助対象	助成内容	限度額
芦屋市	生垣（樹木）	工事費の3分の2以内	400,000 円
	生垣（つた）	〃	150,000 円
	撤去費（ブロック塀）	〃	120,000 円
西宮市	生垣	全額	100,000 円
	撤去費と生垣	〃	170,000 円
(被災建替住宅については限度額無し。)			
神戸市	生垣	工事費の2分の1以内	50,000 円
	撤去費	全額	100,000 円
宝塚市	生垣	工事費の3分の2以内	100,000 円
		〃 (重点推進地区)	200,000 円
	撤去費と生垣	工事費の3分の2以内	150,000 円
		〃 (重点推進地区)	300,000 円

芦屋市戸建て住宅の景観配慮

○戸建て住宅の緑化による景観配慮

芦屋市は、戸建て住宅の生垣や石垣、門、塀などの道路に面する部分がまちの景観を育んできたという歴史があります。この度の震災でこれらの美しい景観が大きな被害を受けてしまいました。

そこで、芦屋市では、平成8年3月に景観条例を制定し、大規模建築物等の指導基準を設け指導助言をしてきましたが、戸建て住宅については景観配慮の視点からの指針はありませんでした。

そこでこの度、戸建て住宅の景観配慮の基本的な考え方についてのパンフレットを作成しました。

このパンフレットではまちなみ作りの基本的な考え方として以下の3つの事項を述べています。

- ① 自分の家の前を歩く人に見せるという意識をもつ、または見え方に配慮しましょう。
- ② 隣の家（周辺環境）との関係に配慮しましょう。
- ③ 時間をかけてまちなみを育んでいきましょう。

また、生垣、石垣、塀、柵・駐車場・門、玄関口について写真を載せて景観上の配慮をうたっていますが、やはりどの写真にも緑が写っており、その景観を和らげ落ち着かせていることがうかがえます。

この度の震災で、戸建て住宅の景観が大きく損傷したことは、まちなみの景観を育むうえで大きな課題となってしまったのです。

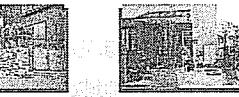
そこで、芦屋市では、戸建て住宅の景観配慮についての指針を作成することになりました。

この指針は、芦屋市戸建て住宅の景観配慮についての考え方や、実例などを示すもので、芦屋市戸建て住宅の景観を守るために、ぜひ参考にしてください。



芦屋の景観

ふたたびゆかたかな美しい戸屋の景観をめざして
戸建て住宅のよととした民百姓の記念帳



芦屋市

埠・柵

土垣や石垣などの垣籬草に囲まれた和風や、
洋風に囲まれた洋風の風景でなくさ
ん文化でした。
埠と柵にこうに見え入る大きな樹木も周囲の
まちなみの印象でした。
また、白壁に見える柱の柱や門に用された
樹木にいたたななどは街行く人の心地良
せです。

生垣・石垣

生垣や石垣は、區画以前から戸屋市内の各所
に残られ、戸屋のまちなみの印象の一つとし
て受けられます。
生垣と石垣の組み合せなどバターンもバラ
エイにあり、表情豊かなまちなみが演出さ
れます。
また、自然素材を用いているので、時間の経
過とともに、味わいができます。

入り口に生垣、石垣

ドアを通して生垣、石垣

玄関に生垣や石垣がこなれていて、

玄関に生垣や石垣がこなれていて、

ドアを通して生垣、石垣

玄関に生垣や石垣がこなれていて、

セットバック

追加費用をせずに済んでしまはず、手を出させることにより、追加費用にケチりができます。
セットバックによってできた余地に緑を植えることにより、通りにうるおいが出てきます。

○まちなみ緑化助成制度

芦屋市では、平成8年3月に景観条例を制定し、緑を景観の重要な要素と考え、緑ゆたかなまちの景観形成に取り組んでまいりました。

しかし、震災復興の過程で緑の喪失が指摘されるなど、景観上多大な影響をおよぼす問題が生じており、また、被災地以外の一般市街地においても緑ゆたかな景観形成の必要性が叫ばれています。

このため、芦屋市では住民が主体となったまちなみ緑化の取り組みを支援する「まちなみ緑化助成制度」を創設し、緑ゆたかなまちなみ景観の形成を図ることとしました。

この制度は、地域のまちなみ景観の向上を図るため、一定のまとまりのある地域の住民が主体となって緑化を行う場合、一定の要件（緑化計画書を作成し、地区指定を受ける。）を満たせば助成金を受けることができる制度で、兵庫県まちづくり政策課の支援を受け、平成11年度～平成14年度の4カ年の期間限定で、策定した制度です。

この制度を受ける為、次の3つの要件を決めています。

①地域のまちなみ景観の向上を図るために、住民等が主体となって、緑化に取り組むこと。

②地域の住民団体等が、まちなみ緑化に必要な緑化計画を作成すること。

③地域の住民等が緑化計画に基づき緑化工事を行うこと。

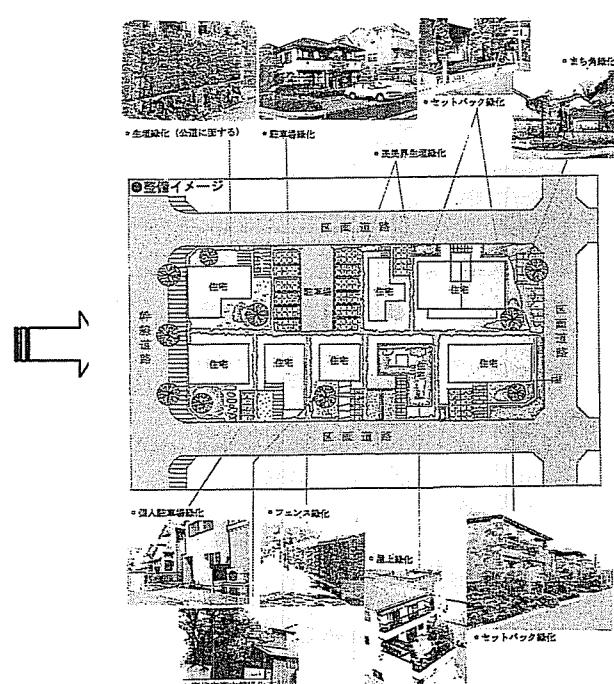
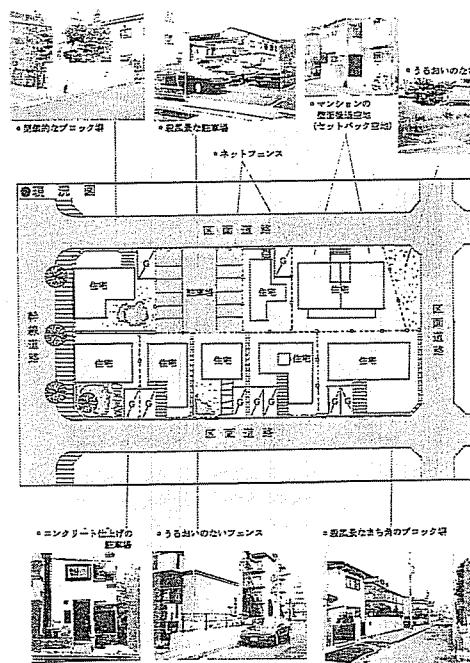
この3つの要件を満たせば、その地域を地区指定し、その地域の住民等が緑化工事をするための費用を補助しようとするものです。

芦屋市では、「生垣緑化助成」と共に民間緑化助成の大きな柱として「まちなみ緑化助成制度」を考えており、面的整備区域の事業進展に伴い、必要性がますます増大していくものと考えています。

この助成は兵庫県が3分の1、芦屋市が3分の1、そして事業者が3分の1を出し、緑化を行うものです。

また、計画書作成費は2分の1を兵庫県が、残りの2分の1を芦屋市が出し、事業者負担はありませんが、地域の代表者に1回のみ補助を行うものです。

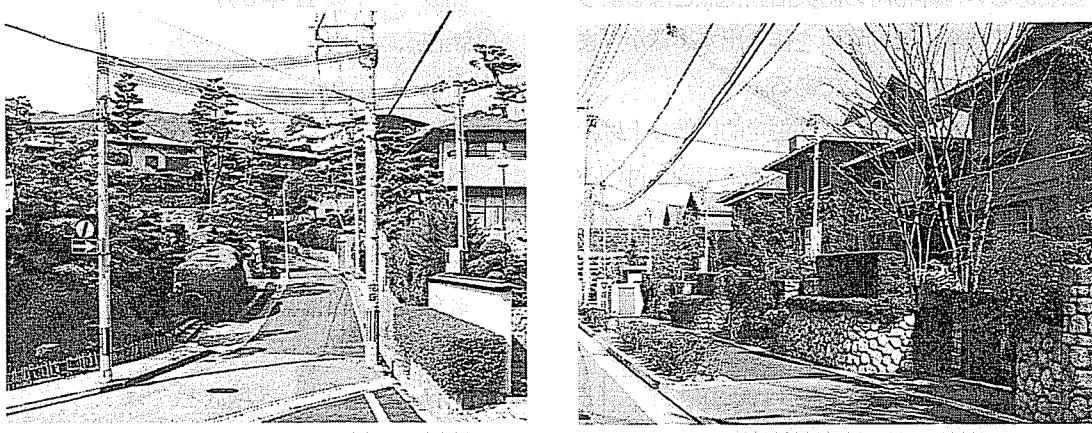
まちなみ緑化助成制度の整備イメージ



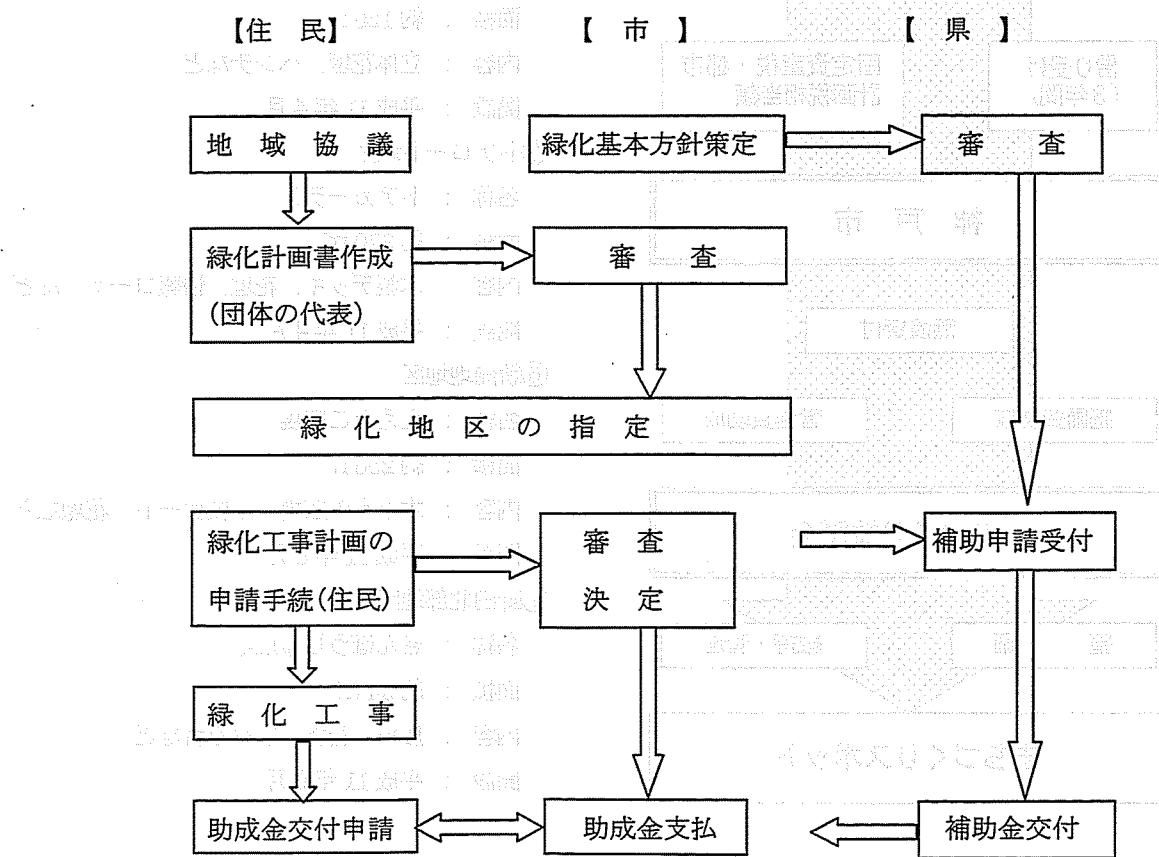
まちなみ緑化助成制度の補助対象限度額等は下記のとおりです。

	事業内容	補 助 率	補助対象限度額
ア	既設施設撤去費	2 / 3 (県 1/3、市町 1/3、施行者 1/3)	120,000 円／件
イ	* 施設整備費		400,000 円／件
ウ	計画策定費	1 / 1 (県 1/2、市町 1/2)	300,000 円／件

* 施設整備費の内容としては、シンボルツリー、ポケットパークの緑化、生垣緑化、屋上緑化、駐車場緑化、壁面緑化等の民間緑化が該当します。



「まちなみ緑化助成制度」の流れは下記のとおりです。



2) 空地からのまちづくり

①まちづくりスポット創生事業

■まちづくりスポットとは

震災で大きな被害を受けた地域では、壊れた建物が撤去された後、更地になったままの空地が数多く点在している。これらの空地が長い間市街地に取り残されしていくと、防犯上も防災上も問題が生じ、ゴミの不法投棄を招くなど住環境での悪影響も懸念される。

こういった空地を活用して、子供の遊び場やコミュニティ広場あるいは非常時の防災活動拠点となるように整備し、地元組織の活動場所を作り出す事業が「まちづくりスポット創生事業」である。

制度としては、空地を神戸市が暫定的に借り上げ、まちづくり協議会などの地元組織に無償で貸し付けるとともに、整備費や管理費の一部を補助するというものである。

まちづくりスポット創生事業のしくみ

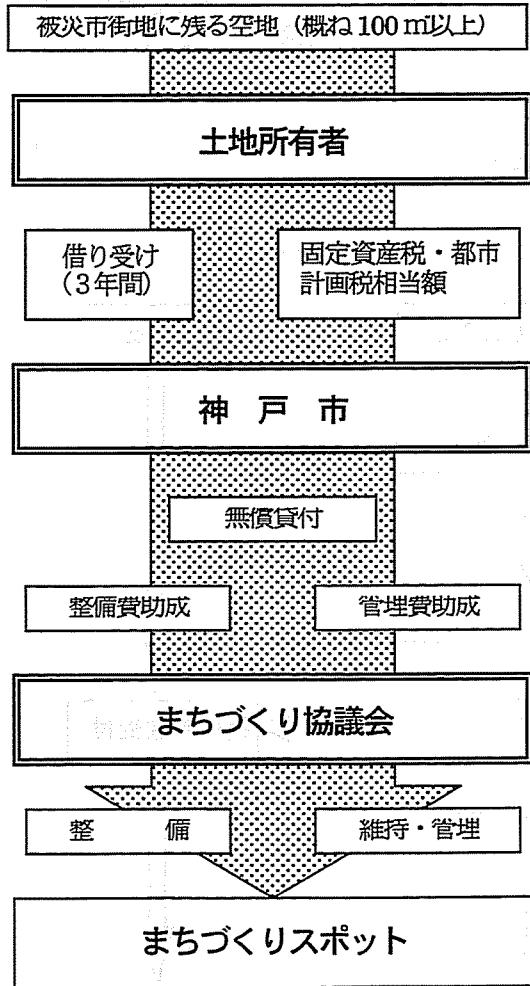


図7 地区のまちづくりスポット

平成11年10月現在、市内7地区でまちづくりスポットが整備された。

①岡本地区

名称：岡本花苑

面積：約151m²

内容：緑地、広場、ベンチなど

開設：平成11年5月

②新在家南地区

名称：街かど広場

面積：約139m²

内容：緑地、広場、ベンチなど

開設：平成11年8月

③灘中央地区

名称：なかよしランド

面積：約554m²

内容：遊び場、花壇など

開設：平成10年11月

④吾妻地区

名称：まちかど広場

面積：約120m²

内容：立体花壇、ベンチなど

開設：平成11年4月

⑤トアロード地区

名称：トアガーデン

面積：約370m²

内容：木製デッキ、花壇、情報コーナーなど

開設：平成11年4月

⑥新開地地区

名称：ええとこ広場

面積：約256m²

内容：木と土の広場、木製ゲート、花壇など

開設：平成11年8月

⑦野田北部地区

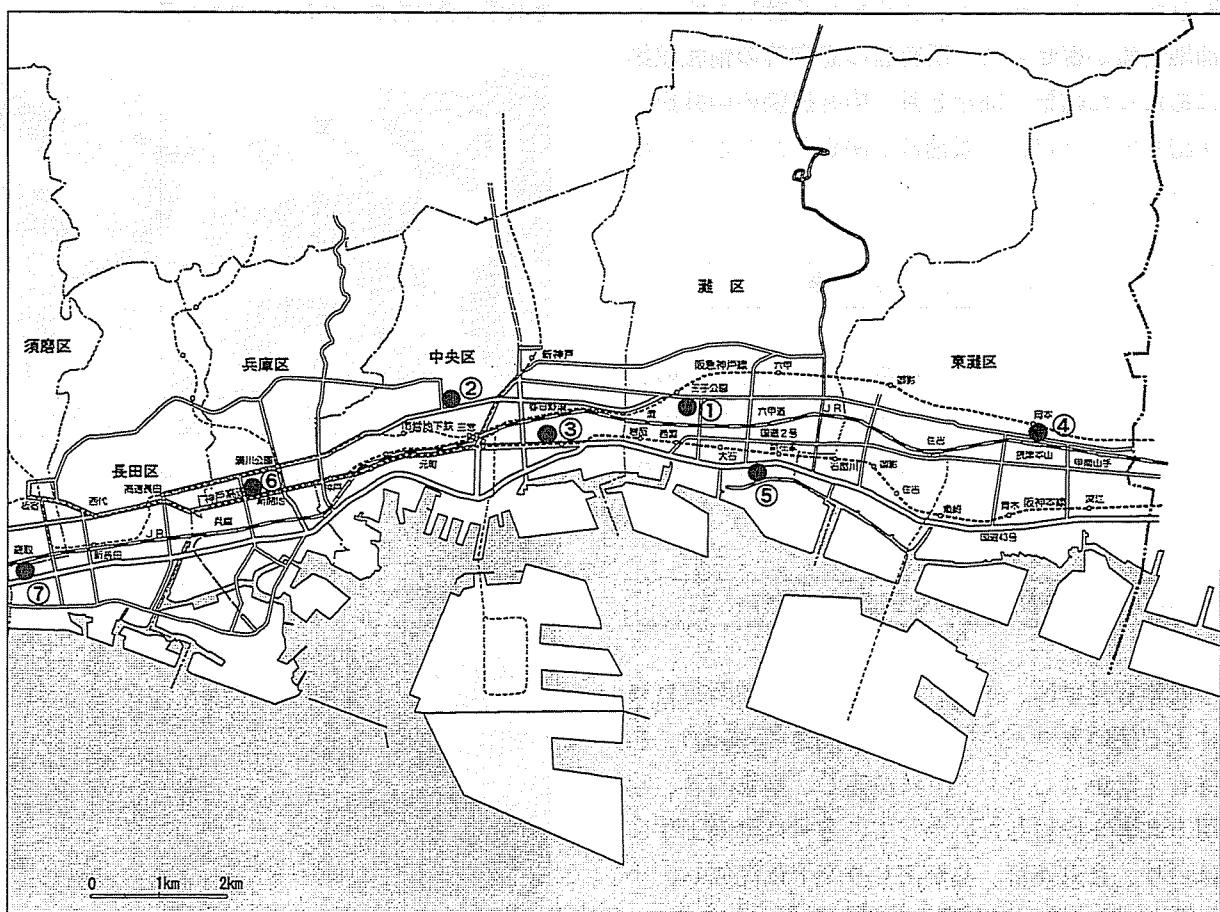
名称：きんぼうじゅ広場

面積：約94m²

内容：広場、花壇、すべり台など

開設：平成11年9月

- <事例地区>
 - ①灘中央地区：なかよしランド
 - ②トアロード地区：トアガーデン
 - ③吾妻地区：西国街道あづままちかどひろば
 - ④岡本地区：岡本駅前花苑
 - ⑤新在家南地区：新在家南町3丁目街かど広場
 - ⑥新開地地区：ええとこ広場
 - ⑦野田北部地区：きんぼうじゅ広場



西宮市は、高齢者等への開かれたまち構築の取り組みとして、西宮駅周辺の「西宮駅前花苑」(岡本地区)、西國街道の「西國街道あづままちかどひろば」(吾妻地区)、JR東海道本線の「トアガーデン」(トアロード地区)など、7箇所の事例地区を実現した。また、西宮駅周辺では、駅前広場の整備や駅周辺の歩行者空間の活性化、駅北側の「きんぼうじゅ広場」(野田北部地区)では、駅北側の歩行者空間の活性化などを実現した。

今後は、この事例地区を活用して、他の地区でも同様の取り組みが実現されるよう、各地区の特徴を踏まえた開かれたまち構築の実現を目指す。

また、西宮駅周辺の「西宮駅前花苑」(岡本地区)では、駅前広場の整備や駅周辺の歩行者空間の活性化などを実現した。

灘中央地区：なかよしランド 一手作りスポット

「なかよしランド」は岸地通5丁目に整備された面積約550m²の東西に細長い広場で、まちづくりスポット創生事業の適用第1号である。

地域の情報は地域の人が最もよく知っている

1997年12月、灘中央地区まちづくり協議会は全体会議で「まちづくりスポット創生事業」に協議会として取り組むことを決定し、候補地の選定に取りかかった。そして、各委員から計13カ所の候補地情報が寄せられ、所有者の意向等の情報収集にあたった結果、98年3月、中井病院の中井氏に快諾していただき、候補地が決定したこと、事業実施に拍車がかかった。

周辺住民をいかにくどくかが重要

そこで、協議会では、候補地の周辺住民への広場整備に対する協力依頼に1軒ずつまわり、何とか承諾を得ることができたが、このことも、事業が成功した一つのポイントとなった。

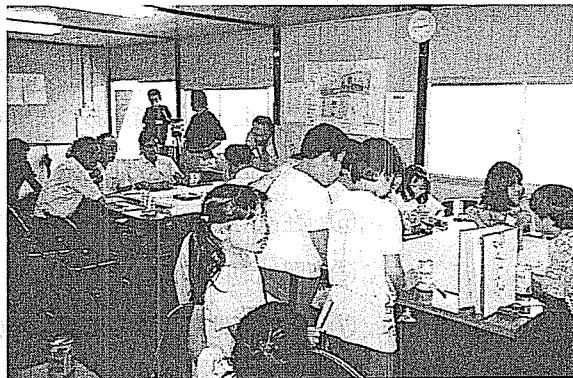
計画から実際の広場づくりまで、手作りで

同年6月には、子供、近隣住民、土地所有者等による使い方ワークショップを開き(写真①)、名称を「なかよしランド」に決定し、整備内容、利用方向等を検討した。そして、8月に整備工事にはいり、9月26日、なかよしランドは完成し、オープニングイベントが盛大に行われた。

なかよしランドは面積が広く、限られた整備費で魅力ある“まち”的スポットをつくる工夫の一つとして、道路沿いに木柵と花壇を設置している。

それを、なかよしランド整備の総仕上げとしてみんなで汗を流して木柵を振り下ろし、レンガを積み上げて作った(写真②)ことが、鍵の開閉や散水、花の植え替えなどその後の管理がうまく行われていることにつながっている。

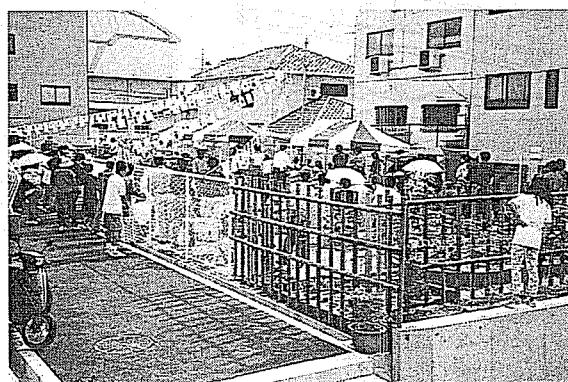
また、まちづくり協議会が中心になって、候補地探しからはじまり、計画づくり、実際の広場づ



写真①：使い方ワークショップの様子



写真②：木柵と花壇をつくっている様子



写真③：幼稚園の運動会風景（手前に見えるのが、みんなで作った木柵と花壇）

くり、そして維持・管理を行うことは、地域住民自らが自分たちの“まち”をつくるという意味で評価される。

ただ、完成から1年が過ぎ、幼稚園の運動会やバザー等には利用されている(写真③)が、ふだんの利用が今一つのため、協議会ではもう一工夫を模索している。本当の“まちづくりスポット”になるかはもうしばらく見守る必要がある。

トアロード地区：トアガーデン —「都会の中の庭」で育む心のエコロジー

平成11年4月27日、トアロード地区まちづくり協議会では、震災で被害を被ったNHK神戸放送局跡地の一部を利用して、地域のコミュニティ活動の拠点となる、まちかど広場「トアガーデン」が完成した。

トアガーデンは“都会の中の庭”をテーマに木製デッキと、フラワーポットやコンテナによる花中心のガーデニング手法を取り入れた植栽による憩いの広場としてしつらえ、モニターなどのNHKによる情報コーナーも設けられている。

この整備にあわせて、東側隣地において、神戸市都市整備公社によって暫定駐車場「神戸トアロード駐車場」が整備された。

トアロード地区では、平成8年1月のまちづくり協議会設立以来、精力的な活動を進めてきたが、実際にまちづくり事業を実施するためには、土地の取得や借り上げ、管理、共同事業のコーディネート、さらにはソフト面のイベント・文化事業の展開といった、しっかりした当事者能力を持つ法人組織の必要性が求められ、そこでまちづくり協議会と協働し、役割分担しながら責任ある事業主体となるまちづくり会社「㈱トアロードまちづくりコーポレーション」を設立した。

今回のトアガーデンのガーデン整備及びその維持管理をトアロードまちづくりコーポレーションが行い、さらに、その事業として、屋内（30席）、屋外（20席）の一体的利用によるカフェ形態をとった休憩施設を整備し（平成11年5月オープン）、ガーデンを楽しみながら、飲み物を中心に軽食もとることができる憩いとやすらぎの空間となっている。また、ガラスアートの導入をはじめ、ガーデニング・スクール、コンテナガーデン販売（フラワーポット）、ミニコンサートなどイベントも企画している。

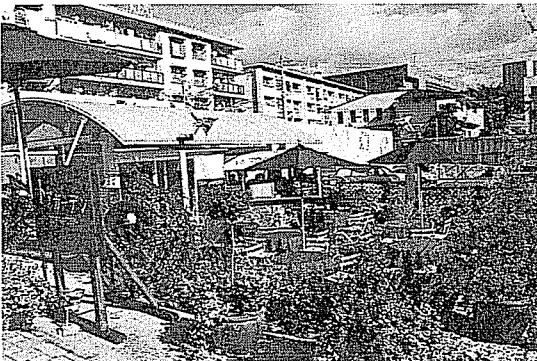
□トアガーデンの概要□

- ・位 置：神戸市中央区中山手通2丁目24番2
- ・面 積：369.56m²
- ・所有者：日本放送協会神戸放送局
- ・空地整備助成額：300万円

※トアロード駐車場（神戸市都市整備公社）

時間貸、24時間営業、30台収容

トアガーデンを西側よりのぞむ
トアガーデン南側入口
六甲有馬ロープウェーのゴンドラを利用したカフェ
NHKによる情報コーナー



トアガーデンを西側よりのぞむ



トアガーデン南側入口



六甲有馬ロープウェーのゴンドラを利用したカフェ



NHKによる情報コーナー

吾妻地区：西国街道あづまちかどひろば 一まちづくりの起爆剤として

(1)地区のまちづくり

周辺地区では、1998年11月に約1年間の準備期間を経て「人・つなぐ 旧西国街道まちづくりを考える会」が設立され、地域の将来的なまちづくりに対する取り組みが始まっていった。同会の区域は旧葺合地域の中央部で、旧西国街道が区域を縦断するかたちで東西に走り、地域のシンボルとして会の名称にも取り入れられている。また「人・つなぐ」は西国街道の西部、三宮東地区で震災後行われている花びらを道路に敷き詰めて絵を描く「インフィオラータ」の基本テーマでもある。

(2)広場の整備

まちづくりスポット創生事業の敷地は地区内の旧吾妻小学校用地にあり、大安亭市場の南側で旧西国街道に接している。この吾妻小学校跡は、建物をそのまま利用して2000年秋には「生涯学習支援センター」として再整備される予定があり、同会の設立を待って教育委員会・中央区役所と地元諸団体による生涯学習支援センター検討会が設置され、施設整備と地域との関係についての意見交換が行われる運びとなった。

「西国街道の会」設立時の活動目標に、西国街道のシンボル化と生涯学習支援センター（吾妻小跡）の整備が謳われ、まちかど広場の整備はその方針を具体化する活動でもあった。

ワークショップ形式を取り入れた検討会を4回開催し整備内容をつめ、教育委員会による建物側の整備、建設局森林整備事務所の協力による説明板及び旧西国街道の碑の製作、そして都市計画局によるまちづくりスポット創生事業の適用といった各局にわたる横断的な支援を得て整備することができた。

完成後は、住民団体の管理のもと、買い物客や高齢者の憩いの場として盛んに利用されている。

西国街道あづまちかどひろばは、西国街道の歴史と文化を伝える場所として、地域活性化やまちづくりの起爆剤となることを目的とした施設です。

位置：神戸市中央区吾妻通5丁目

旧吾妻小学校用地内

面積：約140m²

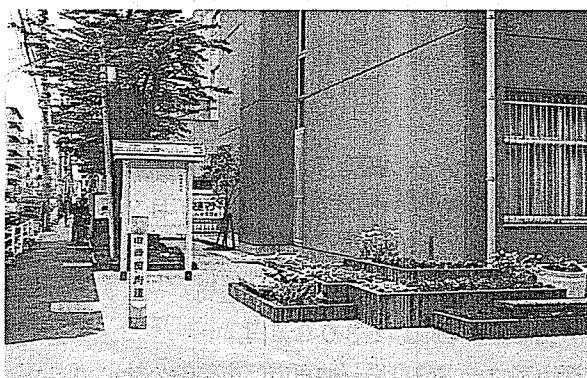
完成：1999年4月



ワークショップの様子



吾妻幼稚園の園児によるお祝いの吾妻太鼓



完成した広場

岡本地区：岡本駅前花苑

一街かどが緑豊かに、オープンに／まちづくり協議会+商店街の連携事業

阪急岡本駅下車、すぐ東にバラやハーブが植えられた広場を持つ約30台収容の駐車場がある。美しい街岡本協議会と岡本商店街振興組合とが連携して整備した、広場のある駐車場「ガーデンパーキング」である。地主の方に貸していただいた約1,040m²の敷地の内、約150m²は、まちづくりスポット創生事業を活用したまちかど広場「岡本駅前花苑」として整備し、残り890m²を商店街が来外者用駐車場として整備した。

試行錯誤の整備案～駐車場との一体事業

土地探しは平成10年秋頃から始められ、駅前の大きなお屋敷跡地の地主の方から土地を貸していただけるという返事を頂いた。

整備案としては、岡本地区が長年、駐車場&駐輪場不足に悩んでいたことで、駐車場+駐輪場+広場という計画からはじめた。後に、地区内に市営駐輪場整備の話を持ち上がり、駐輪場は計画からはずし、整備はまち協と商店街で分担して行うことになった。

スポット創生事業で整備を行うのは広場の部分だけだが、整備計画は一体的に考える必要があったため、車の置き方と広場の位置をうまくあわせていかなければならず、広場の取り方がなかなか決まらなかった。広場の内容についても、全面舗装案や、壁面緑化案、和風庭園案等、計画案は二転三転した。最終案が決まり、工事が始まり、竣工したのは平成11年5月末であった。オープニングセレモニーでは記念植樹と参加者への花の小鉢の配布等を行った。

花苑がつくりだしたオープンスペース

広場部分の計画案についてはまちづくり協議会の幹事会等で地元の意見を盛り込み、地域の造園業者に整備計画を依頼した。バラ、ハーブ、ハナミズキ等、内容も多彩である。

この岡本駅前花苑が整備されたことで、今まで高い塀によって暗がりとなっていた花苑の東側の細い道路が、とても明るくなり、地域の人にも喜ばれている。基本的には鑑賞用緑化スペースであるので維持管理が重要となる。専門的な世話をについては、整備を担当した業者に協議会から委託しているが、日常的な水やり等は近隣の方にお願いしており、近隣の方にも快く引

き受けていただいた。

誰もが楽しめる花苑になるように…

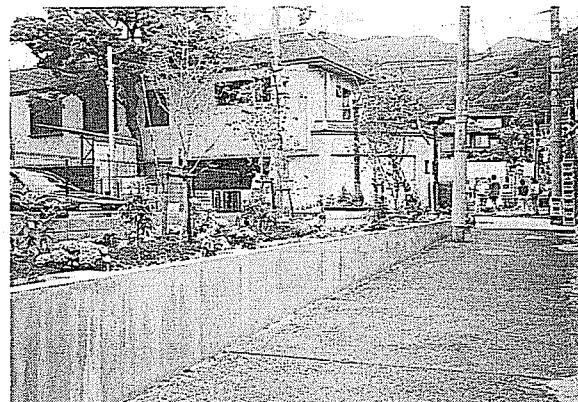
3年間という限られた期間の花苑ではあるが、その間に、できるだけ多くの人々に広場の存在を知つてもらい、木々や草花を楽しんでもらえるように、維持管理を続けていくことが一番の課題、目標であるだろう。



整備された岡本駅前花苑。花は少なめ、緑は多め。



入り口のバラ園。駐車場の看板と同居している。



花苑東側の道。塀はオープンになり、腰掛けにもなる。

新在家南地区：新在家南町3丁目街かど広場

新在家南町3丁目街かど広場

一コンビニもなかったまちに、買物広場が誕生／新在家まちづくり委員会のまちづくりスポット創生事業

国道43号の南に広がる新在家南地区。地域の中には医院もなく、コンビニエンスストアもない。日常の買い物にも不便を強いられている地区であった。

新在家南に買物施設が誕生した

その新在家南に、平成11年8月29日、八百屋がオープンした。ただし、八百屋といつても建物はない。広場に張られたテントの下で野菜や果物を並べて販売している、いわゆる青空市場スタイルの八百屋である。

買物施設誘致と地域内の空地活用とをあわせて、新在家まちづくり委員会が、まちづくりスポット創生事業を活用した「買物広場」整備を行ったのである。

土地探しよりも出店業者探しが大変

平成10年11月、まちづくり委員会にスポット創生事業の活用の話がもちあがった。地域としては花壇や公園よりも買物施設を整備したいということになり、候補地探しかはじまった。地区内の2割がまだ更地という状態ではあったが、地権者の意向、面積等の条件をクリアする土地は少なく、最終的に地域のほぼ中央に位置する43号沿道の約140m²の敷地を借りて進めることとなった。

一方、出店業者も探さなければならず、こちらのほうは出張販売のリスクのためか、なかなか見つからなかった。そのうち近くの市営住宅に来る移動販売車の八百屋の存在を知り、聞くと、かなり出店意向があつたので、話を進め、出店してもらうこととなった。

整備内容としては、予算との兼ね合いもあり、アスファルト舗装を基本に、周辺に木製トレリスを設置し、ツタやシンボルツリー等で緑化することにした。接道部分に並べた車止めを兼ねた樽のプランター8個は住民の手で製作と植え付が行われた。電気、水道も整備され、工事全体はまちづくり協議会の役員でもある地元の業者に発注した。

広場を活用していくこと

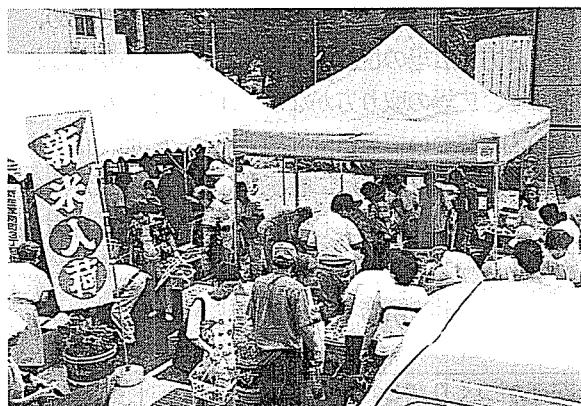
現在は、週に3日ペースで八百屋が朝から夕方まで営業している。夏の暑い時期を乗り越えて少しづつ客数も増えているようである。

今後は、店舗以外の利用やまちづくりイベントの企画等を考えていくことがまちづくり委員会の当面の課題である。花の苗を配布する緑花フェアーや、酒造メーカーとの協力によるきき酒会、その他交流イベントなど、計画当初からいろいろと検討はされている。

なかなかすぐにというわけにはいかないが、広場が地域の人の流れをつくるきっかけになればいいのではないかと思っている。



オープンにあわせて樽プランターをみんなの手で製作。



オープニングフェアの日、広場に多くの人が訪れた。



普段の風景。月水金は八百屋が出店している。

新開地地区：ええとこ広場 - 「ええとこ、ええとこ新開地」新開地のエコスポットに！

「ええとこ広場」は新開地2丁目商店街に接した面積約254m²の間口約8m、奥行き約24mの細長い敷地で、商店街内でのまちづくりスポット創生事業の適用第一号である。

候補地として取り上げた土地は、阪神・淡路大震災以前は川村博美氏が中川屋靴店として営業されていたが、震災後、営業は再開されずに更地の状態でフェンスによって囲われたままであった。

1999年3月、新開地2丁目商店街振興組合の方々と土地所有者の川村博美氏及び神戸市アーバンデザイン室・兵庫区まちづくり推進課の4者にて協議の結果、まちづくりスポット創生事業用地として使用できることとなった。

この用地は「聚楽館」跡地の北側に位置しアーケードのある商店街に面している。

震災後、商店街に活気を取り戻すためにいろいろな事業やイベントが実施されているが、これといって最良の策が見つかっていない中での、事業決定であった。

■計画イメージ

商店街に面した条件を活かし、来街者の憩いの場と活性化の拠点として位置づける。



「にぎやかさとたのしさのある広場」「あたたかさとやさしさを持つ広場」

■計画方針

- *材料として木製品を主に使用する。
- *「土の広場」と「木の広場」を設ける。
- *既存のフェンスを残し、南と東に入口を設置する。特に、東側の商店街に面した入口は商店街の顔として「ゲート性」をもたせる。

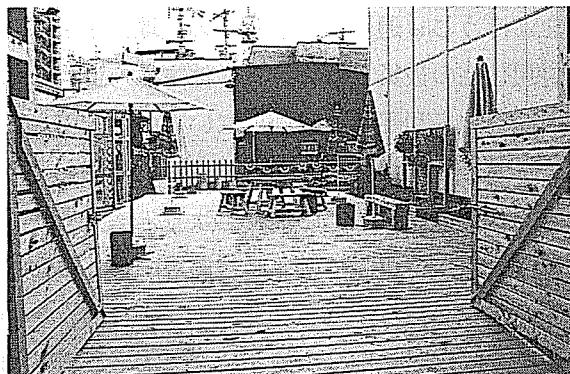
■計画内容

- *フェンス沿いの敷地周辺に約1mの緑地を設ける。
- *敷地の2/3程度は、「木製箆の子」あるいは「木煉瓦」による木の広場を設け、残りの部分は土の広場とし、イベントなど様々な使い方ができるまとまった空間を確保する。
- *住民参加による花壇を設ける。

エコロジーを取り入れた広場づくり

使用材料としての「木」は株式会社高島屋の協力により1998年の台風7号により森林被害を受けた千早赤阪村を抱く金剛・葛城山系の風倒木を利用することになった。3年間という短い期間に限定されたこの広場が、地域の人々にとっての憩いの場となり、来街者にやすらぎを与えることができるよう「ひのき」を使用することにした。「ひのき」には、気持ちを落ち着ける「かおり」と人々に安らぎを与える「木肌のぬくもり」があり、目にもやさしい絶好の素材であった。

1999年8月7日、災害により廃材になるべき木材が新たな生命をとりもどし、環境に優しい市民の憩いの「ええとこ広場」としてオープンした。今後の運営及び管理は新開地2丁目商店街振興組合が中心となって行うことになっている。オープン時には、新開地アートビレッジのフェスティバルと共に、地域の方々の参加による「フリーマーケット」などのオープニングイベントが実施された。新開地商店街地区の有益なまちづくりスポットになることを願っている。



写真①：アーケードから木の広場を望む



写真②：土の広場からアーケードを望む

野田北部地区：きんぽうじゅ広場

一細街路整備と住民参加による憩いの広場づくり

(1)地区のまちづくり

野田北部地区は、長田区西部にあり震災前からまちづくり活動に取り組んでいた地区である。震災後の火災による被害が大きかった地区東部は震災復興土地区画整理事業区域に入り、火災からまぬかれた区域は事業地区に入らなかった。今回の敷地は後者の区域にある。

この区域では、震災直後から地区計画によるまちづくりを進めていくことを検討し、街なみ整備型地区計画（96年11月告示）・街なみ環境整備事業の適用（97年6月）を受け、細街路（私道）の整備を進めていった。その細街路の一つに「きんぽうじゅ通り」がある。一方、まちづくり協議会では、日頃から近くの街区公園の管理やまちの飾花に協力してきた経過もあり、まちに花や緑で潤いを与える努力を重ねてきていた。

(2)広場の整備

きんぽうじゅ通りに面するこの敷地は小さな工場併用住宅の被災・解体跡で、地主さんは当分の間この土地を利用する計画はないとのことであった。まちづくり協議会は、この土地を活用して小広場を作り住民の憩いの場にしようと考えた。

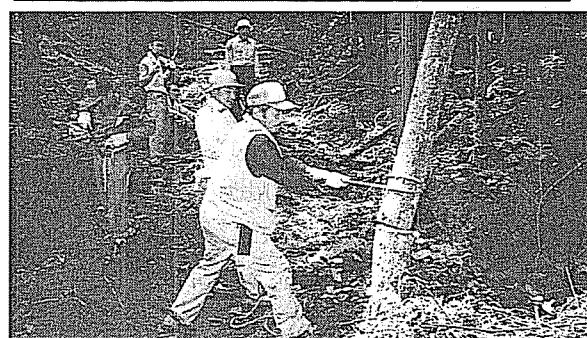
計画策定にあたっては、敷地周辺の住民やまちづくり協議会役員がワークショップを行った。特筆すべきは広場整備への直接的な参加で、計画づくりへの参加に加え、一つは整備に必要な木材の一部を神戸市森林整備事務所の間伐プログラムに参加してトラック一杯分確保したこと、二つめはその木材を使って広場工事の一部を住民が分担したり園名板を自作したこと、三つは広場工事の仕上げの花植えを住民が行ったことなどである。

このような直接的な参加形態は、野田北部地区のまちづくり活動の最も特徴的な部分で、これまで培われてきた住民参加の力をいかんなく発揮したものである。

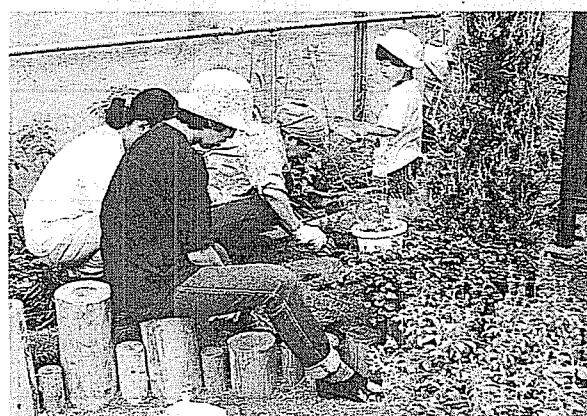
位置：神戸市長田区長楽町2丁目

面積：約80m²

完成：1999年9月



木材の伐りだし



みんなで花植え



完成したきんぽうじゅ広場と園名板

7.まとめ

—生活がつくる新しい風景に向けて—

1.再建市街地の景観実態

この調査では、震災から4年を経た被災地の景観について、2つの視点—①どこでも同じような家並みになってきたことの確認、②これから町並み形成につながる景観要素を探して—をもって、事例を集め、再建市街地の実態を提示することを第1の目的とした。

被災地の9割は、いわゆる白地地区と呼ばれる地域で、その再建は、個々の敷地における自力再建が基本である。被災後1年～2年にかけて、急激に再建が進んだが、3年を過ぎる頃から再建は停滞した。その一方で、現在もいったん更地になった敷地の2割～3割は空地のままである。

再建された住宅によって新しい町並みが現れてきた。身近な生活の場の風景が急激に大きく変化しつつある。この実態を調査結果からまとめると以下のようないくつかの特徴が指摘できる。

①「どこでも同じような風景になってきた」という点について、実際に事例を重ねてみると、

- プレファブ風の住宅が多く建ち、確かに個々の住宅レベルでは、均質で類型的で、ほとんど地域性はない。
- しかし、道と敷き際との関係や、敷地規模・形状による建物と道がつくる空間性、柵や塀周りに現れる植木鉢や植栽デザイン、玄関周りの表出などに、地域性が見られる。
- 外壁の素材や単純な形態といった住宅の特性から、均質で無機質な家並みとなっている。
- それにもかかわらず、個々の住宅が、それぞれの住要求にもとづいて建てられており、建物床面積の増大、敷地内での駐車スペースの確保が、個別敷地ごとに解決されているため、1つ1つは同じような構成であるのに、近隣相互の配慮はみられず、どこか雑然として印象になっている。

②「これから町並み形成につながる景観要素」を探る試みのなかで確認できたことは、

- 新しい町並み形成につながるととらえられた景観には、ガーデニングや敷き際の植栽、二項道

路拡幅部での花壇づくり、敷き際に並べられる植木鉢など、住み手が家やまちに手をかけていくなかで生み出されている要素が多い。特に、緑や花など、時間とともになじんでいく素材の力も大きい。

● 敷地間、敷地と道との関係や建物と建物の関係など、際の相互性、関係性をどのように作っていくかが、町並み形成に大きな力を持っていることわかる。

外構の協調化や地域の作法づくりなどの提案もある、この関係性の作り方のデザインといえる。

● 敷き際がオープンになっているというのは、物理的に敷き際要素がないというだけでなく、これまでの囲われた庭の縁ではなく、まちにむけて装うデザインが見られることにもよる。外に向かう敷き際をうまくつないでいくことが町並み形成につながりそうである。

● 同じような住宅が並んでいるが、建て売り住宅以外、建物が連続する風景はない。建物形態よりも、木質素材を使う、塀の素材や高さが似ているなど、要素の連携が町並みにつながっている例がみられる。柵に飾られる植木鉢なども含め、小さな点の要素が連携していくことで生まれてくるつながりがある。

● 街角の樹木や小さな店など、通りやまちに働きかける要素も重要である。

● 地域にまちづくり協議会やまちづくりのルールのあるところでは、その効果が少しづつ現れつつある。このように、それぞれの地域で見いだされてきた町並み形成につながるような景観要素をみると、少しの空間的ゆとりがあれば、時間をかけて育てていくことができるものが多く見いだされている。

2.景観実態にみる3つの手がかり

再建市街地の景観は、確かに地域性が希薄になり、住まい手の工夫は見られるものの、地域の住まい方が多様化して、なかなか住まいのかたちが地域の住まい方の表現になっていない。

しかし、これはある意味で、阪神・神戸地域に限らず、これから都市部の市街地更新のなかでどこでも

起こつてくる現象であろう。

先進的に変化が起つてゐる再建市街地の現象のなかには、これから町並み形成において考えて行くべきことを見いだしていくことができるのではないだろうか。

景観実態のなかから、これから町並み形成で考えていく視点を整理してみると、以下の3点がある。

①均質であることと生き生きしたまちなみのまとまりは違う

プレファブ住宅は均質で類型的であるが、個々に敷地におかれているだけでは、まちなみになつていかないようである。

伝統的なまちなみを構成する建物は、暮らし方と一緒にになっている。生き生きしたまちなみは、住まい方の表現から生まれる。

②住宅のデザインよりも、敷地と敷地、敷地と道など際の関係性のデザインのまちなみへの効果が大きい

味泥地区のまとめのところで提案されているような、密集市街地での新しい都市住宅の協調的建て方による敷地空間の使い方も、その1つである。

また、神戸市の新しい制度である近隣住環境計画では、生活道路沿道の住まい手が合意すれば、4mの空間を確保することを条件に、道路内に植栽や花壇を設けた路地的な道づくりを可能にしている。この調査で指摘している二項道路拡幅部の花壇の快適さを積極的に評価することにつながる。

通りにむけて置かれてる植木鉢の連携も敷き際のデザインとしての可能性がある。

いずれも住み手が近隣と相互に協調していくことで、生活空間のゆとりができる。

③敷き際が開いていくとともに、内から外に向かうパブリック性の創出が必要であること

これまで屏で囲まれたプライベートな庭と公共空間の道という関係があり、敷き際の作り方はどのように閉じるかというデザインであった。

それが震災後の住宅の建て方では、敷き際が開放的になってきている。屏や柵も低くなり、透過性が高い。そこに通りに向けて鉢植えが飾られたり、屏の外側に植栽され、屏や外壁を背景とした緑が増えている。生垣も比較的低い。

敷き際は、道に対して閉じると同時に、外に向かう

表現がでてきている。そこに新しいまちに対するパブリック性のデザインの可能性がある。

これら①～③の内容は、いずれも地域の町並み形成のルールや外構協調のデザインにもつながる視点でもある。

3. 町並み形成にむけて

ようやくまちが少し落ち着いてきたようである。再建とともに植えられた植栽も育ちつつある。

しかし、まちとの関係についての手がかりのない被災地で、個別に再建が進んだ結果、突然現れてきたまちなみについて、新しい景観の類型の章で指摘しているように、いかに時間を蓄積させていくか、どのように地域性をつないでいくか、どのように敷地と通り・まちとの関係をつくっていくかは、これからである。

それでも、これから町並み形成につながる芽ができていることが確認できたのではないだろうか。それらを確認し、評価していくことが、からの町並み形成のスタートになると考えている。

■参加者一覧

震災復興・実態調査ネットワーク 景観・空地調査チーム

代表 斎木 崇人 (神戸芸術工科大学)
天川 雅晴 (アップルプラン)
伊勢 博幸 (オオバ)
上山 卓 (コー・プラン)
小林 郁雄 (コー・プラン)
小浦 久子 (大阪大学)
佐田 高一 (芦屋市役所)
末包 伸吾 (神戸大学)
辻 信一 (環境緑地設計研究所)
浜田 有司 (神戸市役所)
藤井 高 (芦屋市役所)
三輪 康一 (神戸大学)
吉川 健一郎 (コー・プラン)

<協力メンバー>

織田 豊石 (アルデンテ建築計画)
狩野 裕行 (神戸市役所)
久保 光弘 (久保都市計画事務所)
後藤 祐介 (ジーユー計画研究所)
杉本 崇 (神戸芸術工科大学学生)
中川 啓子 (ジーユー計画研究所)
松島 啓之 (神戸大学学生)
安田 幸弘 (神戸大学学生)
山本 俊貞 (地域問題研究所)
吉田 薫 (まちづくりワークショップ)

and the other two factors were significant at the 0.05 level.

Age	Gender	Education	Marital Status	Family Size	Employment	Health Status	Health Care	Health Insurance	Health Coverage	Health Satisfaction	Health Improvement
18-24	Male	High School	Married	3	Yes	Good	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
18-24	Female	High School	Married	3	Yes	Good	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
18-24	Male	College	Married	3	Yes	Good	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
18-24	Female	College	Married	3	Yes	Good	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
25-34	Male	High School	Married	3	Yes	Good	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
25-34	Female	High School	Married	3	Yes	Good	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
25-34	Male	College	Married	3	Yes	Good	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
25-34	Female	College	Married	3	Yes	Good	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
35-44	Male	High School	Married	3	Yes	Good	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
35-44	Female	High School	Married	3	Yes	Good	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
35-44	Male	College	Married	3	Yes	Good	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
35-44	Female	College	Married	3	Yes	Good	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
45-54	Male	High School	Married	3	Yes	Good	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
45-54	Female	High School	Married	3	Yes	Good	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
45-54	Male	College	Married	3	Yes	Good	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
45-54	Female	College	Married	3	Yes	Good	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
55-64	Male	High School	Married	3	Yes	Good	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
55-64	Female	High School	Married	3	Yes	Good	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
55-64	Male	College	Married	3	Yes	Good	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
55-64	Female	College	Married	3	Yes	Good	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
65+	Male	High School	Married	3	Yes	Good	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
65+	Female	High School	Married	3	Yes	Good	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
65+	Male	College	Married	3	Yes	Good	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
65+	Female	College	Married	3	Yes	Good	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes

